

一 相続税の導入

1、明治37年11月 相続税法臨議提出案

明治二十七年十一月二十四日

内閣総理大臣（花押）

外務大臣（花押）

大蔵大臣（花押）

海軍大臣（花押）

文部大臣（花押）

逓信大臣（花押）

陸軍大臣（花押）

司法大臣（花押）

農商務大臣（花押）

別紙大臣請議非常特別稅法中改正法律案外一件ヲ審査スルニ、右ハ請議ノ通閣議決定、帝国議会へ提出

セラレ可然ト認ム、但シ呈奏付箋主務省協議済

追ニ、宅地地価修正法案ハ協議ニ由リ廃棄トセリ

法律案

呈奏付箋ノ通

〔付〕
「議会開会ノ始メニ予算案ト同時ニ提出可相成モノ」

非常特別稅法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝国議会三提出ス

法制局長官印

付箋

明治三十七年十一月三十日（衆）

内閣総理大臣

内務大臣

農商務大臣

大蔵大臣

相続税法案

右

勅旨ヲ奉シ帝国議会ニ提出ス

明治三十七年十一月三十日（衆）

内閣総理大臣

大蔵大臣

司法大臣

官房秘第1039号

臨時事件三因ル経費ノ増加ニ伴ヒ歳入ヲ増加シテ之レカ財源ニ充ツルノ必要アリ、依テ之レニ關スル計画ヲ立て別紙
非常特別税法中改正法律案、相続税法案、宅地地価修正法案ヲ闡議ニ提出ス

明治三十七年十一月七日

大蔵大臣男爵 曽祢荒助

内閣總理大臣伯爵 桂太郎

參照

民 法

第九百六十四条 家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス

- 一 戸主ノ死亡、隠居又ハ国籍喪失
- 二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ
- 三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚

第九百八十二条 法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ、其家ニ被相続人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ、親族会ハ左ノ順序ニ従ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス

- 第一 配偶者、但家女ナルトキ
- 第二 兄弟
- 第三 姉妹
- 第四 第二号ニ該当セサル配偶者
- 第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬

第九百八十五条 前条ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ、親族会ハ被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主、

又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス

前項三掲ケタル者ノ中ニ家督相続人タルヘキ者ナキトキハ、親族会ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス

親族会ハ正当ノ事由アル場合ニ限り、前二項ノ規定ニ拘ハラス裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得

第九百九十二条 遺産相続ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス

「相続税法案」

相続税法

第一条 相続開始シタルトキハ、開始地力帝国内ニ在ルト否トヲ問ハス、又被相続人若ハ相続人力帝國臣民タルト否トヲ問ハス、本法施行地ニ在ル相続財産ニハ本法ニ依リ相続税ヲ課ス

第二条 被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、左ニ掲クル財産ヲ以テ本法施行地ニ在ル相続財産トス

一 本法施行地ニ在ル動産及不動産

二 本法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル権利

三 前二号ニ掲ケタルモノノ以外ノ財産権

被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項第一号及第二号ノ財産ヲ以テ本法施行地ニ在ル相続財産トス船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

相続開始前一年内ニ本法施行地外ニ転シタルモノノ住所又ハ船籍ハ、本法施行地ニ在ルモノト

看做ス

第三条 被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、相続開始ノ際本法施行地ニ在ル相続財産ノ価額ニ、相続開始前一年内ニ被相続人力本法施行地ニ在ル財産ニ付シタル贈与ノ価額ヲ加ヘ、其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲノヲ以テ課税価格トス

一 公課

二 被相続人ノ葬式費用

三 債務

被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ、相続開始ノ際本法施行地ニ在ル相続財産ノ価額ニ相続開始前一年内ニ被相続人力本法施行地ニ在ル財産ニ付シタル贈与ノ価額ヲ加ヘタルモノヨリ、左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税価格トス

一 其ノ財産ニ係ル公課

二 其ノ財産ヲ目的トスル留置権、特別ノ先取特権、質権又ハ抵当権ヲ以テ担保セラルレバ債務

三 其ノ財産ニ關スル贈与ノ義務

永代借地權ハ相続税ノ課税価格ニ算入セス

第四条 相続財産ノ価額ハ相続開始ノ時ノ価額ニ依ル

土地、建物、船舶、地上権、永小作権及定期金ニ付テハ、政府ハ左ノ方法ニ依リ其ノ価格ヲ評定ス

一 土地ニ付テハ賃貸価格ニ二十倍 建物ニ付テハ其ノ十倍ヲ以テ其ノ価額トス

二 船舶ニ付テハ其ノ製造費中ヨリ製造後ノ年数ニ応シ一年ニ付其ノ二十五分ノ一宛ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ

価額トス、但シ製造後二十年ヲ経過シタルモノハ製造費ノ五分ノ一ヲ以テ其ノ価額トス

一年三満タサル端数ハ之ヲ一年トシテ計算ス

三 地上権ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ価額トス

残存期間十年以下ナルモノ

地上権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

二倍

残存期間三十年以下ナルモノ

地上権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

五倍

残存期間五十年以下ナルモノ又ハ存続期間ノ定メナキモノ

地上権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

七倍

残存期間百年以下ナルモノ

地上権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

十倍

残存期間百年ヨリ長キモノ

地上権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

二十倍

四 永小作権ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ価額トス

残存期間十年以下ナルモノ

永小作権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

二倍

残存期間二十年以下ナルモノ又ハ存続期間ノ定メナキモノ

永小作権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

五倍

残存期間五十年以下ナルモノ

永小作権ノ目的タル土地ノ賃貸価格

七倍

五 有期定期金ハ其ノ残存期間ニ於ケル総金額ヲ以テ其ノ価額トス、但シ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

六 有期定期金ハ其ノ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ以テ其ノ価額トス

七 終身定期金ハ目的トセラレタル人ノ年齢ニ依リ、左ノ期間ニ於ケル定期金ノ総額ヲ以テ其ノ価額トス

二十歳未満ノ者 十年

三十歳未満ノ者 八年

四十歳未満ノ者

四年
六年
四年
二年
一年

五十歳未満ノ者

六十歳未満ノ者

六十歳以上ノ者

前項ニ於テ土地又ハ建物ノ賃貸価格ト称スルハ、貸主方公課、修繕費、保険料其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ、貸主ノ收得スヘキ金額ヲ謂フ

第五条 条件付権利、存続期間ノ不確定ナル権利、又ハ訴訟中ノ権利ニ付テハ、政府ノ認ムル所ニ依リ其ノ価格ヲ評定ス

第三条ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ公正証書ヲ以テ証明スルモノノ外、政府力確実ト認メタルモノニ限ル

第六条 課税価格方家督相続ニ在リテハ千円、遺産相続ニ在リテハ五百円ニ満タサルトキハ相続税ヲ課セス

第七条 軍人、軍属ノ戦死又ハ戦争ノ為受ケタル傷痍疾病ニ起因シタル死亡ニ因リ相続開始シタルトキハ相続税ヲ課セス、但シ傷痍者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ発病後一年ヲ経過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ相続人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ

家督相続

課 税 価 格		相続人被相続人ノ家族タル直 系卑属ナルトキ		税	
五千円以下ノ金額	千分ノ十二	嫡出子ナルトキ	庶子又ハ私生子	相続人被相続人ノ指定期タル者、民法第九百八十二条ニ依リ選定セラレタル者、被相続人ノ夫ナルトキ又族	人ノ指定シタル者、民法第九百八十五条ニ依リ選定セラレタル者、相続人被相続人ノ夫ナルトキ又族
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ十五	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七	庶子又ハ私生子	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ	ナルトキ
十万円ヲ超ユル金額ハ其ノ五 万円毎ニ(百万円三至テ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者

遺産相続

課 税 価 格		税	
千円以下ノ金額	千分ノ十五	嫡出子ナルトキ	庶子又ハ私生子
千円ヲ超ユル金額	千分ノ十七	ナルトキ	ナルトキ
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	庶子又ハ私生子	相続人被相続人ノ配偶者
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	ナルトキ	ナルトキ
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	ナルトキ	ナルトキ
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	ナルトキ	ナルトキ
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者
十万円ヲ超ユル金額ハ其ノ五 万円毎ニ(百万円三至テ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	相続人被相続人ノ配偶者	相続人被相続人ノ配偶者

外国ノ法律ニ依リ開始シタル相続ニ關シテハ遺産相続ニ關スル税率ヲ準用ス

相続人一人以上アル場合ニ於テ其ノ適用スヘキ税率相異ナルトキハ、其ノ最低キ税率ヲ適用ス
第九条 相続人ノ廢除若ハ其ノ取消ニ關スル裁判ノ確定前、又ハ相続ノ承認若ハ拋棄前ト雖、政府ハ必要ニ依リ其ノ

推定家督相続人又ハ推定遺産相続人ニ対スル税率ヲ適用シ相続税ヲ課スルコトヲ得

相続人アルコト分明ナラサルトキハ、税率ノ最高キ相続人ニ対スル税率ヲ適用シテ相続税ヲ課ス

前二項ニ依リ課税シタル後相続人確定シタルトキハ、税率ノ適用ヲ改訂シ税金ノ差額ヲ追徴シ又ハ還付ス

第十一条 相続税ヲ課セラレタル後三年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ニ相当スル

相続税ヲ免除ス

相続税ヲ課セラレタル後五年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ノ半額ニ相当スル

相続税ヲ免除ス

第十二条 相続人ハ相続開始ヲ知リタル日ヨリ、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ就職ノ日ヨリ三箇月以内ニ相続財産ノ目録及相続財産ノ価額中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ政府ニ提出スヘシ

相続力帝国外ニ於テ開始シタルトキ、又ハ前項ノ書類ヲ提出スヘキ者カ帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ六箇月トス

相続人確定シタルトキハ前二項ノ書類ヲ提出スルト同時ニ、又ハ其ノ確定ノ日ヨリ一箇月以内ニ相続人ノ相続關係ヲ記載シタル書面ヲ政府ニ提出スヘシ

第十三条 戸籍更正ノ事項ニ關スル届書ヲ受理シタルトキハ之ヲ收稅官厅ニ報告スヘシ

一 死亡又ハ失踪

二 戸主ノ隠居又ハ国籍喪失

三 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其ノ家ヲ去リタルコト

四 入夫婚姻ニ因リ女戸主カ戸主権ヲ喪失シタルコト

五 戸主タル入夫ノ離婚

第十四条 課税価格ハ政府之ヲ決定ス

課税価格ヲ決定シタルトキハ、政府ハ之ヲ相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ通知スヘシ

第十五条 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ之ヲ二箇月トス

相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人帝国外ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ三箇月トス

第十六条 前条ノ請求アリタルトキハ、相続税審査委員会ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス

審査委員会ノ組織及會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 相続税ハ一時ニ之ヲ納付スヘシ、但シ税金額百円以上ナルトキハ、相続税ニ相当スル担保ヲ提供シ三年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得

前項ニ依リテ年賦延納ヲ求メムトスル者ハ、第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ出願スヘシ

相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ三箇月トス

第十八条 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ、相続税ヲ納付シ又ハ其ノ延納ノ許可ヲ受ケタル後ニ非サレハ
リ税金ヲ納付スヘシ

第十九条 相続財産ヲ以テ相続税ヲ完納スルコト能ハサルトキハ、相続開始前一年内ニ被相続人ヨリ本法施行地ニ在ル財産ノ贈与ヲ受ケタル者ハ其ノ限度ニ於テ不足額ヲ納付スヘシ、但シ相続税ノ延納ヲ許可シタル場合ニ於テハ此
遺贈ノ弁済ヲ為スコトヲ得ス

第二十条 相続財産ヲ以テ相続税ヲ完納スルコト能ハサルトキハ、相続開始前一年内ニ被相続人ヨリ本法施行地ニ在ル財産ノ贈与ヲ受ケタル者ハ其ノ限度ニ於テ不足額ヲ納付スヘシ、但シ相続税ノ延納ヲ許可シタル場合ニ於テハ此

ノ限ニ在ラズ

第十二条 相続税ノ審査ニ参与シタル者ハ、其ノ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十一条 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人、期限内ニ第十二条依ル書類ヲ提出セサルトキハ、政府ハ期

間ヲ定メテ催告ヲ為スコトヲ得

相続人二人以上ナル場合ニ於テハ、政府ハ其ノ一人ニ對シテ前項ノ催告ヲナスコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人、其ノ期間内ニ書類ヲ提出セサルトキハ、政府ノ認ムル所ニ依リ課税価格ヲ決定シ、催告ニ關スル費用及税金ノ十分ノ一二相当スル金額ヲ、相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ヨリ徵収スルコトヲ得

相続人一人以上ナル場合ニ於テハ、各相続人ハ前項ノ徵収金ニ付連帶納付ノ責ニ任ス

第三項ノ金額ノ徵収ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第二十二条 左ニ掲タル場合ニ於テ本法施行地ニ在ル不動産及船舶以外ノ財產ニ付為シタル贈与ノ価額カ五百圓以上ナルトキハ、遺產相続開始シタルモノ看做シ、其ノ財產ノ価額ヲ課税価格トシテ本法ニ依リ相続税ヲ課ス

一 被相続人力推定家督相続人又ハ推定遺產相続人ニ贈与ヲ為シタルトキ

二 分家ヲ為ス三際若ハ分家ヲ為シタル後、本家ノ戸主又ハ家族力分家ノ戸主又ハ家族ニ贈与ヲ為シタルトキ

前項ノ遺產相続ニ關シテハ第十条ノ規定ヲ適用セス

第二十三条 第十二条依リ提出シタル書類ニ虛偽ノ記載ヲ為シタル者、其ノ他不正ノ所為ヲ以テ相続税ノ逋脱フ図リ又ハ逋脱シタル者ハ、其ノ逋脱シ又ハ逋脱セムトシタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金ニ處ス

第二十四条 第十二条ニ違反シタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ

第二十五条 府県市町村其ノ他ノ公共團体ハ相続税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

相続税法案理由書

臨時事件ニ因ル経費ノ増加ニ伴ヒ歳入ヲ増加シテ之ガ財源ニ充ツルノ必要アリ、依テ相続財產ニ課税シテ歳入ヲ増加セムトス、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(國立公文書館所藏「公文類聚」第二十九編、卷十三)

2、明治37年12月 相続税法の公布

朕、帝国議会ノ協賛ヲ經タル相続税法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 碑

明治三十七年十二月三十一日

内閣總理大臣伯爵 桂 太郎

内務大臣子爵 芳川 顯正

大藏大臣男爵 曾祢 荒助

司法大臣 波多野敬直

相続税法

第一条 相続開始シタルトキハ、開始地力帝国内ニ在ルト否トヲ問ハス、又被相続人若ハ相続人力帝国臣民タルト否トヲ問ハス、本法施行地ニ在ル相続財産ニハ本法三依リ相続税ヲ課ス

第二条 被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、左ニ掲タル財産ヲ以テ本法施行地ニ在ル相続財産トス

一 本法施行地ニ在ル動産及不動産

二 本法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル権利

三 前二号ニ掲タルモノ以外ノ財産權

被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項第一号及第二号ノ財産ヲ以テ本法施行地ニ在ル相続財產トス

船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

相続開始前一年内ニ本法施行地内ヨリ本法施行地外ニ転シタルモノノ住所又ハ船籍ハ、本法施行地内ニ在ルモノト看做ス

第三条 被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、相続開始ノ際本法施行地ニ在ル相続財産ノ価額ニ相続開始前一年内ニ被相続人力本法施行地ニ在ル財産ニ付シタル贈与ノ価額ヲ加ヘ、其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税価格トス

一 公課

二 被相続人ノ葬式費用

三 債務

被相続人力本法施行地ニ住所ヲ有セサルトキハ、相続開始ノ際本法施行地ニ在ル相続財產ノ価額ニ相続開始前一年内ニ被相続人力本法施行地ニ在ル財產ニ付シタル贈与ノ価額ヲ加ヘタルモノヨリ、左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税価格トス

一 其ノ財產ニ係ル公課

二 其ノ財產ヲ目的トスル留置權、特別ノ先取特權、質權又ハ抵當權ヲ以テ担保セラルル債務

三 其ノ財產ニ關スル贈与ノ義務

永代借地權ハ相続税ノ課税価格三算入セス

公共團体又ハ慈善事業ニ對シタル贈与及遺贈ハ課税価格ニ算入セス

第四条 相続財產ノ価額ハ相続開始ノ時ノ価額ニ依ル

船舶、地上權、永小作權及定期金ニ付テハ、政府ハ左ノ方法ニ依リ其ノ價格ヲ評定ス

一 船舶ニ付テハ其ノ製造費中ヨリ製造後ノ年數ニ応シ一年ニ付其ノ二十五分ノ一宛ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ価額トス、但シ製造後二十年ヲ経過シタルモノハ製造費ノ五分ノ一ヲ以テ其ノ価額トス

一年ニ滿タサル端数ハ之ヲ一年トシテ計算ス

二 地上權ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ価額トス

残存期間十年以下ナルモノ

殘存期間三十年以下ナルモノ

殘存期間五十年以下ナルモノ又ハ存続期間ノ定ナキモノ

地上權ノ目的タル土地ノ償貸価格

七倍

地上權ノ目的タル土地ノ償貸価格

三倍

五倍

七倍

地上権ノ目的タル土地ノ賃貸価格 十二倍

残存期間百年ヨリ長キモノ

三 永小作権ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ価額トス

残存期間十年以下ナルモノ

永小作権ノ目的タル土地ノ賃貸価格 二倍

残存期間三十年以下ナルモノ又ハ存続期間ノ定メナキモノ 永小作権ノ目的タル土地ノ賃貸価格 三倍

残存期間五十年以下ナルモノ

永小作権ノ目的タル土地ノ賃貸価格 五倍

四 有期定期金ハ其ノ残存期間ニ於ケル総金額ヲ以テ其ノ価額トス、但シ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

五 無期定期金ハ其ノ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ以テ其ノ価額トス

六 終身定期金ハ目的トセラレタル人ノ年齢ニ依リ、左ノ期間ニ於ケル定期金ノ総額ヲ以テ其ノ価額トス

二十歳未満ノ者 十年

三十歳未満ノ者 八年

四十歳未満ノ者 六年

五十歳未満ノ者 四年

六十歳未満ノ者 二年

六十歳以上ノ者 一年

前項ニ於テ土地ノ賃貸価格ト称スルハ、貸主カ公課、修繕費、保険料其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル

条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ、貸主ノ収得スヘキ金額ヲ謂フ

第五条 条件付権利、存続期間ノ不確定ナル権利又ハ訴訟中ノ権利ニ付テハ、政府ノ認ムル所ニ依リ其ノ価格ヲ評定

ス

第三条ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ政府カ確実ト認メタルモノニ限ル

第六条 課税価格カ家督相続ニ在リテハ千円、遺産相続ニ在リテハ五百円ニ満タサルトキハ相続税ヲ課ゼス

第七条 軍人、軍属ノ戦死又ハ戦争ノ為受ケタル傷痍疾病ニ起因シタル死亡ニ因リ相続開始シタルトキハ相続税ヲ課セズ、但シ傷痍者又ハ疾病者ニシテ負傷又ハ発病後一年ヲ経過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ相続人ノ種類ニ従ヒ通次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

課 税 価 格	税
五千円以下ノ金額	千分ノ二十
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ十五
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十
十万円ヲ超ユル金額ハ其ノ五万 円毎ニ（百萬円ニ至テ止ム）	千分ノ十五

遺産相続	課 税 価 格	税
千円以下ノ金額	相続人カ直系卑属ナルトキ	千分ノ十五
千円ヲ超ユル金額	相続人カ配偶者又ハ直系尊属ナルトキ	千分ノ十七
五千円ヲ超ユル金額	相続人カ其ノ他ノ者子ルトキ	千分ノ二十
一万円ヲ超ユル金額	相続人カ直系卑属ナルトキ	千分ノ二十五
二万円ヲ超ユル金額	相続人カ配偶者又ハ直系尊属ナルトキ	千分ノ三十
三万円ヲ超ユル金額	相続人カ其ノ他ノ者子ルトキ	千分ノ三十五
四方円ヲ超ユル金額	相続人カ直系卑属ナルトキ	千分ノ四十
五万円ヲ超ユル金額	相続人カ配偶者又ハ直系尊属ナルトキ	千分ノ四十五
七万円ヲ超ユル金額	相続人カ其ノ他ノ者子ルトキ	千分ノ五十
十万円ヲ超ユル金額ハ其ノ五万 円毎ニ（百萬円ニ至テ止ム）	相続人カ直系卑属ナルトキ	千分ノ五ヲ加フ

外国ノ法律ニ依リ開始シタル相続ニ關シテハ遺産相続ニ關スル税率ヲ適用ス

第九条 相続人ノ廢除若ハ其ノ取消ニ關スル裁判ノ確定前、又ハ相続ノ承認若ハ抛弃前ト雖、政府ハ必要ニ依リ其ノ

推定家督相続人又ハ推定遺産相続人ニ對スル税率ヲ適用シ相続税ヲ課スルコトヲ得
相続人アルコト分明ナラサルトキハ、税率ノ最高キ相続人ニ對スル税率ヲ適用シテ相続税ヲ課ス

前二項ニ依リ課税シタル後相続人確定シタルトキハ、税率ノ適用ヲ改訂シ税金ノ差額ヲ追徴シ又ハ還付ス

第十一条 相続税ヲ課セラレタル後三年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ニ相当スル相続税ヲ免除ス

相続税ヲ課セラレタル後五年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ノ半額ニ相当スル相続税ヲ免除ス

第十二条 相続人ハ相続開始ヲ知リタル日ヨリ、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ就職ノ日ヨリ三箇月以内ニ相続財産ノ目録及相続財産ノ価額中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ政府ニ提出スヘシ

相続力帝国外ニ於テ開始シタルトキ、又ハ前項ノ書類ヲ提出スベキ者カ帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ六箇月トス

相続人確定シタルトキハ前項ノ書類ヲ提出スルト同時ニ、又ハ其ノ確定ノ日ヨリ一箇月以内ニ相続人ノ相続関係ヲ記載シタル書面ヲ政府ニ提出スヘシ

第十三条 戸籍吏左ノ事項ニ關スル届書ヲ受理シタルトキハ之ヲ收稅官厅ニ報告スヘシ

- 一 死亡又ハ失踪
- 二 戸主ノ隣居又ハ親類喪失
- 三 戸主ガ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其ノ家ヲ去リタルコト
- 四 入夫婚姻ニ因リ女戸主ガ戸主權ヲ喪失シタルコト
- 五 戸主タル入夫ノ離婚

第十四条 課税価格ハ政府之ヲ決定ス

課税価格ヲ決定シタルトキハ、政府ハ之ヲ相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ通知スヘシ

第十五条 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ之ヲ三箇月トス

相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人帝国外ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ之ヲ三十日以内ニ申立て再審査ヲ求ムコトヲ得

第十六条 前条ノ請求アリタルトキハ、相続税審査委員会ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス

審査委員会ノ組織及會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 課税価格ノ決定ニ對シ不服アル者ハ、訴願又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ得

第十八条 相続税ハ一時ニ之ヲ納付スヘシ、但シ税金額百円以上ナルトキハ、相続税ニ相当スル担保ヲ提供シ三年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得

前項ニ依リテ年賦延納ヲ求メムトスル者ハ、第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ出願スヘシ

相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人帝国内ニ住所ヲ有セサルトキハ、前項ノ期間ハ三箇月トス

第十九条 審査ヲ求メ訴願又ハ行政訴訟ヲ為シタル場合ト雖、相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ通知ヲ受ケタル金額ニ依リ税金ヲ納付スヘシ

第二十条 相続財産ヲ以テ相続税ヲ完納スルコト能ハサルトキハ、相続開始前一年内ニ被相続人ヨリ本法施行地ニ在ル財産ノ贈与ヲ受ケタル者ハ、其ノ限度ニ於テ不足額ヲ納付スヘシ、但シ相続税ノ延納ヲ許可シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一条 相続税ノ審査ニ参与シタル者ハ、其ノ審査ニ関スル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十二条 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人、期限内ニ第十二条ニ依ル書類ヲ提出セサルトキハ、政府ハ期間ヲ定メテ催告ヲ為スコトヲ得

相続人一人以上ナル場合ニ於テハ、政府ハ其ノ一人ニ對シテ前項ノ催告ヲナスクコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人、其ノ期間内ニ書類ヲ提出セサルトキハ、政府ハ期所ニ依リ課税価格ヲ決定シ、催告ニ關スル費用及税金ノ十分ノ一二相当スル金額ヲ、相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ヨリ徵収スルコトヲ得

相続人一人以上ナル場合ニ於テハ、各相続人ハ前項ノ徵収金ニ付連帶納付ノ責ニ任ス

第三項ノ金額ノ徵収ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第二十三条 左ニ掲タル場合ニ於テ本法施行地ニ在ル不動産及船舶以外ノ財産ニ付シタル贈与ノ価額カ五百円以上ナルトキハ、遺產相続開始シタルモノト看做シ、其ノ財產ノ価額ヲ課税価格トシテ本法ニ依リ相続税ヲ課ス

一、被相続人力推定家督相続人又ハ推定遺產相続人ニ贈与ヲ為シタルトキ

二、分家ヲ為スニ際シ若ハ分家ヲ為シタル後、本家ノ戸主又ハ家族力分家ノ戸主又ハ家族ニ贈与ヲ為シタルトキ前項ノ遺產相続ニ關シテハ第十条ノ規定ヲ適用セス

第二十四条 第十二条ニ依リ提出シタル書類ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者、其ノ他不正ノ所為ヲ以テ相続税ノ逋脱ヲ図リ又ハ逋脱シタル者ハ、其ノ逋脱シ又ハ逋脱セムトシタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ自首シタル者ハ其ノ税金ヲ徵収シ其ノ罪ヲ問ハス

第二十五条 第二十一条ニ違反シタル者ハ、三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

前項ニ依リ处罚セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ

第二十六条 府県市町村其ノ他ノ公共団体ハ相続税ノ付加税ヲ課スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔法令全書〕

3、明治38年1月 相続税に関する大蔵大臣訓示

相続税ニ關スル大蔵大臣ノ訓示 明治三八年一月一日官報

第一 稅務署ニ於テハ常ニ各人ノ資產ノ増減ニ注意シ、出来得ヘクンハ其ノ価額ヲ推算シ置キ、相続税賦課上ノ参考ト為メシ

第二 相続開始シタル場合ニ於テ財產目録ヲ添付シ其ノ旨届出ヲ為シタルトキハ、甚シキ不正アリト認メラルル場合ノ外ハ、成ルヘク届出ノ価額ニ依リ課税価格ヲ決定スルコトニ注意スヘシ

第三 課税価額ノ決定ヲ為スニ當リテハ大体ニ於テ其ノ実額ヲ定ムルコトヲ期シ、徒ニ些細ノ点ニ關スル計算ニ重フ置クカ如キコトナキヲ要ス

第四 相続税法第一条ニ掲タル相続財産ハ、總テ課税価額ニ算入スヘキモノナリト雖モ、動産中家宝什器、書籍家具其ノ他日用品等ノ如キ、營利ノ目的ヲ以テ所有スルモノニ非スシテ直接所得ラ生セサルモノハ、相続財產目録中ニ掲記シアラサルモ強テ之ヲ掲記セシメテ課税価格ニ算入スルニ及ハサルモノトス

第五 相続税ヲ課スヘキ財産ハ相続ニ因リ相続人ニ移転スヘキ財産三限ルヲ以テ、保険契約ニ基シ支払ヲ受クル保險金ノ如キハ相続税ヲ課スヘキモノニ非ス。

第六 相続税法第三条ニ依リ相続開始前一年内ニ為シタル贈与ノ価額ヲ相続財産中ニ加算スルハ、相続税ノ遁脱ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、財産ノ一部ヲ分与シタリト認ムヘキ贈与ヲ為シタル場合ニ限り為スヘキモノニシテ、些細ナル贈与ノ如キハ之ヲ加算スルニ及ハサルモノトス。

第七 相続財産中ヨリ控除スヘキ債務ハ政府力確実ト認メタルモノニ限ルト雖モ、政府ニ於テ認定スルニハ必スシモ書面ノ証拠アルコトヲ必要トセサルヲ以テ、苟モ成立確実ト認メラルルモノハ書面ノ有無ニ拘ハラス之ヲ控除シテ妨ケナキモノトス。

第八 相続税法第九条ニ於テ相続人ノ廢除若クハ其ノ取消ニ關スル裁判ノ確定前、又ハ相続ノ承認若クハ拋棄前ニ於テ相続税ヲ課スルコトヲ得ルノ規定ヲ設ケタルハ、相続財産ノ散逸又ハ脱漏ヲ慮ルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、其ノ虞ナキ場合ニ於テハ相続人ノ確定ヲ待テ課税シ妨ケナキモノトス。

第九 課税ヲ遲延スルハ納稅義務者ヲシテ不安ナラシムモノナルカ故ニ、課税価格ヲ決定シ之ヲ通知スルハ特殊ノ故障ナキ限りハ、相続税法第十二条ノ書類ヲ受領シタル後一箇月以内ニ之ヲ為スコトヲ要ス。

第十 相続税ハ特殊ノ事情ナキ限りハ、納稅告知ノ日ヨリ三十日ヲ以テ其ノ納期限ト為シ、各局成ルヘク其ノ取扱一一致セシムルヲ要ス。

第十一 相続税ノ年賦延納ハ租税ノ為ニ財産ノ元本ヲ侵蝕スルノ弊ナカラシムルト同時ニ、納稅者ノ苦痛ヲ少カラシメントスルノ趣旨ニ出タルモノナルヲ以テ、担保ノ確実ナル限りハ年賦延納ノ出願ニ対シテハ之ヲ許可スルコトヲ要ス。

第十二 相続税法第二十二条ニ於テ催告ニ關スル費用及税金ノ十分ノ一二相当スル金額ヲ徵收スルコトヲ得ルノ規定ヲ設ケタルハ、書類提出ノ遲延ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、其ノ故意怠慢ニ因ルモノノ外ハ之ヲ適用スルニ及ハサルモノトス。

第十三 相続税法第二十三条第一項ニ依リ、遺產相続開始シタルモノト看做シ相続税ヲ課シタル後、贈与者ニ付相続開始シタル場合ニ於テハ、仮令其ノ贈与力相続開始前一年以内ニ在ルモ、第三条ニ依リ相続財産ニ加算スルノ限りニ在ラス

第十四 相続税法第二十三条第一項ニ依リ相続人ト看做サレタル者ニ付相続開始シタル場合ニ於テハ、同条第一項ニ依ラス前ノ相続税又ハ其ノ半額ニ相当スル金額ヲ免除スヘキモノトス。

第十五 相続財産カ税務署所轄ヲ異ニスル地ニ在ル場合ニ於テハ、相続税所轄税務署ハ相続財産所在地ノ税務署ニ其ノ財産ノ調査ヲ嘱託スル等便宜取扱ノ簡便ヲ期スヘシ

(参考)

相続税法施行方心得（腹案未定稿）

第一 相続税ノ賦課二閑シ、收稅官吏ハ實地ニ就キ調査又ハ検査スルノ職権ナキヲ以テ、各種ノ方法ヲ以テ常ニ各人ノ資産ヲ調査シ、其ノ実額ヲ得シコトニ注意スルヲ要ス。

第二 相続税法第二条ニ掲タル相続財産ハ、総子課税価格ニ算入スヘキモノナリト雖モ、動産中直接所得ヲ生ゼサルモノ、又ハ營利ノ目的ニ供セサルモノ、例へハ家畜什器、家具其他日用品等ノ如キハ、課税価格ニ算入スルニ及ハ

サルモノトス

第三 相続税法第三条ニ依リ課税価格ニ相続開始前一年内ニ為シタル贈与ノ価額ヲ加フルハ、相続税ノ逋脱ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、財産ノ一部ヲ分与シタリト認ムルモノニ限り、微細ナル贈与ノ如キハ之ヲ加算スルニ及ハサルモノトス

第四 相続税法第三条ニ依リ相続財産ヨリ控除スヘキ公課及債務ハ、被相続人力納付又ハ弁済ノ義務ヲ有シタルモノニシテ、相続ニ因リ相続人力承継スヘキモノニ限ルモノトス

第五 相続税法第九条ニ相続人ノ廢除若ハ其ノ取消ニ闕スル裁判ノ確定前、又ハ相続ノ承認若ハ拠棄前ニ於テ相続税ヲ課スルコトヲ得ルノ規定アルハ、相続財産ノ散逸又ハ脱漏ヲ慮ルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、其ノ處ナキ限ハ相続人ノ確定ヲ待テ課税スヘキモノトス、相続人アルコト分明ナラサルトキ亦同シ

第六 相続財産ノ調查ヲ為シ課税価格ノ決定ヲ為スニ当リテハ大体ニ於テ其ノ実額ヲ得ムコトヲ期シ、徒ラニ些細ノ点ニ闕スル計算ニ重ヲ置クカ如キトナキヲ要ス

第七 課税ヲ遲延スルハ納稅義務者ヲシテ不安ナランムルモノナルカ故、課税価格ヲ決定シ之ヲ通知スルハ特殊ノ故障ナキ限ハ、相続税法第十二条ノ書類ヲ受理シタル後一箇月以内ニ為スコトヲ要ス

第八 相続税ノ年賦延納ハ租税ノ為メニ財産ノ元本ヲ侵蝕スルノ弊ヲ少カラシムルト同時ニ、納稅者ノ苦痛ヲ少カラシメムトスルニ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、担保ノ確定ナル限ハ年賦延納ヲ許可スルヲ要ス

第九 相続税法第二十二条第一項ニ懲告ニ闕スル費用及税金ノ十分ノ一ニ相当スル金額ヲ徵収スルコトヲ得ルノ規定アルハ、書類提出ノ遲延ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、其ノ故意怠慢ニ因ルモノハ外ハ之ヲ適用スルニ及ハサルモノトス

第十 相続税法第二十三条第一項ニ依ル贈与ノ価額五百円以上ナルトキ遺產相続開始シタルモノト看做スハ、相続税ノ逋脱ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、仮令相続開始前一年以内ニ為サレタル贈与ト雖、更ニ第三条ニ依リ相続財産ニ加算スルノ限ニ在ラサルモノトス

相続税法第二十三条第一項ニ依リ相続人ト看做サレタル者カ被相続人トナリ相続開始シタル場合ニ於テハ、同条第二項ヲ適用スルノ限ニ在ラサルモノトス

第十一 相続財産カ税務署所轄ヲ異ニスル地ニ在ル場合ニ於テハ、相続税所轄税務署ハ相続財産所在地ノ税務署ニ其ノ財産ノ調査ヲ嘱託スルモノトス

第十二 納稅人相続税所轄税務署以外ノ税務署ニ納稅セムコトヲ申告シタルトキハ、相続税所轄税務署ハ税額納期ノ他徵税ニ必要ナル事項ヲ納稅地ノ税務署ニ通報スルモノトス

税率別最高課税標準進当税額表

(一) 家督相続

財産額別	相続人被相続人ノ家族タ ル直系卑属ナルトキ	
	税率	対スル税額ニ 円
五千円以下	千分ノ十二	六〇千分ノ十五
五千円以上	同十五	一三五同十七
一万円以上	同十七	三〇五同二十
二万円以上	同二十	五〇五同廿五
三万円以上	同廿五	七五五同三十
四万円以上	同三十	一、〇五五同三十五
五万円以上	同三十五	一、七五五同四十
六万円以上	同四十	二、〇六〇同五十
七万円以上	同四十五	一、九五五同四十五
十万円以上	同四十五	二、九五五同四十五
十五万円以上	同五十	五、二〇五同五十
廿万円以上	同五十五	七、七〇五同五十五
廿五万円以上	同五十五	一〇、四五五同六十五
三十万円以上	同六十五	一三、四五五同六十五
三十五万円以上	同七十五	一六、七〇五同七十五
四十万円以上	同七十五	二〇、二〇五同七十五
四十五万円以上	同八十五	二三、九五五同八十五
五十万円以上	同八十五	二七、九五五同八十五
五十五万円以上	同九十五	三三、二〇五同九十五
六十万円以上	同九十五	三六、七〇五同九十五
六十五万円以上	同一百	四一、四五五同一百
七十万円以上	同一百	五一、七〇五同一百
七十五万円以上	同一百	六二、九五五同一百
八十万円以上	同一百	六七、一六〇同一百

八十万円以上	同一百	六七、一六〇同一百
七十五万円以上	同一百	六九、二三五
七十万円以上	同一百	七五、六二十五
六十五万円以上	同一百	七九、一九〇同一百
六十万円以上	同一百	八四、六六〇同一百
五十五万円以上	同一百	九一、九一〇同一百
五十万円以上	同一百	五一、七〇五同一百
四十五万円以上	同一百	四五、四五五同一百
四十万円以上	同一百	三九、六六〇同一百
三十五万円以上	同一百	三〇、四一〇同一百
三十万円以上	同一百	二六、一六〇同一百
二十五万円以上	同一百	二三、九五五同一百
二十万円以上	同一百	二七、九五五同一百
十五万円以上	同一百	三三、二〇五同一百
十万円以上	同一百	三六、七〇五同一百
五万円以上	同一百	四一、四五五同一百
一萬円以上	同一百	五一、七〇五同一百
五千円以上	同一百	六二、九五五同一百
一千円以上	同一百	六七、一六〇同一百
五百円以上	同一百	七九、一九〇同一百
一百円以上	同一百	八四、六六〇同一百
五十円以上	同一百	九一、九一〇同一百
十円以上	同一百	五一、七〇五同一百
五円以上	同一百	六九、二三五
一円以上	同一百	七五、六二十五

三万円以上	同三十五	一、〇八三同四十	六、二七二同五十	一、六七〇
四万円以上	同四十	一、四八三同四十五	一、七二二同五十五	二、二三〇
五万円以上	同四十五	二、三八三同五十	二、七二二同六十	三、四二〇
七万円以上	同五十	三、八八三同五十五	四、三七二同六十五	五、三七〇
十万円以上	同五十五	六、六三三同六十	七、三七二同七十	八、八七〇
十五万円以上	同六十	九、六三三同六十五	一〇、六二二同七十五	一二、六三〇
二十万円以上	同六十五	一二、八八三同七十五	一四、一二二同八十	一六、六二〇
二十五万円以上	同七十五	一六、三八三同七十五	一七、八七二同八十五	二〇、八七〇
三十万円以上	同七十五	二〇、二三三同八十五	二二、八七二同九十五	二五、三七〇
三十五万円以上	同八十五	二四、一三三同八十五	二六、一二二同九十五	三〇、一二〇
四十万円以上	同八十五	二八、三八三同九十五	三〇、六二二同一百	三五、一二〇
四十五万円以上	同九十五	三三、八八三同九十五	三五、三七二同一百	四五、三七〇
五十万円以上	同一百	三七、六三三同一百	四〇、三七二同一百	四五、八七〇
六十五万円以上	同一百	四二、六三三同一百	四五、六二二同一百	五一、二二二同一百
六十五万円以上	同一百	四七、八八三同一百	五一、二二二同一百	六三、八七〇
六十五万円以上	同一百	五三、三八三同一百	五六、八七二同一百	六三、八七〇
六十五万円以上	同一百	百	同一百	同一百

相続人直系卑属ナルトキ	税率	対スル税額三	税率	相続人配偶者又ハ直系尊属ナルトキ	税率	対スル税額二	税率	相続人其ノ他ノ者ナルトキ
千円以下	千分ノ十五	一五	千分ノ十七	一七	千分ノ二十五	二五	千分ノ二十五	七八、四一〇同百十五
千円以上	同十七	八三	同二十	九七	同三十	四五	同三十五	七九、九一〇同百四十
五千円以上	同二十	一八三	同二十五	一二三	同三十五	三五	同四十	八六、六六〇同百四十五
一万円以上	同二十五	四三三	同三十	五一三	同四十五	七〇	同五十	九六、六一五
二万円以上	同三十	七三三	同三十五	八七二	同四十五	一、三七〇	同五十	八二、三七五
相続産額別	(1)	遺産相続		相続産額別	(1)	遺産相続		相続産額別
同百十	同百十五	同百二十		同百十	同百十五	同百二十		同百十
同百十五	同百二十	同百三十		同百十	同百十五	同百二十		同百十

七十万円以上	同百十五	五九、一三三 同百十	六一、八七二 同百三十	七〇、三七〇
七十五万円以上	同百十	六五、一三三 同百十五	六九、一三三 同百二十五	七七、一三〇
八十万円以上	同百十五	七一、三八三 同百三十	七五、六三三 同百四十	八四、一三〇
八十五万円以上	同百三十	七七、八八三 同百三十五	八一、三七二 同百四十五	九一、三七〇
九十万円以上	同百三十五	八四、六三三 同百四十	八九、三七二 同百五十	九八、八七〇
九十五万円以上	同百四十	九一、六三三 同百四十五	九六、六三三 同百五十五	一〇六、六一〇
百万円以下	同百三十五	同百三十五	同百三十五	同百三十五

備考

税法第八条ノ課税計算法ハ相続財産ノ価格ヲ同条ノ各級ニ区分シ、各其ノ税率ヲ乗シ得タル金額ヲ合算スルモノトス、例へば家督相続人力直系卑属ニシテ相続財産価格武万千円ナルトキハ、左ノ如ク算出シ三百二十五円トス

財産価格ノ内五千円マテノ五千円ニ対シテハ	千分ノ十二	六十円
五千円ヲ超ユル一万円マテノ五千円ニ対シテハ	千分ノ十五	七十五円
一万円ヲ超ユル二万円マテノ五万円ニ対シテハ	千分ノ十七	一百七十円
同 武万円ヲ超ユル千円ニ対シテハ	千分ノ二十	二十円
計		三百廿五円

参考
前表ハ之カ速算表ニシテ、其ノ適用方ハ即チ前例ニヨリ財産価格二万円トセバ前表ノ一万円以上ノ税率千分ノ二十ヲ乗シテ得タル金額二十円ヲ加算シ、税額ヲ得ルヲ便トス

(平9 高松 167)

4、明治38年3月 相続税法問答

相続税法問答

明治三十八年三月十五日決定

(税法第一条)

(一) 被相続人ト相続人ト住所ヲ異ニシ、若ヘ税法施行地内ニ住所ヲキトキハ、何レノ税務署ニテ課税ノ取扱ヲ為スヘキヤ

答、相続ハ民法第九百六十五條及第九百九十三條ノ規定ニ依リ、被相続人ノ住所ニ於テ開始スヘキモノナルヲ以テ、相続税ノ徵收ニ付テモ被相続人ノ住所ヲ以テ納稅地トシ、若シ被相続人力税法施行地内ニ住所ヲ有セサルトキハ、納稅主体タル相続人ト住所、又被相続人及相続人トモ施行地内ニ住所ヲ有セサルトキハ、課税セラルヘキ相続財産ノ重ナル所在地ヲ以テ納稅地トシ、納稅地所轄ノ税務署ニ於テ課税ノ取扱ヲ為スヘキモノトス

トス

(税法第二条)

(二) 税法施行地外ヘ船籍ヲ移シタル船舶ノ存否、及納稅地税務署ノ所轄外ニアル相続財産ニシテ、相続財産ノ目録ニ脱漏ナキヤ否ハ如何シテ調査スヘキヤ

答、諸般ノ徵証ニ依リ便宜ノ方法ヲ以テ調査スルノ外ナシ

(二) 「前」号ニ掲ケタルモノノ以外ノ財産權」トハ如何ナルモノナルカ

答、財產權ノ如何ナルモノナルカハ民法ノ規定ニ依ルヘキモノナリ、而シテ本問ニ對スル其單ナルモノヲ例示セハ、債権、版権、特許権、意匠権、商標権、鉱業権等ノ類ナリ

(税法第三条)

(二) 税法施行前ノ贈与ト雖モ、相続開始前一年内ノモノナルトキハ課税価格ニ計算スヘキヤ

答、然リ

(三) 負担付贈与ハ其ノ負担額ヲ控除シタルモノヲ贈与価格インテ課税価格ニ計算スヘキヤ
答、税法第三条ニハ單ニ贈与ノ価額トアリテ、之ニ対スル何等特別ノ規定ナキニ依リ、控除セサルモノヲ贈与価額トシ直ニ課税価格ニ計算スルモノトス

(三) 相続開始ヨリ一年以前ニ停止条件付ニシテ財産ノ贈与ヲ為シタルモノ、其ノ条件ノ成就力相続開始前一年内ナルカ、又ハ未タ条件ノ成就セサルモノハ如何スヘキヤ

答、条件付贈与ハ民法第百三十七条ノ規定ニ依リ、条件成就ノトキニ於テ効力ヲ生スヘキモノナルヲ以テ、其ノ成就是力相続開始前一年内ナルトキハ贈与価額ニ計算シ、未タ成就セサルトキハ相続財産トシテ計算スルモノトス

(四) 相続開始前ノ贈与ニシテ課税価格ニ計算スヘキハ、税法第四条第一項ニ依リ相続開始當時ノ価額ニヨルヤ

答、税法第四条第一項ハ相続財產価額ノ計算方ニシテ、税法第三条ハ贈与ノ価額トアルニ依リ贈与當時ノ価額ニヨルヘキモノトス

(五) 相続財產ノ価額ヨリ控除スヘキ公課及債務ニハ、未タ納稅告知ヲ受ケサルモノ及被相続人ノ負債ニ対スル相続後ノ利子ヲモ包含スルヤ

答、未タ告知ヲ受ケサルモ納稅義務ノ確定シタルモノ、及未タ支払期ニ至ラサルモ被相続人ノ債務ニ屬スル契約期限マテノ利子ハ、總テ控除スルモノトス

(六) 隠居若クハ入夫婚姻ノ如キ死亡以外ノ原因ニ依ル相続ト雖モ、尚未葬式費用ヲ見積リ控除スヘキヤ
答、葬式ヲ要スル場合ニノミ控除スペキモノニシテ、死亡ノ外葬式費用ヲ要セサルニ依リ控除スヘキモノニアラス

ス

(七) 第二条第一項第二号ノ債務及第二項第三号ノ贈与ノ義務ニハ遺贈モ包含スルヤ

答、遺言ニ依ル贈与ハ相続開始ト同時ニ成立スルモノニシテ、被相続人ノ債務ニアラサルヲ以テ包含セサルモノトス

(八) 隠居若ハ女戸主ノ入夫婚姻ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テ、相続開始前ニ於テ負債ノ担保トシタル物件ヲ被相続人力留保シタルトキハ、其ノ債務ハ控除セサルヤ
答、被相続人ノ留保シタル物件ニテ担保セラレタルモノト雖モ、其ノ債務ハ民法第九百八十六条ニ依リ相続人ニ於テ承継スヘキモノナルニ依リ控除スルモノトス

(九) 連帶債務ハ民法ノ規定ニ依リ被相続人ノ負担スヘキ金額ニ依リ控除スヘキヤ

答、然リ

(十) 保証債務ハ相続開始以前ニ於テ履行ノ責ニ任スルコトノ確定シタルモノハ外控除セサルヤ
答、然リ

(税法第四条)

(一) 税法第四条第一項第一号船舶価額ノ計算例ハ、船舶法第二十条ニ該当ノモノト雖モ適用スヘキヤ
答、然リ、但船籍登録ヲ要セサルモノハ此計算例ニヨラス普通ノ動産ト等シク計算ス

(二) 船舶ノ製造費トハ船体ノミノ製造費用ナルヤ

答、蒸気汽鑑ノ如キ船舶ニ定着シタルモノハ製造費ニ計算シ、屬具ト称スル付屬品ハ包含セス

(三) 地上権及水小作権ノ賃貸価格ハ殘存期間ノ地代又ハ小作料ナルヤ

答、一年額ノ賃貸価格ヲ計算スルモノトス

(四) 無償及地代ノ定メナキ地上権ハ相続価額ニ計算セサルヤ

答、賃貸価格ヲ見積ルヘキモノナルヲ以、相続価格ニ計算スルモノトス

(五) 定期金トハ如何ナルモノナルヤ

答、年金其他定期ニ他人ヨリ金錢其ノ他物ノ給付ヲ受クル権利ヲ云フ

(六) 土地賃貸価格ハ公課其ノ他ノ経費ヲ借主カ負担スル場合ニ於テモ、尚貸主ノ取得スヘキ金額ニ依ルヘキヤ

答、公課其ノ他ノ経費ヲ貸主カ負担スルモノト依定シ賃貸価格ヲ見積ルヘキモノトス

(七) 應給ヲ受クル被相続人ノ死亡ニ因リ相続人ノ受クヘキ扶助料モ相続財産ニ計算スヘキヤ

答、受應給者ノ死亡ニヨリ相続人ニ對シ新ニ創定セラルヘキ權利ナルヲ以テ、相続価額トシテ計算スヘキモノニアラス

(八) 公債株券其ノ他ノ有価証券ハ額面金額ニ依リ計算スヘキヤ

答、税法第四条第一項ニ依リ時価ニ依リ計算スヘキモノトス

(税法第五条)

(一) 本条ニハ訴願ヲモ包含ズルヤ

答、訴願ハ包含セス

(二) 訴訟中ノ権利ニ付評定課税シタル後、裁判ノ確定ニ依リ其ノ価額ニ異動ヲ生シタルトキハ、課税価格ヲ更訂

シテ税金ヲ追徴又ハ還付スヘキヤ

答、課税価格ハ当事者間ノ訴訟ニ依ル裁判ノ結果ニ依リ更訂スヘキモノニアラス

(税法第六条)

(一) 遺產相続人一人以上アル場合ニ於テ、課税最低限ノ五百円ハ相続人各自ノ相続分ニヨルヘキヤ

答、遺產相続人一人以上アルトキハ、民法第千二条ニ依リ各相続人ノ共有三属スヘキモノナルニ依リ、其ノ總額ニ依ルヘキモノトス

(税法第七条)

(一) 従軍中ノ発病及直接戰鬪ニ参加セサルモ、傷痍疾病力戰爭ニ原因シ一ヶ年内ニ死亡シタルモノハ總子課税セ

サルヤ

答、然リ、其ノ戰争ニ原因シタルヤ否ハ陸海軍ニ於テ認メタル区分ニ依ル

(税法第九条)

(一) 相続権ニ關スル裁判確定前又ハ相続ノ承認、若ハ拋棄前ニ於テ推定ニ依リ課税シタル後、裁判ノ確定又ハ相続権ノ拋棄ニ依リ納稅主体タル相続人力異ナルニ至リタル場合ハ、更訂ノ上各稅金ノ總額ヲ追徴還付スヘキヤ

答、相続税ハ相続財產ヲ以テ支払ヘルヘキモノニシテ、且税法第九条第三項ハ稅金ノ差額云々トアルニ依リ、更訂ノ差額ヲ追徴又ハ還付スヘキモノトス

(税法第十条)

(一) 第一項及第二項ノ期間ハ相続税ヲ課セラレタル後云々タアルヲ以テ、前ノ相続ニ對スル課稅價格決定ノ日ヨ

り起算スヘキヤ

答、相続税ヲ課セラレタルトアルハ、前ノ相続カ課税セラレタルモノニ限ルコトノ規定ニシテ、期間ノ計算ハ三

年以内ニ於テ更ニ相続開始云々トアルヲ以テ、前ノ相続開始ノ翌日ヨリ起算スヘキモノトス

(二) 相続ニヨリ課税セラレタル翌年ニ於テ更ニ相続開始アリタルモ、税法第六条又ハ第十条ニ該当シ課税セサリシモノ、又其ノ翌年ニ於テ更ニ相続開始アリタルトキハ、課税ヲ受ケタル最初ノ相続額ニ対スル相続税三相当スル税額ニ依リ免除スヘキヤ

答、税法ニハ前ノ相続額云々トアルヲ以テ、被相続人ノ相続カ後ノ相続開始前三年以内ニシテ、且課税ヲ受ケタルモノニアラサレハ後ノ相続ニ対シテハ免除セス、例示ノ如キ場合ハ最後ノ相続ニ対シ最初相続ハ三年以内ニアリト雖モ前ノ相続ト云フヲ得ス、又最後ノ相続ニ対シ第一ノ相続ハ前ノ相続ナリト雖モ、其ノ相続ニ対シ課税セラレタルモノニアラサルヲ以テ、税法第十条ヲ適用スヘキモノニアラス

(三) 前ノ相続額トアルハ、相続シタル物件ヲ目的トシタルモノナルヤ、将タ相続ノ価額ヲ目的トシタルモノナルヤ

答、税法ニハ相続額ニ対スル云々トアルヲ以テ、後ノ相続ト前ノ相続ト同一ノ物件タルコトヲ要セス、前相続ノ財産ノ価額ニヨルモノトス

(四) 前項相続ノ価額ヲ目的トシタルモノトセハ、前ノ相続ハ被相続人力税法施行地内ニ住所ヲ有シタリシモ、後ノ相続カ施行地内ニ住所ヲ有セアルモノナルトキハ課税スヘキ財産ノ範囲異ナルモ、尚未前ノ相続財産総額ヲ以テ免除額ヲ計算スヘキヤ

答、然リ

(五) 相続税ヲ課セラレタル後三年又ハ五年以内ニ相続開始シタル場合ニ於テ、其ノ相続カ税法第六条ニ該当シ相続税ヲ課スルノ資格ナキ者ニ対シテモ、前ノ相続税ヲ免除シテ其ノ税金ヲ還付スヘキヤ
答、税法第十条ハ後ノ相続税ニ対スル免除ノ規定ニシテ、前ノ相続税ハ免除スヘキモノニアラス
(六) 前項前ノ相続税ヲ免除スヘキモノニアラストセハ、免除スヘキ金額カ課税額ニ超過スルトキハ之レカ免除ハ課税額ノ限度ニ止ムヘキヤ

答、然リ

(七) 免除額トシテ控除スヘキ金額ハ前ノ相続ニ於テ課税ヲ受ケタル価格ニ依リ計算スヘキヤ

答、税法第十条ハ相続額ニ対スル云々トアルヲ以テ、第一ノ規定ニ依ル相続財産ノ価額ニ依リ計算スヘキモノトス

(八) 前項課税価格ニアラル相続財産価額ニ対スル税金ナリトセハ、之レカ計算ノ方法如何

答、例ハ前ノ相続ハ直系卑属ノ遺産相続ニシテ、相続財産価額二万円ナリシモノ、後ノ相続カ直系尊属ノ家督相続ナルトキハ、後ノ相続關係ニ依リ前ノ相続額ニ相当スル税率ヲ適用シ、三百六十円ヲ免除スヘキモノトス

(税法第十一条)
(一) 相続財産ノ目録及控除セラルヘキ金額ノ明細書、并ニ相続関係ヲ記載シタル書面ハ、納稅義務ナキモノハ提出ヲ要セサルヤ

答、税法第六条ニ依ル納稅義務ノ有無ハ、相続財產価額ヲ調査シタル上ニアラサレハ確定セサルノミナラス、税法第十条ハ書面ノ提出ヲ要セサルコトノ明文ナキヲ以テ、總テ提出セシムヘキモノトス、但納稅義務ナキコトノ明確ナルモノハ強テ提出セシムルニ及ベス

(税法第十四条)

(一) 審査請求ノ期間ハ民法ノ規定ヲ適用シ、決定通知ヲ受ケタル翌日ヨリ起算スヘキヤ

答、起算日ノ規定ナキモノハ民法ノ規定ニ依ル(キハ勿論ナルモ)、税法第十四条ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ云々トアリテ、通知ヲ受ケタル日ヨリ起算スヘキコトノ明文アルニ依リ民法ノ規定ヲ適用スヘキモノニアラズ

(二) 審査請求ノ効力ハ税法第十四条ノ期間内ニ到達セサルトキハ無効トスヘキヤ

答、期間内ニ受理シタルモノニ限ル

(三) 税法第十四条ハ相続人、遺言執筆者又ハ相続財産管理人云々トアルヲ以テ、税法第二十三条ノ財産贈与ヲ受

ケタルモノハ審査ノ申立ヲ為スヲ得サルヤ

答、税法第二十三条ハ遺産相続ト看做シ課税スルノミナラズ、税法第二十三条ノ規定アルヲ以テ納税主体タル受贈者モ再審査ヲ請求シ得ルモノトス

(税法第十六条)

(一) 訴願及行政訴訟ハ審査ヲ經サルモノト雖モ、直ニ提起シ得ヘキヤ

答、審査ナルモノハ第一ノ救済方法トシテ規定セラレタルモノナルニ依リ、斯ノ手続ヲ經タルモノニアラサレハ

提起スルヲ得ス

(税法第十七条)

(一) 相続税ノ延納ハ法定期限内ニ出願スルコトヲ得サリシ正當ノ事由アルトキハ、期限後ノ出願ト雖モ許可スヘキヤ

答、然リ

答、然リ

答、然リ

(一) 当初決定ノ税額ハ百円未満ニシテ、審査ノ決定又ハ訴願訴訟ノ結果ニヨリ百円以上トナリタルトキハ延納ヲ

許可スヘキヤ、及出願期限ノ計算方ハ如何スヘキヤ

答、前段延納ヲ許可スルヲ得、後段決定裁決又ハ判決ヲ受ケタル日ヨリ起算スヘキモノトス

(税法第二十二条)

(一) 被相続人力税法施行地内ニ住所ヲ有セサルトキハ、相続開始アリタルコトヲ知リ得ヘキ機会ナキヲ以テ、税法第十二条ノ書類ノ提出ヲ怠ルモノアルモ之ニ対シ懲告スルノ途ナシ、如何スヘキヤ

答、常ニ諸般ノ状況ニ注意シ、相続開始アリタルコトヲ知リ得タルトキニ於テ相当手続ヲ為スヘキモノトス

(二) 税金十分ノ一二相当スル徵収金ハ租税ニヨラサルヲ以テ、三十五年法律第二十二号第一条ヲ適用セサルヤ

答、然リ

(三) 催告ニ關スル費用トハ用紙代及郵便料ノミナルヤ、且催告ニ關スル費用及税金十分ノ一二相当スル徵収金ノ
歳入科目ハ如何

答、追テ何分ノ規定アルベシ

(税法第二十三条)

(一) 推定相続人又ハ分家ノ戸主及家族ニ対シタル贈与ハ、財産目録ノ提出又ハ戸籍変更等ヨリノ通知ナキヲ以テ、課税スヘキ事実ノ発生ヲ知ルニ由ナシ、如何ナル方法ニ依リ調査スヘキヤ

答、常ニ諸般ノ状況ニ注意シ贈与シタル事実ヲ知リ得タルトキニ於テ課税スヘキモノトス

(二) 贈与ヲ以テ遺産相続ト看做スハ一回ノ贈与財産ノ価額カ五百円以上ノモノニ限ルヤ、又ハ數回ニ贈与シタル場合ハ其ノ価額カ五百円ニ満チタルトキハ課税スヘキヤ

答、数回三贈与シタルモノト雖モ、意思ノ連続シタルモノト認ムヘキトキハ課税スヘキモノトス

(二) 分家ノ戸主又ハ家族ノ同一人ニ対シ本家ノ戸主又ハ家族ノ一人以上ヨリ財産ヲ贈与シタルトキ、又ハ同一人ヨリ推定遺産相続人一人以上若ハ推定家督相続人及他ノ家族ニ対シ為シタル贈与ハ、其ノ合算額五百圓以上ナルトキハ課税スヘキヤ

答、本条ハ脱税ヲ防クノ必要ニ依リ相続ト看做シ課税スヘキモノナルニ依リ、總子相続ノ例ヲ準用シ贈与者一人毎ノ贈与価額ヲ目的トシ区別スヘキモノトス

(税法第二十四条)

(一) 税金ヲ逋脱シ处罚ヲ受ケタルモノニ対シテモ、其ノ脱税金ヲ追徴スヘキヤ

答、然リ

(平8 高松 76)

5、明治38年3月 相続税法施行規則

朕、相続税法施行規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十八年三月二十二日

勅令第六十八号(官報三月二十三日)

相続税法施行規則

大藏大臣男爵 曽祢荒助

第一条 相続開始地ノ税務署ヲ以テ相続税ノ所轄税務署トス

相続開始地又相続税法施行地ニ在ラサルトキハ、同法施行地ニ在ル相続財産所在地ノ税務署ヲ以テ所轄税務署トス、相続財産カ二箇以上ノ税務署管内ニ在ルトキハ、其ノ主タル財産ノ所在地ノ税務署ヲ以テ所轄税務署トス

第二条 相続開始シタルトキハ、相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ相続税法第十一条第一項ニ定メタル期間内ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル書面ニ相続財産目録及相続財産ノ価格中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ添付シ之ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ、但シ相続人一人以上ナル場合ニ於テ其ノ一人ヨリ本条ニ依ル書類ヲ提出シタルトキハ、他ノ相続人ハ之ヲ提出スルコトヲ要セス

一 被相続人ノ氏名

二 相続開始地

三 相続開始ノ日

四 家督相続、遺産相続ノ区別

五 被相続人力相続開始前一年内ニ相続税法施行地ニ在ル財産ニ付贈与ラ為シタルトキハ、其ノ財産ノ価額及受贈者ノ住所氏名

六 相続人ノ住所氏名

七 相続人ト被相続人トノ統柄

前項ノ書類ヲ提出スル場合ニ於テ相続人確定セサルトキハ、前項第六号及第七号ノ代リニ相続人ノ確定セサル理由ヲ記載スヘシ

前項ノ場合ニ於テ相続人確定シタルトキハ、相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ第一項第六号及第七号ニ掲

クル事項ヲ記載シタル書面ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

相続税法第二十三条ニ依リ遺産相続ノ開始ト看做サルヘキ場合ニ於テハ、第一項第一号乃至第三号第六号及第七号ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ提出スル足以足ル

第三条 税務署長ハ相続財産ノ価額ヲ評定シテ課税価格ヲ決定シ、之ヲ相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ通知スヘシ

相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ハ前項ノ決定ニ対シ其ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四条 課税価格ヲ決定ニ対シ異議アル者再審査ヲ求メムトスルトキハ、其ノ理由ヲ詳記シ相続税法第十四条ニ定メタル期間内ニ所轄税務署長ニ申出ツヘシ

第五条 税務署長ハ相続財産ノ価額ヲ評定シテ課税価格ヲ決定シ之ヲ異議申立て人ニ通知スヘシ

第三条第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六条 各税務署所轄内ニ相続税審査委員会ヲ置ク、但シ税務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道沖縄県ノ区三付チハ、大臣又ハ特ニ審査委員会ヲ置クコトヲ得

第七条 審査委員会ハ大蔵大臣ノ命シタル取締官吏二名及直接國稅百円以上ヲ納ムル者二名ヲ以テ之ヲ組織ス

審査委員会ノ任期ハ三年トス

第八条 審査委員会ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第九条 審査委員会ハ毎年最初ノ開会ノ時ニ於テ、審査委員中ヨリ会長ヲ選舉スヘシ

第十条 審査委員会ノ会長出席セサルトキハ、出席シタル審査委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ

第十一條 審査委員会ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第十二条 審査委員ハ自己又ハ自己ノ親族ノ相続三閑スル審査ノ議事ニ与ルコトヲ得ス

第十三条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ審査委員会ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得ス

第十四条 相続人一人以上ナル場合ニ於テ、相続税納付前相続財産ノ分割ヲ為スモ、相続税ハ各相続人連帶シテ之ヲ納付スルコトヲ要ス

第十五条 相続税ノ年賦延納ヲ求メムトスル者ハ担保ノ種類及延納期間ヲ記シ、相続税法第十七条ノ期間内ニ所轄税務署ニ出願スヘシ

第十六条 担保ノ種類ハ左ニ掲タルモノニ限ル

一 税務署長ニ於テ確実ト認ムル有価証券

二 土地

三 建物

四 税務署長ニ於テ納税保証ニ堪フル資力アリト認ムル保証人

第十七条 担保トシテ有価証券ヲ提供セムトスル者ハ之ヲ供託シ、其ノ供託受領証ヲ提出スヘシ

第十八条 税務署長ニ於テ担保物ノ価格減少シタリト認ムルトキ、又ハ保証人ノ資力納税保証ニ堪ヘサルニ至リタリト認ムルトキハ、増担保ヲ提供セシメ又ハ保証人ヲ変換セシムルコトヲ得

第十九条 年賦延納金額ハ相続税金額ヲ延納年間ニ平分シテ之ヲ定ム

第十一条 増担保ヲ提供スヘキ場合ニ於テ之ヲ提供セス、又ハ保証人ヲ交換スヘキ場合ニ於テ之ヲ交換セサルトキハ、
税務署長ハ年賦延納ノ許可ヲ取消シ税金ヲ一時ニ徴収スヘシ、年賦延納金滞納ノ場合ニ於テモ亦同シ

第二十二条 年賦延納ノ許可ヲ受ケタル者相続税ヲ完納シタルトキハ、税務署長ハ担保解除ノ手續ヲ為スヘシ
テ、保証人アルトキハ保証人ニ通知シテ其ノ税金ヲ納メシム

担保物ヲ以テ税金三充シヘキ場合ニ於テハ、之ヲ公売ニ付シ相続税及公売ノ費用ニ充テ、不足アルトキハ追徴シ、残余アルトキハ之ヲ還付メ

保証人ニ於テ税金ヲ完納セサルトキハ納税者ニ対シ滞納処分ヲ行ヒ、仍税金三不足アルトキハ保証人ニ対シ滞納処分ヲ行フ

第二十三条 年賦延納ノ許可ヲ受ケタル者相続税ヲ完納シタルトキハ、税務署長ハ担保解除ノ手續ヲ為スヘシ

第二十四条 相続人、遺言執者又ハ相続財産管理人、相続税法第十二条依ル書類ヲ期限迄ニ提出セサルトキハ、
所轄税務署長ハ期間ヲ定メテ之ヲ催告スヘシ

前項ノ期間内ニ書類ヲ提出セサルトキハ、所轄税務署長ハ其ノ認ムル所ニ依リ課税価格ヲ決定スヘシ

附 則

本令ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔法令全書〕

6、明治38年3月 相続税法第十二条の戸籍役場と協議の件

訓乙第一八〇号

税務署

相続税法取扱手続ハ追テ規定ノ見込ニ便得共、相続税法第十二条ノ規定ニ依リ戸籍役場ヨリ通知ヲ受クルハ、相続開始ノ事實ヲ知ルニ殆ト唯一ノ材料ニシテ最必要ナルモノナルヲ以テ、差当リ別記ノ趣旨ニ依リ各戸籍役場へ協議ヲ遂ケ之方必要ヲ充タス上ニ於テ遺憾ナキヲ期スヘシ

明治三十八年三月廿一日

東京税務監督局長印

別記

一 通知ヲ得ヘキ事項

- (イ) 相続ノ種類 (家畜、遺産ノ区別)
- (ロ) 相続開始原因 (税法第十二条記載項)
- (ハ) 相続開始ノ時 (死亡月日又ハ隠居届出月日等)
- (三) 相続開始ノ地 (被相続人ノ住所地)
- (ホ) 被相続人ノ職業、本籍及寄留地、氏名、年齢
- (ヘ) 相続人ノ住所氏名
- (ト) 戸主ノ住所氏名 (家族死ノ時ニ限ル)

(チ) 相続財産ノ概略ト種類及価格

(リ) 相続財産ノ価格力税法第六条ノ限度ニ達セサルコトヲ詎スヘキ特徴アリト認メラルモノハ其事美

二 通知ノ時期ハ戸籍束力届書ヲ受理シタル時ヨリ一週間内

三 通知スヘキ税務署ハ届書ヲ受理シタル戸籍役場ノ管轄地ヲ管轄スル税務署

(平12 東京 93)

7、明治38年3～4月 相続税審査委員内申方

内達第一九号

税務署長

其ノ署管内ニ於テ住所ヲ有シ、現ニ直接国税百円以上ヲ納ムル資格アル者ニシテ、相続税法施行規則第七条ノ審査委員ニ適任ト認ムルモノニ一名ヲ取調、其住所、氏名、職業、年齢及直接国税納税額ヲ記載シ内申スヘシ

明治三十八年三月二十四日

大阪税務監督局長 渡辺義郎印

内達第四二号

税務署長

相続税審査委員候補者取調方要ニ内達致置候処、該委員ニ任命セラルヘキモノハ、最モ公正著実ニ能ク其任務ヲ執行

シ、審査機関トシテ遺憾ナキ人タルコトヲ要スヘキハ勿論ナルヲ以テ、彼ノ政党的階級ヲ有シ党派ノ争フ公明ナル審査ノ決議ニ利用スルカ如キ人物ハ、之レガ推薦上忌避スベキコトナリ、是等ハ既ニ相当留意セラレ居ル義トハ信スルモ、為参考候補者トシテ内申セラレタル各人ノ経歴及政党ニ關係ノ有無共、取調内申セラルヘシ

明治三十八年四月十八日

大阪税務監督局長 渡辺義郎印

(昭和58 大阪 17)

8、明治38年4月 相続税事務取扱手続

訓甲第六〇号

税務署

相続税事務取扱手続別冊ノ通相定ム

明治三十八年四月一日

(別冊)

相続税事務取扱手続

第一条 戸籍吏ノ通知又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ相続開始シタルコトヲ認知シタルトキハ、便宜ノ方法ニ依リ直ニ課税資料ノ調査ヲ為スヘシ、但シ課税価格ニ達セサルコトヲ確認シ得ラル者ハ、之ヲ調査ヲ省略スルコトヲ得所轄外ニ存在スル相続財産ニ付テハ其ノ所轄税務署ニ調査ヲ嘱託スヘシ

第一条 所轄内ニ存在スル財産ニ付、所轄外ニ相続開始シタルコトヲ知リタルトキハ、第一号様式ニ依リ課税資料ヲ其ノ所轄税務署ニ通知スヘシ

第三条 課税資料ノ調査ヲ為シタルトキハ第二号様式ノ台帳ニ登録スヘシ

第一条第一項但書ニ該当スル者ハ、戸籍吏ノ通知書欄外ニ課税価格ニ達セサル者ナルコトヲ標記シ、之ヲ決議シ別二編纂シ置クヘシ

第四条 土地建物其ノ他価格ノ変動少ナキモノニ付テハ、毎年ノ初二於テ其ノ標準価格ヲ調査シ置クヘシ

前項ノ調査価格ハ隣接税務署ニ交渉シ相互ノ権衡ヲ保ツヘシ

第五条 相続財産ノ時価ハ其ノ種類ニ從ヒ前条ノ標準ヲ参照スルノ外、市区役所、町村役場若ハ登記所ニ就キ之ヲ調査シ、又ハ市場価格ニ依リ、其ノ便宜ノ方法ニ依リ適夷ニ之ヲ評定スヘシ

第六条 施行規則第二条ノ書類提出アリタルトキハ第三条ノ台帳ニ照査シ、申告事項ヲ相当ト認ムルトキハ之ニ依リ直ニ課税価格ヲ決定シ、若之ヲ不相当ト認ムルトキハ一處其ノ更正ヲ諭シ、猶之ニ處セサルトキハ税務署ノ調査額直ニ課税価格ヲ決定シ、若之ヲ不相當ト認ムルトキハ一處其ノ更正ヲ諭シ、猶之ニ處セサルトキハ税務署ノ調査額直ニ課税価格ヲ決定スヘシ

第七条 法定期限迄ニ施行規則第二条ノ書類ヲ提出セサル者アルトキハ、十日以内ノ期間ヲ指定シテ第三号様式ノ書面ヲ以テ之ヲ催告シ、猶提出セサルトキハ税務署ノ調査額ニ依リ課税価格ヲ決定スヘシ、但シ特殊ノ事情ニ由リ課税価格決定ノ急遽ヲ要スル場合ハ、催告ヲ為サス直ニ之ヲ決定スルモ妨ナシ

前項ノ催告期間ハ税務署所在地以外ニ住居スル者ニ対シテハ、其ノ距離ニ応シ通信ニ要スル日数ヲ斟酌シ適夷ニ之ヲ伸張スルコトヲ得

第八条 再審査ノ場合ニ於テ、審査委員会ノ意見ヲ適夷ナリト認ムルトキハ之ニ依リ直ニ課税価格ヲ決定シ、若之ヲ

適夷ナラスト認ムルトキハ税務署長ノ相当ト認ムル価格ニ依リ之ヲ決定スヘシ

前項末段ノ場合ニ於テハ決定ノ七日前詳細ノ事実ヲ與シ、其ノ旨ヲ申報スヘシ

第九条 税法第二十四条ニ依リ处罚セラレ又ハ自首シタル者アルトキハ、更ニ課税価格ヲ決定スヘシ

第十一条 第六条乃至第九条ニ依リ課税価格ヲ決定スル場合ニ於テ、申告ヲ是認シタルモノヲ除クノ外ハ總テ決議書ヲ作成シ、尚相続財産目録及相続財産ノ価格中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ作成シ添付シ置クヘシ

申告ヲ是認シタルモノハ、申告書ノ余白又ハ欄外ニ決定年月日ヲ記入シ決議スヘシ

決定シタル課税価格ハ第四号様式ニ依リ直ニ之ヲ相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ通知スヘシ

第十二条 課税価格ヲ決定シタルトキハ第五号様式ノ台帳ニ登録シ、直ニ税額調定ノ手続ヲ為スヘシ、但シ税法第九

条第一項ノ場合ニシテ相続財産ノ散逸又ハ脱漏ノ虞ナキトキハ、相続人ノ確定ヲ待テ調定スルモノトス

第十三条 訴願又ハ行政訴訟ノ結果ニ依リ課税価格ヲ決定スル場合ニ於テハ決議書ヲ作成シ、其ノ更正スヘキ事由ヲ明ニシテ之ヲ関係書類ヲ添付シ置クヘシ

第十四条 審査委員ノ任命アリタルトキハ、便宜ノ方法ニ依リ所轄内一般ニ周知セシムヘシ

第十五条 審査委員会ハ毎年三回以内適當ノ時期ニ於テ開会スヘシ、但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六条 審査委員会ニ開スル事項ハ、且誌ヲ作成シ其ノ事蹟ヲ明瞭ナラシムヘシ

第十七条 審査委員会ニ諮問セムトスルトキハ、前決定ヲ審査シ其ノ当否ニ開スル意見ヲ付シ再審査請求書ヲ委員会

二提出スヘシ

第十八条 審査委員会が開かムトスル場合ハ、其ノ七日以前ニ開会予定日数、再審査請求件数、異議ノ種類等ヲ具シ申報スヘシ、其ノ開会ノ場合ニハ第六号様式ニ依リ申報スヘシ

第十九条 税金ノ年賦延納ヲ許可スルトキハ、各年賦金額ノ納付期日ヲ指定シ許可書ヲ交付スヘシ
延納期間ハ特殊ノ事情アル者ノ外ハ出願年数ヲ許可スヘシ

第二十条 税金ノ年賦延納ヲ許可シタルトキハ、第七号様式ノ台帳ニ登録整理スヘシ

第二十一条 納税担保有価証券、土地建物ナルトキハ、第八号様式ノ担保提供書及登記承諾書、其ノ他登記ニ必要ナル書類ヲ提出セシメ、其ノ保証人ナルトキハ第九号様式納税保証書ニ印鑑證明書ヲ添へ提出セシムヘシ
担保ノ登記嘱託書ハ第十号様式ニ依ルヘシ

第二十二条 担保提供書、供託受領書、納税保証書ハ署長之ヲ保管シ、納税義務消滅又ハ担保交換シタルトキハ左手続フ為スヘシ

- 一 有価証券ナルトキハ供託原因消滅證明書ヲ作成シ、提供書ト共ニ還付スヘシ
- 二 土地建物ナルトキハ担保解除書ヲ作成シ、提供書ト共ニ所轄登記所ニ嘱託シ登記ノ抹消ヲ得テ還付スヘシ
- 三 保証人ナルトキハ直ニ納税保証書ヲ還付スヘシ

前項ノ供託原因消滅證明書、担保解除書、登記抹消嘱託書ハ第一号乃至第十三号様式ニ依ルヘシ

第一項ニ依リ担保ニ關スル証書ヲ還付スルトキハ、其ノ領收書ヲ徵スヘシ

第二十三条 施行規則第十六条ニ依リ確定下認ムヘキ有価証券ハ、国債証券、府県市債券及確定ナル会社ノ株券、債券ニ限ル

第二十四条 有価証券ノ担保価格ハ、法令ニ別段ノ規定アルモノハ外ハ市場価格百分ノ九十五トス

第二十五条 土地建物ノ担保価格ハ時価ヲ斟酌シテ適宜ニ之ヲ認定スヘシ

所轄外ニ存在スル土地建物ニ付テハ、所在地稅務署ニ嘱託調査シテ適宜ノ価格ヲ認定スヘシ

第二十六条 納税保証人ハ成ルヘク所轄内ニ住居所ヲ有スル者ノ中ヨリシテ立チシムヘシ

保証人カ所轄外ノ者ナルトキハ、所轄稅務署ニ嘱託シテ其ノ適否ヲ調査スヘシ

第二十七条 保証人數人ナルトキハ各保証人ヲシテ連帶セシムヘシ

第二十八条 保証人ノ資力ハ其ノ財産価額カ債務額ヲ控除シテ猶保証税額以上ナル場合ニ限り之ヲ認ムヘシ

保証人ノ財産価額ハ有価証券、土地建物ニ在リテハ第二十三条及第二十四条ニ依リ、其ノ他ノ財産ニ在リテハ時価百分ノ八十以内ノ標準ニ依リ之ヲ認定スヘシ

保証人ノ資力調査ニ必要ナルトキハ資産調査ヲ提出セシムヘシ

第二十九条 納税担保タル有価証券ノ償却又ハ支払ヲ受クルニ至リタルトキハ、年賦延納金ヲ即納セシムヘシ

第三十条 前条ニ依リ年賦延納金ヲ即納セサルトキ、又ハ担保物ノ滅失シタルトキハ更ニ担保ヲ提供セシムヘシ

第三十一条 前条ノ場合及施行規則ニ依リ増担保ノ提供又ハ保証人ノ変換ヲ要スル場合ハ、十日以内ノ期間ヲ指定シテ提供又ハ交換ヲ為サシムヘシ

第三十二条 納税担保減少ヲ請求スル者アルトキハ、年賦延納金一箇年分以上ヲ納付シタル者ニ限り、其ノ既納金ノ割合ニ応シ之ヲ許可スルコトヲ得

第三十三条 納税担保ニ關スル事項ハ第十四号様式ノ台帳ニ登録スヘシ

第三十四条 相続財産ヲ以テ相続税ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於テ、稅法第二十条ニ依リ受贈者ニ対シ不足税ヲ徵収セントルトキハ、第十五号様式ノ帳簿ニ其ノ要項ヲ記載シ、決議ノ上第十六号様式ニ依リ受贈者ニ通知スヘ

シ

前項ノ場合ニ於テ受贈者數人ナルトキハ、受贈財產ノ価格ニ按分シテ納付額ヲ定ムヘシ
第三十五条 税法第二十二条ノ催告費用及税金ノ十分ノ二相当マル金額ヲ徵収セムトスルトキハ、第十七号様式ノ旨帳三ノ要項ヲ記載シ決議スヘシ

第三十六条 行政訴訟ノ被告トナリタルトキハ、原告ノ主張、税務署長ノ答弁等、其ノ事件ノ要領ヲ申報スヘシ
第三十七条 税法第二十二条ノ催告費用及税金ノ十分ノ二相当マル金額ヲ徵収セムトスルトキハ、第十七号様式ノ税法第二十四条違反者トシテ告発シタルトキハ其ノ事件ノ要領ヲ申報スヘシ

第三十八条 課税額ハ第十八号様式ニ依リ、毎三箇月分ヲ翌月十五日迄三報告スヘシ
第三十九条 每年一月一日現在ノ年賦延納額ヲ調査シ、第十九号様式ニ依リ其ノ月十五日迄三報告スヘシ

(平11 東京 34)

9、明治38年4月 相続税審査委員候補者調べの件

相続税審査委員候補者調ノ件 明治三十八年四月 主秘第二二七号主税局長通牒

相続税法施行規則第七条ニ依ル審査委員任命上必要三候間、各税務署毎ニ左記各項ニ依リ御取調御内申有之度

一 収税官吏ヲ以テ審査委員候補者一名ハ其ノ税務署長、一名ハ其ノ税務署在勤税務属ニシテ審査委員ニ適當ナル者
ル者

右ノ官氏名

- 一 直接国税ヲ納ムル者ヲ以テスル審査委員候補者三名ハ、地租・所得税(所徴税法第三条第一種ノ所得半無記名貨物ニ係ル所徴税ヲ除ク)・營業税ノ本税及増徴額ヲ合セ百円以上ヲ納メ、且其ノ税務署所轄内ニ住所ヲ有スル者ニシテ審査委員タルニ適當ナル者
右ノ住所、氏名、身分、職業、年齢並ニ直接国税納額
- 右依命及内牒候也

追テ、審査委員ノ改任又ハ補欠ヲ要スルトキハ、其ノ時々本文ニ掲リ御内申相成度候也

(昭53 東京 92-1)

10、明治38年9月 東京税務監督局所轄内相続税審査委員氏名

当局管内各税務署所轄内相続税審査員、左ノ通り本月五日任命セラル

幸橋税務署

島田文次郎 松沼宇太郎 義源祐 山田忠兵衛 手塚長二郎

四谷税務署

笛井 光輝 南部 康藏 中島 行孝 萩村又右衛門 高羽忠兵衛

万世橋税務署

平位 忠司 小川 尚徳 江草斧太郎 伊藤 定七 岩崎 清春

新大橋税務署

川村 信成	松村銅之助	渡辺大治郎	野本 伝七	岩出惣兵衛
大内 篤茂	増川五十二郎	大森 清楨	江崎 礼一	古川 幸七
曾我部房衛	高橋宇志藏	田中 新造	鳥山悌次郎	安藤 文藏
品川税務署	淀橋税務署	内田甚右衛門	浅田甚右衛門	相沢惣兵衛
小安 哲衛	花形 栄吉	内田甚右衛門	浅田甚右衛門	相沢惣兵衛
板橋税務署	宇野欽次郎	江口 義一	大木金兵衛	佐藤茂兵衛
千住税務署	篠原 忠敏	坂西 錠造	中里 民平	大川 誠吾
江沢 通明	山上 錄	坂西 錠造	牛込 金三	浅田周太郎
徳久 並男	青梅税務署	宇佐見 弘一	平岡久左衛門	関根保太郎
小泉 市作	八王子税務署	八王子税務署	島田 六助	瀬沼安兵衛
加藤 牧夫	高田 米藏	関谷源兵衛	鈴木弥右衛門	井上平左衛門
浦和税務署				
市川 正意	大崎 辰馬	須田 守三	中山 吉長	西山鉄五郎
川越税務署	渡辺 弥一	橋本三九郎	綾部利右衛門	繁田 武平
藤堂金太郎	松山税務署	杉田助左衛門	新井 恒明	鈴木 浩一
上法 友毅	大高税務署	柿原 定吉	宮田源之助	肥土晴三郎
梅野亮三郎	大沢鶴四郎	安賀大太郎	安賀謙三郎	
田代茂太郎	希代 宏	松本 文作	石坂金一郎	松岡三五郎
田代茂太郎	熊谷税務署	須賀大太郎	武政恭一郎	松岡三五郎
江口 厥俊	山田 康治	松本 平蔵	野中 康助	清水近太郎
忍税務署				
荒井 冷	中島友次郎			
岩槻税務署				
武吉 正純	松宮源之進			
杉戸税務署				
日比野太郎	原田 銀松			
千葉税務署				

下島 雪彦	飯田惣次郎	紅谷四郎平	近藤多喜司	岡田 稲藏
	松戸 稽務署			
新莊陽三郎	大槻喜十郎	秋元三左衛門	染谷 莊次	近藤 審八
	佐倉稅務署			
中村 保之	石原房太郎	岩淵總兵衛	長谷川利左衛門	篠田 有則
	佐原稅務署			
杏 百太郎	篠塚 成章	桜井 直藏	八木慶太郎	絵崎伊之吉
	銚子稅務署			
石川 安太	高野勝之助	田中 玄蕃	富島芳兵衛	斎藤 察治
	東金稅務署			
河野 謙	大崎淳一郎	牛尾 閑治	斎藤逸三郎	篠原 藏司
	茂原稅務署			
永野 浅吉	高橋辰五郎	篠崎惣五郎	永瀬 新八	井桁三郎平
	大多喜稅務署			
根本 貞輔	西山新兵衛	中村金次郎	藤平 真平	渡辺弓太郎
	木更津稅務署			
五味 基	井上菜太郎	香々見儀助	田丸 德蔵	宮 卵之吉
	北条稅務署			
石川菊次郎	小谷 岸郎	中山徳兵衛	鳥海 濱治	青木文治郎
	甲府稅務署			
田中 寛治	木村 清	佐竹作太郎	落合 周平	市川 文藏
	石和稅務署			
山本秀左右	市川 一哉	広瀬 久政	雨宮 五郎	中沢仁兵衛
	鍍沢稅務署			
山内茂太郎	一瀬 至	渡辺 信	木内 信春	小林彦太郎
	韋崎稅務署			
石田 良太	原田常太郎	小林 七朗	赤松 栄明	清水 有文
	谷村稅務署			
長篠 益吉	安藤剣太郎	河口善之助	小林 友益	堀内松治郎
	猿橋稅務署			
雨谷金五郎	千葉 常文	小林鶴麻呂	小泉 由郎	山口 嘉平

(平11 東京 34)

11、明治38年9月 収稅官吏より任命される相続稅審査委員の件

収稅官吏ヨリ命セフルル相続稅審査委員ノ件

明治三八年九月一六日 主秘第六九六号主税局長通牒

收稅官吏ヨリ命セラル相続稅審査委員ハ、当該稅務署所轄内ニ於ケル職務ナルニ付、該委員ニ命セラレタル者其局署ヲ転スルトキハ自然消滅シ、別ニ解免ノ辟令ヲ發セサルコトニ定メラレ候矣、為御心得右及通牒候也

(昭56 東京 1883 - 1)

12、明治39年4月 相続稅法稅率適用に関する件

相続稅法稅率適用三閥スル件(東京稅務監督局) 請訓 明治三十九年三月十四日

相続稅法第八条ニ依レハ、課稅價格十万円ヲ超ユル場合ハ其五万円毎ニ(百万円ニ至テ止ム) 千分ノ五ヲ加フヘキコトニ稅率ヲ定メラレ候處、茲三百万円ヲ超ユル課稅價格ノ稅率適用方ニ閑シ左ノ二説アリ

甲 家督相続第一種ノ場合ニ於テ、九十五万円ヲ超ユル百万円マテハ稅率千分ノ百三十ヲ適用スヘキモ、法文三百万円ニ至テ止ムトアルハ百万円ヲ超ユル金額ニ至テ止ムト解釈シ、百万円ヲ超ユル金額アル場合ハ尙ホ千分ノ五ヲ加ヘ百三十ヲ適用スルコト

乙 同上ノ場合ニ於テ、九十五万円ヲ超ユル百万円マテハ稅率千分ノ百三十ヲ適用スルハ勿論ナルモ、遞次増加ハ百万円ニ至テ止ムトアルヲ以テ、百万円ニ到達シタルトキハ早速遞次增加ヲ為ス能ハス、從テ百万円ヲ超ユル金額ニ付テモ同シク稅率千分ノ百三十ヲ適用スルコト

右ハ甲説ヲ相当ト認メ候得共、聊カ疑義相生シ云々

○本局回報臨第一六八八号 明治三十九年四月十七日

密月十四日第一〇三号請訓相成候相続稅法第八条三閥スル件ハ乙説ノ通ニテ可然候、依命此段及御回答候也

(昭62 大阪 138 - 1)

13、明治39年12月 稅法審査委員会審査報告(抄)

税法審査委員会審査報告

- 第一章 地租【租稅史料叢書】第一巻に収録
- 第二章 所得稅【租稅史料叢書】第三巻に収録
- 第三章 営業稅【租稅史料叢書】第六巻に収録

第十七章 相続稅、關稅及噸稅

第一款 相 繼 稅

相続稅ハ第一次非常特別稅ト共ニ戰時ノ財源トシテ制定セラレタルモノナルヲ以テ、世間往々相続稅ハ非常特別稅ト共ニ整理セラルヘキモノナリト為ス者アリ、其ノ他相続稅ニ關シ改廢ノ意見ヲ有スル者アルヲ以テ委員会ハ慎重ニ之ヲ審査シ、審査ノ結果左記ノ事由ヲ認メ現下改正ヲ要スヘキ点ナキモノト決シタリ

一、相続稅ハ第一次非常特別稅ト共ニ制定セラレタリト雖、單ニ戰時ノ財源ニ充ツル目的ヲ以テ創設セラレタルモノニ非スシテ、将来永久ノ制度ト為スノ趣旨ナリシコトハ立法當時ヨリ予期セラレタル所ナルノミナラス、相続稅ノ如キハ一時限施行スヘキ性質ノモノニ非ス

二、相続税ハ歐米各國ニ於テモ久シキ以前ヨリ主要ノ財源トシテ施行セラレタルモノニシテ、我邦ニ於テ此ノ制度ヲ採用シタルハ時宜ニ適セルモノナリ。

三、我相続税法カ家督相続、遺産相続ノ区別ヲ認メ、家督相続人ハ財産ヲ承継スルト同時ニ家族扶養ノ義務ヲ負フモノ、遺産相続人ハ單ニ財産ヲ承継スルニ過キサルヲ以テ、两者ノ間ニ課税価格ノ最低限及税率ヲ異ニシタルハ、我國固有ノ家族制度ニ一致シメタルモノニシテ最モ適正ナルモノトス、而シテ課税価格ノ多キニ隨ヒ税率ヲ累進スルト同時ニ、被相続人トノ統柄ノ近キニ隨ヒ税率ノ低下スルノ規定ナルカ故ニ、其ノ課税ハ極メテ公平ナリトス。

四、相続税ハ相続ニ依リテ一時ニ多額ノ財産ヲ取得スル者アルニ際シ、相続財産ノ一部ヲ粗税トシテ納付セシムルモノナルカ故ニ、納稅者ノ苦痛極メテ少キノミナラス、個人ノ財産ハ社会ノ進歩ニ伴フテ漸次増加スルカ故ニ、國庫ノ増進ト共ニ國庫ノ收入ヲ增大ナラシムルモノニシテ良好ノ税種ナリトス。

五、或ハ税率重キニ過キ納稅者ノ苦痛太ナリト称スル者アリト雖、税率ハ決シテ過重ナリト云フヘカラス、何トナレハ課税セラルヘキ財產ハ相続財產ノ全部ニ非シテ、其ノ財產ヨリ公課、葬式費用、債務ヲ控除シタル残額ニシテ、其ノ税率ハ家督相続ノ場合ニ於テ相続人力被相続人ノ家族タル直系卑族ナルトキハ、課税価格五千円迄ハ千分ノ十二ニ過キス、課税価格ノ多額ナルニ從ヒ税率ヲ累進スト雖、其ノ累進税率ハ其ノ超過シタル部分ニ対シテノミ適用スルモノナルカ故ニ、課税価格五万円ニ対シ千分ノ二十一強、十万円ニ対シ千分ノ二十九強ノ税率ニ過ギサルヲ以テナリ、特ニ実際ノ施行ニ於テ動産中直接所得ヲ生セサルモノニ付テハ、課税価格ニ算入セサルノ取扱ナルノミナラス、税金百円以上ナルトキハ三年以内ノ延納ヲ許スノ取扱ナルカ故ニ、納稅者ノ苦痛大ナリト謂フヘカラサルナリ。

六、又税法ハ軍人軍属ノ戰死又ハ戰争ノ為ニ受ケタル傷痍疾病ニ起因シタル死亡ニ因リ相続開始シタル場合ニ於テハ相続税ヲ免除シ、以テ軍人軍属ニ對スル特典ヲ認メ、又相続税ヲ課セラレタル後三年以内ニ更ニ相続開始シタル場合ニ於テハ相続税ヲ免除シ、五年以内ニ於テ更ニ相続開始シタル場合ニ於テハ相続税ヲ半減シ、以テ頻次ノ相続開始ニ因ル税金ノ負担ヲ輕減スルノ規定ヲ設ケタリ。

七、相続税ノ收入予期ノ如クナラスト云フ者アリ、相続税ハ三十八年度ニ於テ予算ノ如ク收入セラレサリシハ事実ナリ、然レトモ三十八年度ニ於テハ左記ノ事由ヲ承認セサルヘカラス

(イ) 三十八年度予算ハ財產統計及相続統計ノ知ルヘキモノナク、各種ノ材料ニ依リ推算シタルモノナリシヲ以テ、適実ヲ欠クモノアリシコト

(ロ) 税法ノ施行ニ際シ予算當時ノ方針ヲ変更シ、動産中直接所得ヲ生セサルモノニ付テハ強テ課税価格三算入セシムサルコトト為シタルコト

(ハ) 相続税法ノ施行ヲ見越シ税法施行以前ニ於テ相続ノ手続ヲ為シタル者多カリシコト

(三) 相続人ハ相続開始後三箇月以内ニ相続ノ申告ヲ為シ、税務署ハ其ノ申告ヲ俟テ相続財產ヲ調査シ課税価格ヲ決定スルノ手續ニシテ、財產ノ多額ナルモノニ在リテハ税務署ノ調査決定ニ多數ノ口子ヲ要スルカ故ニ、三十八年度中ニ決定課税セラレタルハ事実ハ、九箇月分ニ過キサルコト

(ホ) 相続税ハ税金百円以上ナルトキハ三年以内ノ賦延納ヲ許可スルカ故ニ、施行三年ヲ経ルニ非サレハ平均ノ歳入ヲ得ル能ハサルコト

八、課税価格ノ計算及評定ニ關シテハ法律ニ明定アルノミナラス、其ノ施行ニ付テハ特ニ大藏大臣ノ訓示アリ、大藏大臣ノ訓示中重モナルモノヲ擧クレハ、左ノ如シ

(イ) 税務署ニ於テハ常ニ各人ノ資産ノ増減ニ注意シ、出来得ヘクンハ其ノ価額ヲ推算シ置キ、相続税賦課上ノ参考ト為スベシ

(ロ) 相続開始シタル場合ニ於テ財産目録ヲ添付シ其ノ旨届出ヲ為シタルトキヘ、甚シキ不正アリト認メラルル場合ノ外ハ成ルヘク届出ノ価額ニ依リ課税価格ヲ決定スルコトニ注意スベシ

(ハ) 課税価格ノ決定ヲ為スニ當リテハ大体ニ於テ其ノ実額ヲ得ノコトヲ期シ、徒ラニ些細ノ点ニ闕スル計算三重ヲ置クカ如キコトナキヲ要ス

(ミ) 相続税法第二条ニ掲タル相続財産ハ總ニ課税価格ニ算入スヘキモノナリト雖、動産中家畜、什器、書籍、家具其ノ他日用器等ノ如キ、營利ノ目的ヲ以テ所有スルモノニ非スシテ直接所得ヲ生セサルモノハ、相続財産目録中ニ掲記シアラサルモ強テ之ヲ掲記セシメ課税価格ニ算入スルニ及ハサルモノトス

(ホ) 相続税ヲ課スヘキ財産ハ相続ニ依リ相続人ニ移転スヘキ財産ニ限ルヲ以テ、保険契約ニ基キ支払ヲ受クル保険金ノ如キハ相続税ヲ課スヘキモノニ非ス

(ヘ) 相続税法第三条ニ依リ相続開始前一年内ニ為シタル贈与ノ価額ヲ相続財產中ニ加算スルハ、相続税ノ逋脱フ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、財產ノ一部ヲ分与シタルト認ムヘキ贈与ヲ為シタル場合ニ限リ加算ヲ為スヘキモノニシテ、些細ナル贈与ノ如キハ之ヲ加算スルニ及ハサルモノトス

(ト) 相続財產中ヨリ控除スヘキ債務ハ政府力確実ト認メタルモノニ限ルト雖、政府ニ於テ確定スルニハ敢て書面ノ証拠アルコトヲ必要トセサルヲ以テ、苟モ成立確実ト認メラルモノハ書面ノ有無ニ拘ラス之ヲ控除シテ妨ナキモノトス

(チ) 相続税ノ年賦延納ハ租税ノ為ニ財產ノ元本ヲ侵蝕スルノ弊ナカラシムルト同時ニ、納稅者ノ苦痛ヲ少カ

ラシムルノ趣旨ニ由テタルモノナルヲ以テ、担保ノ確実ナル限りハ年賦延納ノ出願ニ對シテハ之ヲ許可スルコトヲ要ス

(リ) 相続税法第二十二条ニ於テ催告ニ關スル費用及税金ノ十分ノ一二相当スル金額ヲ徵収スルコトヲ得ルノ規定ヲ設ケタルハ、書類提出ノ遲延ヲ防クノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、其ノ故意怠慢ニ因ルモノノ外ハ之ヲ適用スルニ及ハサルモノトス

九、要スルニ現行税法ハ最近ノ制定ニ係リ、別ニ改正ヲ必要トル事項ナキノミナラス、規定ノ細目ニ至リテハ或ハ多少論議スヘキモノナキニ非サルヘシト雖、税法ノ大体ニ於テ之ヲ批難スヘキモノナキヲ以テ、今ニ於テ之ヲ改廢スルハ早計ナリ

委員会ハ前記ノ事由ヲ認メ、相続税ハ總ニ現行ヲ維持スルコトニ決シタリト雖、相続税ハ施行日尚淺ク官民未タ其ノ施行ニ慣レサルモノアリ、時ニ取扱ノ致ラ欠キ又ハ寛廢其ノ度ヲ失スルコトナキヲ保セサルヲ以テ、委員会ハ其ノ施行ニ關シ尚一層ノ注意ヲ要スヘキモノアリト認メタリ

〔以下、省略〕

14、明治40年5月 相続税に関する葬式費用の標準

(昭59 本校 75、平10 本校 1795)

相続税三千スル葬式費用ヲ認ムル標準ハ各署区々ニ涉リ衡平ヲ欠クヲ以テ、自今左ノ各項ニ依リ取扱フヘシ

明治四十年五月二十四日

東京税務監督局長印

一、仮葬式ト本葬式トヲ為スモノハ、本葬式ノ費用ハ相続税法第十一條ノ期間内ニ為シタルモノニ付テハミ之ヲ認ムルモノトス

二、葬式費トシテ認ムヘキ種目、凡ソ左ノ如シ

イ、葬具費

ロ、葬式人夫賃

ハ、香花於鳥賃

二、墓地賣入費（埋葬死者ニ付必要ナルモノニ限ル）

本、墓地使用料（埋葬死者ニ付必要ヲ生シタルモノニシテ一時支払モノニ限ル）

八、墓地垣根外柵費（死亡後葬式當日迄三設備シタルモノニ限ル）

ト、墓碑墓標代（同）

チ、式場設備費（同裝飾費等ヲ含ム）

リ、親族召喚費

ヌ、遺骸引取費

ル、醫師診斷書料（埋葬ニ必要ナルモノ）

オ、会葬者接待費

ワ、通夜人接待費

エ、出入及人夫会葬被服給与費

ヨ、喪服料（財產トシテ保存セサル一時のモノニ限ル）

タ、墓守寺勇心付費

レ、社寺神官僧侶等ニ対スル諸費（接待費 布施 戒名料等ヲ含ム）

ソ、埋葬料

ツ、火葬料

以上ノ諸費ハ死亡ノ時ヨリ葬式當日迄ニ生シタルモノトス

ホ、通信費

ナ、広告費

ヲ、手伝人賄費及謝礼金

ム、施与金（投錢 撤錢又ハ近郷へ布施等 地方ノ慣習ニ依ルモノヲ云フ）

ウ、寄付金（祠堂金 寺納金 其他地方ノ慣習ニ依リ葬式ニ伴ヒ寄付スヘキモノヲ云フ）

ヰ、寺院へキ衣類代（衣類ヲ相続財産三計算シタルトキニ限ル）

以上ノ費用ハ葬式當時即チ葬式ノ前後ニ生シタルモノニシテ、通常葬式ニ伴フ失費ト認メラルヘキモノニ限ル

三、葬式費用ト認ムヘカラサルモノハ主ナルモノ左ノ如シ

イ、遺物料（会葬者ノ接待費ト認ムヘキモノヲ含ム）

ロ、法事費（初七日法事十日祭以後ノ法事祭費并ニ之三伴フ社寺神官僧侶ニ対スル布施謝儀等ヲ含ム）

八、香典返礼費（香典返礼三代ユル寄付金ヲ含ム）

二、石碑代（葬式当日後ニ設備シタルモノ）

四、第一項及第三項以外ノ種目ハ右兩項ニ依リ類推スルモノトス

五、第一項ノ費用三付モ其ノ者ノ身分其ノ他ノ情況ニ鑑ミ、實際支弁ヲ要シタル若ハ要スル費用ナルヤ否ヲ判定ス

ヘキハ勿論ナリトス

15、明治40年 税法整理案審査会審査要録（抄）

（平12 東京 93）

税法整理案審査会審査要録

- 第一章 地租【租税史料叢書】第一巻に収録
第二章 所得税【租税史料叢書】第三巻に収録
第三章 営業税【租税史料叢書】第六巻に収録

第六章 相続税

原案ノ審議ニ於テハ相続税法ハ最近ノ制定ニ係リ別ニ改正ラ必要トスル条項ナキノミナラス、規定ノ細目ニ至リテハ或ハ多少論議スヘキモノナキニ非サルヘシト雖、税法ノ大体ニ於テハ之ヲ批難スヘキモノナキラ以テ、今ニ於テ之ヲ改廃スルハ早計ナリトノ理由ヲ以テ、相続税ハ終ニ現行ヲ維持スヘキモノヘト為シタルラ以テ整理原案ヲ提出セス、然レトモ審査会ニ於テハ相続税三関シテ種々ノ改正意見ヲ生シタルラ以テ、審査会ハ特別委員ニ之ヲ調査ヲ付託シ、其ノ調査ノ結果ヲ原案トシテ審議スルコトトシタリ

第一款 課税価格ニ關スル問題

第一項 公益事業ニ対シ為シタル贈与及遺贈ヲ課税価格ヨリ除算スルノ可否

相続税法ハ公共団体又ハ慈善事業三対シ為シタル贈与及遺贈ハ課税価格ニ算入セスト規定シタリト雖、一般ノ公益事業ニ対シ為シタル贈与及遺贈ニ付テハ課税価格ヨリ除算スルコトヲ許サス、是ニ於テ委員ノ一人ハ癡議シテ曰ク課税価格ヨリ除算スヘキ贈与及遺贈ヲ、公共団体又ハ慈善事業ニ対シ為シタルモノニ限ルハ狹キニ失ス、元來法律カ既ニ為シタル贈与ノ価額ヲ相続財産ノ価額ニ加ヘ、之ヲ課税価格ト為スハ脱税ヲ防ケン趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ、脱税ノ弊ナキ場合ニ於テハ之ヲ除算スルヲ至当トス、例ヘハ一般ノ公益事業ニ対シ贈与スル場合ノ如シ、遺贈ニ於テモ亦然リ、之ヲ慈善事業ニ対シ為シタル場合ニ限リタルノ理由ヲ發見スル能ハス、特ニ公益事業ニ対シ贈与又ハ遺贈スルカ如キ、最モ之ヲ獎勵セサルヘカラサル所ナルヲ以テ、慈善事業トアルヲ慈善其ノ他公益事業ト改ムラ要ス

本案カ特別委員ノ調査ニ付セラルルヤ、委員ハ皆其ノ提議ノ趣旨ハ之ヲ是認シタリト雖、広ク公益事業ト謂ヒ其ノ純罔ヲ拡張スルトキニハ、名ヲ公益事業ニ藉リ莫ハ苟利事業ヲ起シ、以テ脱税ヲ謀ル者蓋出スルノ虞アリト為シ、慈善事業トアルヲ祭祀、宗教、慈善、學術、技芸、其ノ他公益ニ關スル社團若ハ財團ト改ムラ至当ナリトシ、其ノ固

本会二報告シタリ、其ノ理由ニ曰ク

一 單ニ公益事業ト謂フトキハ、名ヲ公益事業ニ義リ実ハ賞利事業ヲ起シ、羊頭ヲ掲ケテ狗肉ヲ售ルノ輩ナキヲ保證セス、然ルニ民法ノ規定ニ依ル公益法人ハ主務官厅ノ許可ヲ得テ設立スルモノニシテ、能ク其ノ正邪ヲ鑑別スルコトヲ得ルヲ以テ、之ヲ法人ノ事業ニ限り個人ニ及ホサアルヲ可トス。

二 広ク個人ノ事業ニ對シテ之ヲ許ストキハ父子共謀シテ脱税ヲ企ツルノ弊ナシトセス、例へハ子ヲシテ先づ公益事業ヲ起サシメ、父之ニ対シ贈与又ハ遺贈ヲ為シ、父ノ死後又ハ隱居後子ハ其ノ事業ヲ廢シテ其ノ財産ヲ私スルノ類ノ如シ、然レトモ公益法人ハ通常永久ニ存在スルヲ期シ、且其ノ解散廃止ハ法人設立者ノ意思ノミヲ以テ之ヲ決スル能ハサルカ故ニ、此ノ如キ弊ヲ生スルコトナシ。

特別委員ノ報告ニ對シ反対スル者ハ曰ク

一 寄付行為力贈与ナリヤ否ヤハ議論ノ存スル所ナリト雖、仮ニ相続税法ノ贈与ニ寄付行為ヲ包含スルモノト解シテ之ヲ論スルトキハ、新ニ寄付行為ヲ以テ財團ヲ設立セントスルモノニ対シテハ、課税価格ヨリ控除スルノ恩典ヲ受クルヲ得ス、是レ不当ナリ。

二 慈善事業ニ對シテハ從來法人經營タルト個人經營タルト問ハス此ノ恩典ニ浴セシニ拘ラズ、之ヲ法人經營ノ事業ニ制限シタルハ却テ其ノ範囲ヲ狹少ナラシムルモノニシテ、其ノ然ルヘキ所以ヲ發見スル能ハス。此ノ反対意見ヲ弁駁スル委員ハ曰ク

一 公益ニ闊スル社團若ハ財團ニ対シ義シタル贈与及遺贈ト謂フハ、必シキ社團若ハ財團ノ既ニ存在スルヲ条件トスルモノニ非ス、何トナレハ被相続人力寄付行為ヲ以テ財產ノ生前处分又ハ遺贈ヲ為シタルトキハ、其ノ寄付財產ハ前者ニ在リテハ法人設立ノ許可アリタル時ヨリ法人ノ財產ヲ組成シ、後者ニ在リテハ遺言カ効力ヲ生シタルコトナカルヘシ

此ノ弁駁ニ對シテ、寄付行為ヲ以テ其ノ寄付行為ニ依リ設立セラルヘキ法人ニ対シ義シタル贈与又ハ遺贈ナリト論スルモノト看做シ、課税価格ヨリ控除スルコトヲ得ヘケレハナリ。

二 個人經營ノ慈善事業ニ對スル贈与及遺贈ヲ除外シタルハ、其ノ範囲ヲ狹少ナラシムルモノノ如シト雖、慈善事業ノ多クハ法人ニ依リテ經營セラレ、個人ニ依リテ經營セラルコト殆ト絶無ナルヲ以テ、實際ニ於テ不便ヲ感スルコトナカルヘシ

此ノ弁駁ニ對シテ、寄付行為ヲ以テ其ノ寄付行為ニ依リ設立セラルヘキ法人ニ対シ義シタル贈与又ハ遺贈ナリト論スルハ曲解ナリト難スル委員アリ、又寄付行為ハ贈与ニ非サルカ故ニ相続財產ノ価額加算ニ闊スル規定ノ適用ヲ受クヘキモノニ非スト論スル者アリシカ、採決ニ至リテ特別委員ノ報告ニ反対スル者多數ヲ占メ、審査会ハ最初ノ提案ノ如ク「公共團体又ハ慈善、其ノ他公益事業ニ対シ義シタル贈与及遺贈ハ課税価格ニ算入セス」ト改ムコトニ決シタリシ、其ノ贈与ノ受贈者ニ對シテ課税スルコトニシト主張シタリ、其ノ理由左ノ如シ

第二項 相続開始前一年内ニ為シタル贈与ノ価額ヲ相続財產ノ価額ニ加算スルノ可否
相続税法ハ相続開始前一年内ニ被相続人力本法施行地ニ在ル財產ニ付為シタル贈与ノ価額ヲ相続財產ノ価額ニ加ヘ課税価格ト為スコトヲ規定シタリ、之ニ對シ委員ノ一人ハ此ノ贈与価額ヲ相続財產ノ価額ニ加算シテ課税スルコトヲ廢シ、其ノ贈与ノ受贈者ニ對シテ課税スルコトニシト主張シタリ、其ノ理由左ノ如シ

被相続人力其ノ相続開始前一年内ニ為シタル贈与ノ価額ヲ相続財產ノ価額ニ加算シ課税スルノ結果、相続人ハ自己ノ相続セサル財產ニ對シテ納稅セサルヘカラサル義務ヲ負担シ、殊ニ累進率適用ノ為メ不測ノ重稅ヲ負担セサルヘカラサルニ反シ、其ノ贈与ノ受贈者ハ真美財產ヲ取得シタルニ拘ラス繼承ノ負担ナシ、是レ不公平ノ最モ大ナルモナリ、此ノ規定ハ脱税防止ノ目的ヨリ出テタルモノナルヘシト雖、贈与ヲ以テ總テ之ヲ脱税ノ惡意ニ出テタルモノト推定シテ立法スルハ甚ダ不適当ナルノミナラズ、自己ノ所得ニ關係ナキ相続人ヲシテ不當ノ税金ヲ負担セシム

ルハ苛酷ノ甚シキモノナリ、殊ニ相続開始前一年内ニ為シタル贈与ニ限りタルヲ以テ、贈与ノ一年内タルト否トニ依リテ不公平ヲ生スルコト大ナリ、故ニ贈与ノ価額ハ之ヲ相続財産ノ価額ニ加算スルコトヲ廢シ、其ノ贈与ノ受贈者ニ対シ相当課税スルヲ至当トス

此ノ提議ハ其ノ理論ニ於テ不可ナシト雖、我相続税法ノ立法主義ト相容レサルモノアルノミナラズ、仮ニ其ノ理論ニ従ヒ法律ヲ改正スルモノトスルモ、徒ニ手続ノ煩雑ヲ招キ脱税防止ノ目的ヲ達スル能ハサルヘキヲ以テ、現下ノ状勢ニ於テ家督相続ト遺産相続トノ間ニ税率ノ区別ヲ為シタルハ各国其ノ例ヲ見サル所ニシテ、實ニ我相続税法ノ特色ナリト云フコトヲ得ヘシ、蓋シ家督相続ハ家族組織ヲ維持スルノ条件タリ、遺産相続ハ純然タル財産ノ承継ニ外ナラズ、唯其ノ相続財産ノ分配ニ就テ重キヲ血屬ノ関係ニ置キタルノミ、故ニ遺産相続ニ対シテハ家督相続ニ比シ靈キ課税ヲ為スハ固ヨリ正当ノコトナリ、然レトモ彼ノ家族制度ノ觀念ナキ普國及瑞西連邦ノ或ルモノ等々、直系卑属ノ相続ニ対シテ相続税ヲ免除スルニ顧ミルトキハ、我家督相続ノ最低税率千分ノ十二ハ高キニ失セリ、故ニ家督相続殊ニ直系卑属ノ相続ニ対スル税率ヲ減スルト同時ニ、遺産相続ニ対スル税率ヲ高ムルヲ以テ我國相続ノ觀念ニ適合セル修正方法ナリトス

委員中相続税税率改正意見ヲ提起シタル者アリ、其ノ要旨ニ曰ク

相続税ハ性質上良好ノ租税ナルコトヲ信スルカ故ニ、一部ノ人士ニ依リテ唱道セラルルカ如キ全廢輪ニハ固ヨリ左祖スル者ニ非スト雖、其ノ内容ニ至リテハ改良ノ余地ナシト謂フヘカラズ、殊ニ税率ニ於テ然リトス、我相続税法ニ於テ家督相続ト遺産相続トノ間ニ税率ノ区別ヲ為シタルハ各國其ノ例ヲ見サル所ニシテ、實ニ我相続税法ノ特色ナリト云フコトヲ得ヘシ、蓋シ家督相続ハ家族組織ヲ維持スルノ条件タリ、遺産相続ハ純然タル財産ノ承継ニ外ナラズ、唯其ノ相続財産ノ分配ニ就テ重キヲ血屬ノ関係ニ置キタルノミ、故ニ遺産相続ニ対シテハ家督相続ニ比シ靈キ課税ヲ為スハ固ヨリ正当ノコトナリ、然レトモ彼ノ家族制度ノ觀念ナキ普國及瑞西連邦ノ或ルモノ等々、直系卑属ノ相続ニ対シテ相続税ヲ免除スルニ顧ミルトキハ、我家督相続ノ最低税率千分ノ十二ハ高キニ失セリ、故ニ家督相続殊ニ直系卑属ノ相続ニ対スル税率ヲ減スルト同時ニ、遺産相続ニ対スル税率ヲ高ムルヲ以テ我國相続ノ觀念ニ適合セル修正方法ナリトス

本審力特別委員ノ調査ニ付託セラルルヤ特別委員ハ種々研究ヲ遂ケ、左記ノ事由ニ因リ税率変更ノ必要ナキモノト為シ、之ヲ本会ニ報告シタリ

- 一 各国ノ立法例ヲ稽フルニ、英國、仏國、俄国、德國（動産）、露國及蘭國ノ千分ノ十、巴威里ノ千分ノ八ノ如ク、我国ノ最低税率千分ノ十二ヨリ低キモノアルト同時ニ、伊國ノ千分ノ十四、巴丁ノ千分ノ十六、普國ノ千分ノ二十、塊國（不動産）千分ノ二十五、瑞西（チユーリヒ）ノ千分ノ二十ノ如ク、我国ノ最低税率千分ノ十二ヨリ高キモノアルヲ以テ、我國ノ税率ヲ以テ独リ高シト云フヘカラズ。
- 二 仮ニ家督相続ノ税率ヲ幾分軽減シ、第一種千分ノ十、第二種千分ノ十一、第三種千分ノ十五ヲ以テ最低率ト為シ、漸次各階級ヲ減率センカ、之ニ因リテ約二十四万円ノ税額減少ヲ見ルニ至ルヘシ、而シテ此ノ減額ヲ遺産相続ニ於テ填補セントゼハ現行税率ノ約三倍ニ近キ高率ト為ササルヘカラズ、何トナレハ遺產相続ノ課税価格ハ甚タ少額ニシテ、家督相続ノ課税価格ノ約十二分ノ一二過キサルヲ以テ、第一種千分ノ十五ヲ千分ノ二十、第二種千分ノ十七ヲ千分ノ二十五、第三種千分ノ二十五ヲ千分ノ三十五ト為シ漸次各階級ヲ増率スルモ、之ニ因リテ僅ニ五万円ヲ得ルニ過キシテ、尚十九万円ノ不足ヲ生スルニ至ルヘケレハナリ
- 三 故ニ家督相続ニ於テ少シク減率スルモ其ノ補填ハ到底之ヲ遺産相続ニ求ムル能ハス、結局相続税ニ於テ十九万円ノ欠損ヲ覚悟セサルヘカラズ、然レトモ相続税税率ハ前述フルカ如ク、外國ノ立法例ニ比シテ敢テ高キニ過クルノ事実ヲ認メサルノミナラズ、相続税ニ限リ減税セサルヘカラサルノ特別ナル理由ヲ發見セサルヲ以テ、現行税率改正ノ必要ハ之ヲ認メス

特別委員ノ報告ニ対シ賛否ノ議論交々生シタリ、先ソ絶対的減税論ヲ主張スル委員ノ所説ヲ綜合スレハ次ノ如シ
一 相続税ヲ論スル者動モスレハ曰ク、相続税トシテ相続財産ノ一部ヲ徵收スルモ、数年ナラシテ殘余財産ノ產出スル果実ニ依リテ元本ヲ補充スルコトヲ得ヘシト、然レトモ未タ必スシモ然リト断言スルヲ得ス、何トナレハ

残余財産ハ地租、營業税、所得税等ノ賦課ヲ受ケ課税ヲ免ルモノニ非サルヲ以テ、其ノ果実ニ依リテ元本ヲ補充スルカ如キハ決シテ容易ニ非ス、事実相続財産ノ一部ハ永久ニ没収セラルモノナリ、故ニ相続税ハ理トシテ決シテ過重ニ失スヘカラズ、然ルニ我現行税率ハ重キニ過クルヲ以テ勢ヒ納税者ハ脱税ヲ謀リ、相続開始前ニ当リテ種々小策ヲ弄スルノ弊生シ、其ノ結果延イテ国民心裡上ニ悪影響ヲ及ボスノミナラズ、往々家庭ノ関係ヲ紊乱スルニ至ル、豈省ミサルヘケンヤ

二 相続税実施ノ状況ヲ視ルニ、動産中直接所得ヲ生セサルモノハ之ヲ課税価格三算入セサルノ取扱ナルカ如シ、是レ税率重キニ過キ民心ニ適合セサルノ反映ナリト看做スモ敢テ不当ニ非サルヘシ、若シ相続税カ一切ノ財産ヲ包括シテ課税物件ト為スノ立法趣旨ナリトセハ、其ノ税率ヲ適當ニ輕減スルト同時ニ其ノ執行ヲ歴正ニシ、變則ノ取扱ヲ改ムラ以テ当然ノ措置ナリトス

三 相続税税率ヲ論スルニ當リテ直ニ外国ノ立法例ヲ引用スルハ當ラス、相続税ハ相続ニ關スル國民ノ觀念ヲ基礎トシテ之ヲ論セサルヘカラズ、我國ニ於ケル家族制度ハ外國ニ之ヲ見ルヘカラサル特種ノ制度ニシテ、古來家ナル觀念ハ深ク國民ノ心裡ニ刻マレ、家ナルモノハ一箇ノ法人トモ見ルヘク永久ニ存立シ、家ニ屬スル財産ハ相続ニ依リテ増減セス、唯其ノ管理者タル家長ノ名義ヲ変更スルニ過キサルカ如キ實際ニシテ、彼ノ個人制度ニ於ケル如ク相続財産カ相続ニ依リテ他人ニ移転スルモノト全然其ノ趣ヲ異ニス、故ニ本邦ニ於テ家督相続ニ課税スルハ其ノ根本ノ主義ニ於テ大ニ異論ナカルヘカラズ、然レトモ今日ニ於テ其ノ根本ノ主義ニ遡リ論争スルハ總ナラサルヲ以テ始ク之ヲ措クヘシト雖、家督相続ニ對スル税率ハ勞メテ之ヲ輕減スルヲ以テ我國体ニ適合シタルモノナルコトヲ主張セントス、然ルニ往々個人主義ノ外國立法例ヲ引用シテ我國ノ税率高キニ失セスト断定スル者アルハ甚タ其ノ當ラ得ス、況ヤ個人主義ノ盛ナル普國ニ於テモ直系卑屬ノ相続ニ對シテハ免稅スルノ規定嚴シトシテ

存スルニ於テラヤ、又多數立法例中ニハ我國ノ税率ヨリ高キモノナキニ非スト雖、最初ヨリ然ルニ非ス、税法創設當時ニ於テハ輕稅ナリシモ、漸次民心ニ適合スルニ從ヒ國費ノ要求ニ迫ラレ今日ノ高率トナリタルモノニシテ、之ヲ我國ノ如ク一舉ニシテ高率ヲ賦課スルモノト比較スルハ不倫ナリ、故ニ家督相続ニ對シテハ千分ノ大若ハ千分ノ八ヨリ遞次累進スヘク税率ヲ修正スルヲ可トス

次ニ相對的減稅論ヲ主張スル委員ハ曰ク

相続税税率ヲ全体ニ輕減スルノ必要ハ之ヲ認メスト雖、税率表中權衡ヲ得サルモノアルヲ以テ其ノ不權衡ヲ矯正スルヲ、主タル目的トシ、其ノ從タル結果トシテ減稅スルヲ至当トス、即ニ家督相続ノ税率ヲ幾分輕減スルノ必要ヲ感スルハ前説論者ト同一ナリト雖、之ト同時ニ左ノ三箇ノ修正ヲ施シ、家督相続減率ニ因ル歲入減少ノ補填ニ充ツルヲ可トス

一 遺產相続ノ税率ヲ高ムルコト

遺產相続ハ家族制度ニ關係ナキモノナルヲ以テ、之ニ対シテ尚幾分ノ増率ヲ為スモ家督相続トノ權衡上決シテ不当ナラス

二 税率ヲ三百万円マチ累進セシムルコト

現行法ニ於ケル税率ノ累進ハ百万円ニ至リテ止マルモ、現今我國ニ於テ百万円以上ノ財產ヲ相続スル者少カラス、而シテ百萬円以上ノ財產ヲ有スル者ノ平均財產額ハ約三百五十萬円ニ當ルカ故ニ、三百萬円マチ税率ヲ累進セシメ以テ富者ニ重ク貧者ニ輕カラシムル方針ヲ採ルヲ要ス

三 庶子、私生子ニ対スル税率ヲ嫡出子ニ対スル税率ヨリ重カラシムルコト
庶子、私生子ヲ嫡出子ト同一ニ認ムルハ社會倫理上恕スヘカラサルコトニシテ、現ニ民法ニ於テハ此ノ理由ニ

依ツテ特別ナル関係ヲ定メタリ、相続税ニ於テモ亦此ノ主義ニ依リ庶子、私生子ニ対スル税率ヲ嫡出子ニ対スル税率ヨリモ重カランムルヲ至当トス

右ノ三箇ノ修正ニ因リテ得ル增收ハ到底家督相続ノ減率ニ因リテ生スル減收ヲ補填スル能ハス、計數上多少ノ欠陥ヲ生スルノ結果ヲ呈スヘシト雖、相続税ノ如ク年ニ依リテ甚シク税額ニ異動アルモノニ在リテハ、計數上ノ減收必シモ實際上ノ減收ニ非ス、予算ハ殆ト確定ヲ期スル能ハサルモノナルヲ以テ、其ノ税率ヲ論スルニ當リテハ其ノ収入スル税額ノ増減ニ重キヲ置カス、理論ノ要求ニ従ヒ税率ノ軽重ヲ断スルヲ至当トス

右二種ノ減税論ニ對シテハ共ニ賛成スル者アリシカ、又ニ反対スル者アリ、其ノ反対意見ニ曰ク
我国ノ租税中所得税、相続税ノ如キハ最モ良好ナル租税ニシテ、將來有望ナル財源ヲ國庫ニ供スルモノナリ、国費多端ノ秋ニ際シテ斯ノ好圖ノ財源ニ対シテ輕減ヲ試ミントスルカ如キハ最モ不可ナリトス、殊ニ地租、營業税其ノ他ノ諸税皆現在税額ヲ維持スルコトニ努ムルニ拘ハラス、獨り相続税ニ於テ軽減ヲ試ミル如キハ其ノ可ナル所以ヲ發見スル能ハス、相続税ハ相続ニ依リテ取得シタル財産ノ一部ヲ提供スルモノナルカ故ニ、其ノ負担ノ苦痛大ナラサルノミナラス、他ノ直税ト異リ毎年納税スルモノニ非スシテ、一代一回ノ納税ニ過ギサルカ故ニ、仮ビ多少重税ナリトスルモ之ヲ忍ヒ得サルノ理ナシ、況ヤ現行相続税ハ敢テ過重ナリトノ事實ヲ認メ難ク、殊ニ家督相続ニ対シテハ既ニ遺產相続ト區別シ相当ノ權衡ヲ保テルニ於テラヤ

斯ノ如ク相続税ノ税率ニ關スル特別委員ノ報告ハ金賣ノ容ル所トナラス、衆議一致セサリシヲ以テ審査会ハ尚審議ノ懷書ヲ期スル為再ヒ之ヲ特別委員ノ調査ニ付託シタリ

特別委員ハ前記三説ニ基キ慎重調査ヲ遂ケ、左ノ如ク之ヲ本会ニ報告シタリ

一 家督相続ノ税率ハ大体之ヲ輕減シ、第一種千分ノ二十、第二種千分ノ二十五、第三種千分ノ三十五ヲ最低率ト為シ、之ヲ區別セサルヲ可トス

二 遺產相続ノ税率ハ大体之ヲ增加シ、第一種千分ノ二十、第二種千分ノ二十五、第三種千分ノ三十五ヲ最低率ト為シ、之ヲ區別セサルヲ可トス

遺產相続ハ家族制度ニ關係ナク相続財產ハ個人ヨリ個人ニ移ルモノナルヲ以テ、其ノ財產取扱ニ對シ多少重稅ヲ課スルモ負担ニ苦シムコトナカルヘキノミナラス、斯ノ如クシテ始メテ家督相続ト權衡ヲ保シモノト謂フヘシ

シ

三 税率累進ノ極度ヲ二百萬円ニ高メ、百万円ヲ超エル金額以上ハ十万円每三千分ノ一箇半ヲ累進スルコト

現行法ハ家督相続遺產相続共ニ税率累進ノ極度ヲ百万円ニ止ムト雖、現今ノ財產狀態ニ照ストキハ負担ノ權衡ヲ維持スル為、之ヲ改メテ二百萬円ニ止ムルヲ至当トス、而シテ其ノ累進ノ割合ハ十万円每三千分ノ一箇半ヲ増スヲ至当トス、之ヲ二百萬円ニ止ムル理由ハ、一ハ財產二百萬円ニ対スル年五分ノ所得ハ十万円ニシテ、恰モ改正所得税ニ於テ税率累進ノ極度ヲ十万円ニ止メタルニ相當シ、彼此權衡ヲ得ルニ因リ、一ハ家督相続第一種ニ於ケル最低税率ハ千分ノ十即チ一步ニシテ、二二百萬円ニ対スル税率ハ約千分ノ百即チ一割ニ當ルヲ以テ、之ヲ最高税率ト為ストキハ上下權衡ヲ得ルニ因ル

四 以上、改正ノ結果歳入三約八萬円ノ減少ヲ來スヘシト雖、之ニ對シテハ別ニ補填ノ方法ヲ講セサルコト

以上ノ改正税率ヲ現行税率ニ对照スレハ左表ノ如シ

相続税現行率改正率対照表

家督相続		課税価格		第一種税率		第二種税率		第三種税率	
現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正
五千万円以下ノ金額	十二千分ノ	五千万円以下ノ金額	十二千分ノ	五千万円以下ノ金額	十二千分ノ	五千万円以下ノ金額	十二千分ノ	五千万円以下ノ金額	十二千分ノ
五千円ヲ超ユル金額ハ (一)一百万円三至十 万円毎二千分ノ	十五	五千円ヲ超ユル金額	十五	五千円ヲ超ユル金額	十五	五千円ヲ超ユル金額	十五	五千円ヲ超ユル金額	十五
一、現行	一	一、現行	一	一、現行	一	一、現行	一	一、現行	一
二、加五フツ	二	二、加五フツ	二	二、加五フツ	二	二、加五フツ	二	二、加五フツ	二
三、加五フツ	三	三、加五フツ	三	三、加五フツ	三	三、加五フツ	三	三、加五フツ	三
四、加五フツ	四	四、加五フツ	四	四、加五フツ	四	四、加五フツ	四	四、加五フツ	四
五、加五フツ	五	五、加五フツ	五	五、加五フツ	五	五、加五フツ	五	五、加五フツ	五

遺產相続		課税価格		第一種税率		第二種税率		第三種税率	
現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正
千円以下ノ金額ハ (一)一百万円三至十 万円毎二千分ノ	十五	千円ヲ超ユル金額	十五	千円ヲ超ユル金額	十五	千円ヲ超ユル金額	十五	千円ヲ超ユル金額	十五
一、現行	一	一、現行	一	一、現行	一	一、現行	一	一、現行	一
二、加五フツ	二	二、加五フツ	二	二、加五フツ	二	二、加五フツ	二	二、加五フツ	二
三、加五フツ	三	三、加五フツ	三	三、加五フツ	三	三、加五フツ	三	三、加五フツ	三
四、加五フツ	四	四、加五フツ	四	四、加五フツ	四	四、加五フツ	四	四、加五フツ	四
五、加五フツ	五	五、加五フツ	五	五、加五フツ	五	五、加五フツ	五	五、加五フツ	五

十方円ヲ超ユル金額ハ 五万円毎ニ	百万円マテ 五ヲ加フ	七十	百万円マテ 五ヲ加フ	八十
百万円ヲ超ユル金額ハ 十万円毎ニ	一、五ヲ 加フ	一、五ヲ 加フ	一、五ヲ 加フ	一、五ヲ 加フ
(二百万円ニ至テ止ム)				

税率三関スル再度ノ特別委員ノ報告モ尚未タ全員ノ同意ヲ得ル能ハス、委員中修正意見ヲ提出スル者アリ、其ノ要領左ノ如シ

一 家督相続ニ於ケル税率ノ累進ハ現行ノ如ク「百万円ニ止ム」コト

特別委員ノ決議ニ於テ家督相続ノ税率ヲ大体軽減シタルハ至当ナリト雖、之ト同時ニ税率ノ累進ヲ「二百万円ニ至ラシメタルハ不当ナリ、何トナレハ相続税ニ於ケル如ク貧者ノ負担ヲ著者ニ移スノ主義ヲ採用セントスルニ非ス、殊ニ家督相続ニ在リテハ上下ヲ通シテ減率スルヲ以テ、我家族制度ニ適合スルモノト為スモノナルヲ以テ、多額相続ニ對シテ増率スルハ家督相続ニ對シテ減率セントスル主義ニ背馳スルモノナレハナリ、故三百万円以上ニ對スル累進階級ヲ廢シ、累進ノ極度ハ現行ノ如ク「百万円ニ止ム」ヲ可トス

二 遺産相続ノ税率ハ總テ現行ヲ維持スルコト

遺產相続ニ對シ家督相続ヨリモ高率ヲ課スルノ至当ナルハ勿論ナリト雖、特別委員決議ノ如ク家督相続ニ減率スルト同時ニ遺產相続ニ増率スルトキハ、遺產相続ノ税率ハ家督相続ノ税率ノ約二倍ニ達シ、兩者ノ間ニ大ナル懸

隔ラ生スルニ至ル、斯ノ如ク遺產相続ニ重課スルトキハ遺產相続ヲ避ケ家督相続ニ依ランコトヲ謀リ、即チ財産ヲ有スル家族ハ先ツ分家ヲ為シ、後ニ之ヲ相続スルカ如キ事例ヲ学フニ至ルヘキヲ以テ、遺產相続ニ對スル高額ノ増率ハ徒ニ人民ヲシテ重課ヲ恐嗟セシムルニ止リ害益ナキニ至ルヘシ、而シテ遺產相続ニ在リテハ相続財産少額ナルカ故ニ税率ヲ高メ、又ハ税率ノ累進ヲ「二百万円ニ至ラシムルモ之ニ依リ得ル所甚タ少額ニシテ、却テ感情ヲ害スルノ虞アルヲ以テ税率ハ總テ現行ヲ維持スルヲ可トス

此ノ意見ニ對シテ特別委員ノ一人ハ「百万円以上ノ如キ多額ノ相続ニ對シテモ、尚且家督相続ノ税率ヲ輕減セサルヘカラサルノ必要ナク、又負担ノ公平ヲ期スル為税率ノ累進ヲ「二百万円ニ至ラシムルヲ至当トスルコト」及遺產相続ノ税率力家督相続ノ税率ニ比シ高額ナル故ヲ以テ、遺產被相続人タルヘキ者カ家督被相続人ニ転スルカ如キハ、多ク予想シ得サルコトナルコトヲ陳ヘタリシカ、採決ニ及テ右ノ修正意見ハ「箇条共ニ一名ノ少數ヲ以テ否認セラレ、第一次会ニ於テハ相続税税率ハ總テ特別委員報告ノ通決議セラレタリ

然ルニ第二次会ニ先チ設クラレタル議案整理特別委員会ニ於テハ相続税税率ニ付テ議論再燃シ、熟議研究ヲ重不タル後第一次会ニ於ケル修正意見ノ如ク家督相続ニ於ケル税率ノ累進ハ現行ノ如ク「百万円ニ止ム」ト、遺產相続ノ税率ハ總テ現行ヲ維持スルコトニ決シ、之ヲ本会ニ報告シタリ、其ノ理由トスル所左ノ如シ

一 相続税ノ如ク創設日尚淺ク未タ国民ノ觀念ニシマサル租税ニ在リテハ、成ルヘク其ノ税率ヲ輕減スルヲ得策トス、家督相続ニ於テ特ニ然リトス、是レ相続税ノ健全ナル發達ヲ期スル所以ナリ

二 家督相続ノ税率ヲ「二百万円ニ至ラシムルニ因リテ得ル增收ハ僅ニ二万六千円、遺產相続ノ税率ヲ高メ且其ノ税率ノ累進ヲ「二百万円ニ至ラシムルニ因リテ得ル增收ハ僅ニ三万三千円、兩者合シテ六万円ニ満タサルニ拘ラス、

一見苛税ナルカ如キ感想ヲ起サシムルニ至ルノ虞アリ

審査会ハ全会一致ヲ以テ此ノ報告ヲ是認シ、家督相続ニ在リテハ第一回特別委員報告ノ通税率ヲ削減シ、遺産相続ニ在リテハ總テ現行ヲ維持スルコトニ決シタリ

右ノ決議ニ依ル税率及税額ヲ表示スレハ左ノ如ク、遺産相続ノ税率ハ現行ト異ルコトナシト雖、参考トシテ之ヲ掲ク

相続税率及税額一覧表

家督相続		課税額格		税率		第一種		第二種		第三種	
金額別	対スル割合	税額	税率								
五千円以下ノ金額	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、二	五〇、〇〇〇	一、一	六〇、〇〇〇	一、一	七五、〇〇〇	一、一	八五、〇〇〇	一、一
五千円ヲ超ニル金額	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一								
一万円ヲ超ニル金額	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一								

遺産相続		課税額格		税率		第一種		第二種		第三種	
金額別	対スル割合	税額	税率								
四十万円ヲ超ニル金額	四五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、一	七〇、〇〇〇	一、一	九〇、〇〇〇	一、一	九〇、〇〇〇	一、一	九〇、〇〇〇	一、一
四十五万円ヲ超ニル金額	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一、一	八〇、〇〇〇	一、一	一〇〇、〇〇〇	一、一	一〇〇、〇〇〇	一、一	一〇〇、〇〇〇	一、一
五十万円ヲ超ニル金額	五五、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一、一	九〇、〇〇〇	一、一	一〇五、〇〇〇	一、一	一〇五、〇〇〇	一、一	一〇五、〇〇〇	一、一
五十五万円ヲ超ニル金額	六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、一	一〇〇、〇〇〇	一、一	一一〇、〇〇〇	一、一	一一〇、〇〇〇	一、一	一一〇、〇〇〇	一、一
六十万円ヲ超ニル金額	六五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一、一	一一〇、〇〇〇	一、一	一二〇、〇〇〇	一、一	一二〇、〇〇〇	一、一	一二〇、〇〇〇	一、一
六十五万円ヲ超ニル金額	七〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一、一	一二〇、〇〇〇	一、一	一三〇、〇〇〇	一、一	一三〇、〇〇〇	一、一	一三〇、〇〇〇	一、一
七十万円ヲ超ニル金額	七八、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一、一	一三〇、〇〇〇	一、一	一四〇、〇〇〇	一、一	一四〇、〇〇〇	一、一	一四〇、〇〇〇	一、一
七十五万円ヲ超ニル金額	八〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一、一	一四〇、〇〇〇	一、一	一五〇、〇〇〇	一、一	一五〇、〇〇〇	一、一	一五〇、〇〇〇	一、一
八十万円ヲ超ニル金額	八五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一、一	一五〇、〇〇〇	一、一	一六〇、〇〇〇	一、一	一六〇、〇〇〇	一、一	一六〇、〇〇〇	一、一
八十五万円ヲ超ニル金額	九〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一、一	一六〇、〇〇〇	一、一	一七〇、〇〇〇	一、一	一七〇、〇〇〇	一、一	一七〇、〇〇〇	一、一
九十万円ヲ超ニル金額	九五、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一、一	一七〇、〇〇〇	一、一	一八〇、〇〇〇	一、一	一八〇、〇〇〇	一、一	一八〇、〇〇〇	一、一
九十五万円ヲ超ニル金額	一〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一、一	一八〇、〇〇〇	一、一	一九〇、〇〇〇	一、一	一九〇、〇〇〇	一、一	一九〇、〇〇〇	一、一

遺産相続		課税額格		税率		第一種		第二種		第三種	
金額別	対スル割合	税額	税率								
千円以下ノ金額	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一								
千円ヲ超ニル金額	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一								
五千円ヲ超ニル金額	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一								
一万円ヲ超ニル金額	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一								

三万円ヲ超ニル金額	四〇、〇〇〇	三五	一、〇八三	二七、〇	一、一七一	三五、四	一、一七一	三五、四	一、六七〇	四二、七
四万円ヲ超ニル金額	五〇、〇〇〇	四〇	一、四八三	二九、六	四五	一、四八三	二九、六	四五	一、一九〇	四四、四
五万円ヲ超ニル金額	六〇、〇〇〇	四五	一、三八三	三一、〇	五〇	一、三八三	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
七万円ヲ超ニル金額	七〇、〇〇〇	五一	一、二八三	三一、〇	五〇	一、二八三	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
十万円ヲ超ニル金額	八〇、〇〇〇	五六	一、一八三	三一、〇	五〇	一、一八三	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
十五万円ヲ超ニル金額	九〇、〇〇〇	六〇	一一五〇	三一、〇	五〇	一一五〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
二十万円ヲ超ニル金額	一〇〇、〇〇〇	六五	一一〇〇	三一、〇	五〇	一一〇〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
二十五万円ヲ超ニル金額	一一〇、〇〇〇	七〇	一一五〇	三一、〇	五〇	一一五〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
三十万円ヲ超ニル金額	一二〇、〇〇〇	七五	一二〇〇	三一、〇	五〇	一二〇〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
三十五万円ヲ超ニル金額	一三〇、〇〇〇	八〇	一二五〇	三一、〇	五〇	一二五〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
四十万円ヲ超ニル金額	一四〇、〇〇〇	八五	一二八〇	三一、〇	五〇	一二八〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
四十五万円ヲ超ニル金額	一五〇、〇〇〇	九〇	一二九〇	三一、〇	五〇	一二九〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
五十万円ヲ超ニル金額	一六〇、〇〇〇	九五	一三〇〇	三一、〇	五〇	一三〇〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
五十五万円ヲ超ニル金額	一七〇、〇〇〇	一〇〇	一三一〇	三一、〇	五〇	一三一〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
六十万円ヲ超ニル金額	一八〇、〇〇〇	一〇五	一三二〇	三一、〇	五〇	一三二〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
六十五万円ヲ超ニル金額	一九〇、〇〇〇	一一〇	一三三〇	三一、〇	五〇	一三三〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
七十万円ヲ超ニル金額	一九五、〇〇〇	一一五	一三四〇	三一、〇	五〇	一三四〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
七十五万円ヲ超ニル金額	一九九、〇〇〇	一一九	一三五〇	三一、〇	五〇	一三五〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
八十万円ヲ超ニル金額	二〇五、〇〇〇	一二五	一三六〇	三一、〇	五〇	一三六〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
八十五万円ヲ超ニル金額	二一〇、〇〇〇	一二九	一三七〇	三一、〇	五〇	一三七〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
九十万円ヲ超ニル金額	二一五、〇〇〇	一三〇	一三八〇	三一、〇	五〇	一三八〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
九十五万円ヲ超ニル金額	二一九、〇〇〇	一三〇	一三九〇	三一、〇	五〇	一三九〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一、〇〇〇	一四〇	一四〇	三一、〇	五〇	一四〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	九一、六三三	一四一	一四一	三一、〇	五〇	一四一	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	九一、六	一四二	一四二	三一、〇	五〇	一四二	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一四五	一四三	一四三	三一、〇	五〇	一四三	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	九六、六二三	一四四	一四四	三一、〇	五〇	一四四	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	九六、六	一四五	一四五	三一、〇	五〇	一四五	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一五五	一五〇	一五〇	三一、〇	五〇	一五〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一〇六、六	一五六	一五六	三一、〇	五〇	一五六	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一〇六、六	一五七	一五七	三一、〇	五〇	一五七	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一〇六、六	一五八	一五八	三一、〇	五〇	一五八	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一〇六、六	一五九	一五九	三一、〇	五〇	一五九	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八
	一〇六、六	一六〇	一六〇	三一、〇	五〇	一六〇	三一、〇	五〇	一、一九〇	四八、八

第三款 相続再開始ノ場合ニ於テ相続税ヲ減免スヘキ年限ヲ延長スルノ可否

相続税法第十条ハ相続税ヲ課セラレタル後三年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ニ相当スル相続税ヲ免除シ、五年以内ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ、前ノ相続額ニ対スル相続税ノ半額ニ相当スル相続税ヲ免除スヘキ旨ヲ規定シタリ、是ニ於テ委員ノ一人ハ相続再開始ノ場合ニ於テ相続税ヲ減免スヘキ年限ニ適合シテ曰ク

先人死シテ墳土未タ乾カサルニ後繼復タ続テ逝キ不幸頃ニ至リ恸哭ノ声家ニ満ヅルノ時ニ當リ、冷然其ノ財産ニ課税ヲ令スルハ情ニ於テ忍ヒサル所ナルノミナラス、理ニ於テ亦当ラス、相続ノ再開始ニ際シテ相続税ヲ減免スルノ現行規定ハ此ノ情理ヲ斟酌シタルモノニシテ、固ヨリ其ノ宜ヲ得タルモノナリト雖、憾ムラクハ其ノ年限短ニ失スルヲ以テ其ノ年限ヲ延長シ、五年以内ニ相続再開始スルトキハ前ノ相続額ニ対スル相続税ヲ全免シ、七年以内ニ相続再開始スルトキハ前ノ相続額ニ対スル相続税ヲ半減スルコトニ改ムルヲ可トス、斯ノ如クシテ始メテ情理ニ適合スルコトヲ得ヘキノミナラス、頻繁ナル相続開始ニ依リ資産ノ減耗ヲ防クコトヲ得ヘシ

此ノ発議ハ程度ノ問題ナルヲ以テ強テ三年又ハ五年ヲ維持スル必要ナク、寧ロ民情ニ適合セシムラヲ以テ穩ナリト認メ、審査会ハ全会一致ヲ以テ相続税法第十条中「三年」ヲ「五年」又「七年」ニ改ムルヨトニ決シタリ

第四款 年賦延納三闕スル問題

相続税ハ一時納付ヲ原則トシ、税額百円以上ナルトキハ相続税ニ相当スル担保ヲ提供シ、三年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得セシムルヲ以テ現行規定トス、然ル二年賦延納ノ条件ニ闕シテ三箇ノ修正意見ヲ生シタリ、以下項ヲ分チ之ヲ説明セントス

第一項 延納年限ヲ五年ニ延長スルノ可否

相続再開始ノ場合ニ於テ相続税減免ノ年限ヲ延長スヘシト主張シタル委員ハ、亦年賦延納ノ年限ヲ延長スヘシト提議シタリ、其ノ理由左ノ如シ

一 相続税ノ如キハ成ルヘク相続財産ノ果実ヨリ税金ヲ支出セシメ、税金ノ為ニ財産ノ元本ヲ侵蝕スルノ弊ナカラシムルト同時ニ、納税者ノ苦痛ヲ少カラシムルヲ要ス、是レ現行法ニ於テ年賦延納ノ規定ヲ設ケタル所以ニシテ、泡ニ至当ノ措置ナリトス、然レトモ年賦延納年限ヲ三年ニ限リタルカ故ニ、多額ノ税金ヲ支払フヘキ相続ニ在リテハ三年以内ニ果実ヲ以テ税金ヲ補填スルコト頗ル難事ニシテ、變元本ヲ傷クルノ虞アリ、故ニ延納年限ノ三年ヲ五年ニ延長スルヲ可トス

一 延納年限ノ延長ハ予算編成ノ上ニモ便益ナリ、何トナレハ相続税ハ他ノ直接税ト異リ課税ノ原因タル相続ノ事故年ニ依リテ異リ、從テ租税ノ收入額ル不同ナルカ故ニ、毎年ノ課税価格ヲ基礎トシ予算ヲ編成スルトキハ收入ノ平均ヲ得難シト雖、年賦延納年限ヲ延長シ之ヲ基礎トシテ予算ヲ編成スルトキハ、毎年国庫ノ收入ヲ平均ゼシムルコトヲ得ヘケレハナリ

審査会ニ於テハ是亦程度ノ問題ナリトシ、格別ノ反対ナクニ延納年限ヲ五年ニ改ムルコトニ決シタリ

第二項 延納ヲ許可スヘキ税額ノ制限ヲ低下スルノ可否

相続税ノ延納ヲ許可スヘキ税額ノ最低限百円ヲ改メテ五十円ト為シ、成ルヘク納稅ノ苦痛ヲ減セシムヘシト主張シタル委員アリシモ、多數ノ委員ハ左ノ理由ヲ以テ此ノ説ヲ否認シタリ

一 前項決議ノ如ク延納年限ヲ五年ニ改メタルヲ以テ一年ノ最低年賦額ハ二十円トナレリ、一年二十円ノ年賦額ハ敢テ納稅苦痛大ナリト認ムルヲ得ス

二 若シ制限額ヲ五十円ニ改メンカ、延納ヲ求ムル者非常ニ多數トナリ、収稅手数ノ煩雜拏ケテ數フヘカラサルニ至ルヘシ

第三項 保証人ヲ以テ担保ニ代ハラシムルコトノ明文ヲ掲クルノ可否

華族世襲財産ハ之ヲ担保ト為シ又ハ之ヲ充却スルコト能ハサルカ故ニ、若シ華族ニシテ世襲財産ノ外何等財産ヲ有セサル場合ニハ年賦延納ノ恩典ヲ受クルヲ得ス、又現金ヲ以テ納稅スル能ハサル結果ヲ生スヘキカ如シ、之ニ対スル救濟方法如何、是レ委員ノ一人ノ提起シタル問題ナリ

相続税ニ關スル特別委員ハ本問題ニ就テモ審議シタリ、委員中華族ニシテ世襲財産ノミヲ有シ、他ニ担保ニ供シ若ハ处分シ得ヘキ財産ヲ毫モ有セサル如キ場合ハ殆ド之ヲ想像スル能ハスト雖、若シ斯ノ如キ場合アリトセハ之ヲ救濟方法トシテ、(一) 徵税権ハ世襲財産法ノ為ニ妨ケラルコトナシト信スルモ、若シ解釈上之ヲ許サストセハ是レ法律ノ不備ナルヲ以テ、華族世襲財産法ヲ適當ニ改正スルカ、又ハ(二) 斯ノ如キ場合ニハ担保提供ノ義務ヲ免シテ年賦延納ヲ許スコトニ相続税法ヲ改正スルカノ一途ノニ出ツヘシト論スル者アリシト雖、特別委員会ハ第一ノ方法ヲ以テ税法整理ノ範囲ニ屬セサル問題ナリトシテ之ヲ採用セス、第一ノ方法ヲ以テ担保提供ヲ命スル者ニ対シ不公平ナリトシテ之ヲ否認シ、斯ノ如キ場合ニ於テハ保証人タル対人担保ヲ以テ之ニ代ハラシムルノ適當ナルヲ認メタリ、而シテ相続税法施行規則ハ担保ノ一種類トシテ保証人ヲ認ムト雖、相続税法ハ相続税ニ相当スル担保トアリテ保証人ヲ包含セサルカ如キ法文ニシテ、疑フ生スルヲ以テ法律ヲ以テ之ヲ明定スルヲ可トスルコトニ決シ、其ノ固ラ本会ニ報告シタリ

審査会ハ保証人ヲ以テ担保ニ代ハラシムヘシト為ス特別委員報告ノ趣旨ハ之ヲ是認シタリト雖、委員中之カ明文ヲ法
律ニ掲クルコトニ關シ反対スル者アリ、其ノ理由左ノ如シ

広ク担保ト謂フトキハ対人担保及対物担保ヲ包含スルコトハ既ニ一般法規ノ認ムル所ニシテ、独リ税法ニ於テ之ヲ
疑フヘカラス、相続税法ニ单ニ担保ト謂ヒ、其ノ施行規則タル勅令ニ於テ担保ノ種類ヲ列舉シ、保証人ヲモ担保ノ
一種タルコトヲ規定シタルハ普通ノ用例ニ從ヒタルモノニシテ至当ノ規定ナリ、然ルニ今之ヲ税法ニ掲タルハ重複

ノ批難ハ姑ク措キ、從來ノ勅令ノ規定ヲ否認スル結果トナリ甚ダ妥当ナラズ

審査会ハ此ノ反対論ヲ以テ理由アルモノト認メ、法律ノ明文ニ之ヲ掲タルノ議ハ之ヲ否認シタリ

租税整理法律案

相続税法中改正法律案

相続税法中左ノ通改正ス

第三条中「慈善」ヲ「慈善其ノ他ノ公益」ニ改ム

第八条 相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ、其ノ各区分ニ對シ相続人ノ種類ニ従ヒ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ

課ス

家督相続		税	率
課税価格	相続人		
五千円以下ノ金額	相続人ノ家 族タル直系卑属ナルトキ	相続人ノ被相続人ノ指 定シタル者、民法第九百八 十二条三依リ選定セラレタル 者ノ家族タル直系卑属 又ハ入夫ナルトキ	相続人ノ被相続人ノ指 定シタル者、民法第九百八 十二条三依リ選定セラ レタル者ナルトキ
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ十 千分ノ十二	千分ノ十二 千分ノ十四	千分ノ十五 千分ノ十七
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七 千分ノ二十	千分ノ二十五 千分ノ二十一
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十 千分ノ二十五	千分ノ三十五 千分ノ三十
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十二 千分ノ三十一	千分ノ三十五 千分ノ四十五	千分ノ三十五 千分ノ四十五
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ四十 千分ノ五十	千分ノ四十五 千分ノ五十
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十五 千分ノ五十	千分ノ四十五 千分ノ五十
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五 千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十 千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十五 千分ノ五十
十万円ヲ超ユル金額(其ノ五万 円毎三百万円三至リテ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ

遺産相続		相続		率
課税価格	税	相続人直系卑属ナルトキ	相続人配偶者又ハ直系尊属ナルトキ	
千円以下ノ金額	千分ノ十五	千分ノ十七	千分ノ二十一	千分ノ二十五
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ三十五	千分ノ三十
一萬円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十五	千分ノ四十五	千分ノ四十
二萬円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十五	千分ノ五十五	千分ノ五十五
三萬円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ五十五
四萬円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ六十	千分ノ六十五
五萬円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ六十五	千分ノ七十五
七萬円ヲ超ユル金額 〔十万円ヲ超ユル金額其ノ五万円毎ニ（百萬円三至テ止ム）〕	千分ノ五十 千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五十五 千分ノ五ヲ加フ	千分ノ六十五 千分ノ五ヲ加フ	千分ノ八十五 千分ノ五ヲ加フ

外国ノ法律ニ依リ開始シタル相続三閱シテハ、遺産相続ニ關スル税率ヲ準用ス

相続人一人以上アル場合ニ於テ、其ノ適用スルキ税率相異ルトキハ其ノ最低キ税率ヲ適用ス

第十七条中「三年」ヲ「五年」ニ改ム

第十七条中「三年」ヲ「五年」ニ改ム

附 則

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本法施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍舊法ヲ適用ス

相続税法中改正法律案理由書

相続税法施行ノ跡ニ鑑ミ本法中改正ラ要スルモノアリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

租税整理ニ依ル歳入増減明細表

第七 相続税		整理見込額	整理増減
種別	四十年度予算額		
家督相続	一、一五三、八二七	一、〇一八、七四一	減 一三五、〇八六
遺産相続	一、九〇、〇三〇	九〇、〇三〇	減 一三五、〇八六
計	一、二四三、八五七	一、一〇八、七七一	減 一三五、〇八六

16、明治41年8月 相続税審査委員の任期に関する件

相続税審査委員ノ任期ニ關スル件 明治四一年八月 鹿児島縣会

相続税審査委員ニシテ補欠任命ニ係ルモノノ任期ハ、前任者ノ分ト通算スル義ト心得可然設

主税局回答 明治四一年八月 往第一〇〇六九号

補欠任命ニ係ル相続税審査委員ノ任期ハ前記ト通算セ又

(決議要領) 相続税審査委員ノ任期三付テハ、相続税法施行規則第七条第一項ニ「審査委員ノ任期ハ三年トス」トメ

一ヶ条アルノミナルヲ以テ、本件補欠任命ニ係ル者ノ任期モ該条ニ依リ三年ナリト解スルヲ當然トメ

(昭和53 東京 92-1)

17、明治41年11月 札幌税務監督局所轄内相続税審査委員氏名

辞令

明治四十一年十一月一日 (大蔵省)

檜山 永滝 松太郎 同 同
寿都 松井 源内 同 同
小樽 早川 両三 同 同
札幌 笠原 格一 同 同
空知 石黒 長平 同 同
上川 林 勲吉 同 同
宗谷 増毛 勉 同 同
室蘭 楪 秀三 同 同
最上 谷慶次郎 増岡 重平 同 同
田中 仙次郎 江渡 誠一 同 同
浦河 網走 中村 惣吉 本庄 康平 同 同
釧路 河西 根室 柳田 豊 岩倉 梅吉 同 同
高倉 安次郎 同 同 佐藤 章代丸 中野 米藏 同 同
同 同 佐藤 万吉 同 同
阿彌 五郎太

18、明治42年2月 戸籍吏報告に関する主税局長通牒

訓乙第三五号

税務署

相続税法第十二条ノ戸籍吏報告方ノ件ニ付、別紙ノ通り大蔵省主税局長ヨリ通牒有之候ニ付、国税諸帳簿整理監督等ノ急出張ノ際ハ、報告ノ遲延脱漏等無之様ニ屬注意セラルヘク、尚本件ニ関スル状況本月末日ヲ期シ報告スヘシ

明治四十二年二月八日

東京税務監督局長印

(別紙)

主秘第二六号

相続税法第十二条ノ戸籍吏報告方ニ關スル件ニ付、大阪税務監督局長ヨリ別紙ノ通通信ノ次第モ有之候處、各局管内ニ於テモ亦斯ノ如キ事実アルヤモ離計ト被存候ニ付、戸籍吏若クハ戸籍吏監督官庁ニ対シ相当協議ノ上、右等報告漏無之様御取計相成度、為念此段及通牒候也

明治四十二年一月廿五日

東京税務監督局長宛

通信第一号

明治四十二年一月六日

大阪税務監督局長

大蔵省主税局長宛

相続税法第十二条ノ戸籍吏ノ報告ニ付テハ、税法施行ノ際各税務署ニ於テ市町村戸籍主任者ヲ会同シ、報告ニ關スル

諸種ノ注意ヲ与フルト共ニ、爾後比較的報告件数ノ寡少ナリト認ムル町村ニ対シテハ、國税諸帳簿監督等ノ急出張ノ機ヲ利用シ点々身分登記等ト対照シ、以テ報告ノ遲延脱漏ヲ生セシメサル様ニ注意ヲ怠ラサリシモ、今回管内富田林税務署ニ於テ税法施行以来ノ相続開始報告ヲ関係帳簿ニ依リ対照調査ヲ為シタル結果、別紙報告ノ如ク件數千參百八十四ノ内、課税見込件数四十九、此見込税額千六百八十円ノ報告漏ヲ発見スルニ至レリ、而シテ該報告脱漏ノ原因ヲ探究スルニ、主トシテ主任者ノ法規ニ通セサリシ結果、報告ヲ裏セサルモノト誤解シタルモノ多數ヲ占メ、怠慢ニ因ルモノ亦少ナカラズ、中ニハ故意ニ報告ヲ脱シタルニアラサルナキヤノ疑アルモノモ有之、兎ニ角斯ノ如キ多數ノ報告漏ノモノアルカ如キハ、斯税施行上嘗心ニ堪ヘサル次ナルヲ以テ、将来他ノ各税務署ニ對シテモ人員ト経費トノ許ス範囲内ニ於テ厳重ナル調査ヲ為サシメ、以テ課税ノ公平ヲ期シ度考ニ有之候条、為御参考右及通信候也

第四、二五〇号

明治四十二年十一月廿四日

大阪税務監督局長宛

相続税三關スル状況報告

相続税法実施以後、同法第十二条ノ報告件数ヲ調査セシニ、其ノ計数町村ニ依リ多寡ノ差違アルコトヲ發見シ、其件数少数ノ町村ハ報告ヲ正当ニナシアルヤ否ヤノ点ニ付大ニ疑義ヲ生シタルニ依リ、今回各町村ニ就キ報告漏ノ有無ヲ調査セシニ、實ニ驚ク可キ多數ノ報告漏ヲ發見セリ、之ヲ統計スルニ實ニ左表ノ如シ

合計	遺產相続	家督相続	相続ノ區別
	四 十 一 年	四 十 一 年	三 十八 年
一、 三八四	六〇〇 五一七	一六二 一〇三 一一一	件 數
四九	四一	二三 二〇 一〇	課統見込ノ件數
一、 六八〇	九〇八	六四六 八八六 五〇〇 四〇〇	見込 稅額
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

以上ノ多數報告済アリシハ実ニ懲可キ事ニ有之 従来名村戸籍史二向ニ報告生息サルニトノ注意ナカヘ 時則
村へ出張ノ際再ニ注意ヲ私ヒタルモ、備付ノ簿冊ニ就キ報告済ノ有無ヲ調査シタルハ今回ラ以テ曠矢トス、其報告ヲ
洩シタル原因ヲ観察スルニ大略左ノ如シ

一、家督相続ラナシタルモ不動産ノ所有名義変更ノ登記ヲ為サヘルモノハ、家督相続トシテ報告ヲ要セサルモノト誤解シタルモノ
一、家族死亡等ノ場合ニシテ財産ナキモノハ遺産相続トシテ報告ヲ要セサルモノト誤解シタルモノ
一、戸主ノ死亡ヨリ家督相続開始シタルモ、戸籍吏三回テ相続届ラナサヘルニ依リ報告ヲ要セサルモノト誤解シタルモノ

八

、事務多忙ノ為メ報告ヲ遷延シ、之カ如子ヲ多數経過スル間ニ於テ遷ニ報告ヲ忘却シタルモノ
一、死亡以外ノ原因三依リ相続開始シタル場合ハ、報告ヲ要セサルモノト誤解シタルモノ

要スルニ誤解ノ結果報告ヲ為サリシモノ多數ヲ占ムル見込ニ有之、然レトモ種々ノ關係上脱税セシメンカ為ミ報告ヲナサリシモノ多少アリント推察セリ、又今回調査ノ結果財産ナキ町村吏ヨリ報告二係ルモノニシテ、今回名寄帳ニ対照セシニ土地ヲ多數所有セシモノ發見シタリ、蓋シ本件ノ如キハ町村ノ報告誤謬ニ出テシモノカ、將タ亦故意ノ報告ヲナシタルモノナルカ其判断ヲ為ス能ハスト雖モ、実ニ不都合ノコトク見込候、本件ノ如キハ若シ所得納税者ナルトキハ直ニ財産ノ高明瞭ズヘキモ、納税者ニアラサルトキハ町村ノ報告ヲ基礎トシ調査ズヘキニ依リ、之ヲ發見スルニハ相続税法第十二条ノ報告ニ對シ全部町村名寄帳等ニ対照セサルヲ得ズ、若シ之ヲ實行スルトセハ実ニ多數ノ件數ニシテ、現今ノ調査方法トシテハ到底不可能ノ事ト存候、當署ニ於テ今回報告済ノ有無ヲ調査セシ結果トシテ、前表ノ如ク実ニ税額見込表千六百八拾円ヲ發見セリ、現今一般町村ノ状況ヲ観察スルニ、種々ノ事情アルカ為メ毎年一回ハ将来ニ於テモ該調査法ヲ遂行スルノ必要アリト見込候三付、翌年度ニ於テハ之ニ對スル適當ノ費用ヲ配付セラレ課税ノ公平ヲ期シ、一面脱税者ヲ防止シ度キ見込ニ有之候、此般報告候也

相続財産タル有定期金、無定期金及終身定期金三付テハ、相続税法第四条第一項四号乃至六号ノ方法ニ依リ其ノ価格ヲ計算スヘキ義ニ有之候處、右定期金ヲ給付者ノ財産価格中ヨリ債務トシテ控除スル場合ニ於テハ、支払時期ノ到来セシモノノミヲ控除スル義ニ有之候哉、又ハ前頭条項ノ規程ヲ適用シ評定価格ニ相当スル金額ヲ債務額トシ、之ヲ控除スルコトニ取計ヒ可然哉、疑義ニ涉リ候ニ付資意承知致度、右照会候也

(参照) 無期寄贈金、恩給及扶助料ニ関スル契約成立ノ時期、其ノ形式内容、其ノ他

無期寄贈金

一 北海道旧士人教育会

契約成立ノ時期 明治三十四年三月一日

其ノ形式及内容 本会ノ目的ハアイヌヲ教育シ、工業、技術、農事等ノ知識ヲ与ヘ自営田活ノ道ヲ教ユルニ在ルヲ以テ、之ヲ賛成シ無期三年額金六円ヲ補助スルコトヲ契約セリ

支払方法 每年度ノ歳出予算科目ニ編入シテ支払フコトトセリ(下ノ各項何レモ同一ナリ)、但年一回ノ契約ニシテ給付ヲ受クル者ノ申出ニ依リ支払フコト以テ時期一定セス

受贈者トノ関係 北海道ニ於ケル所有ノ土地内ニ多数ノアイヌ人住居セルヲ以テナリ

一 広路招魂社

契約成立ノ時期 明治二年中先々代徳川慶勝トノ契約ニ係ル

其ノ形式及内容 明治元戊辰戦歿者ノ祭祀料補助トシテ祿米二十石ヲ支給シ來リタル处、明治六年、(廢藩置県ノ際)前記祿米ヲ換算シ代金二十六円十銭トナリタルヲ以テ、該金ノ無期ニ補助スルコトヲ契約セリ

支払ノ時期 每年九月

受贈者トノ関係 国家ノ為メ戦歿シタル旧藩士ノ靈魂ヲ祭ルヲ以テナリ

一 史談会

契約成立ノ時期 明治三十四年六月日不詳

其ノ形式及内容 明治二十四年六月以降、宮内省ヨリ旧藩政ノ間国事並ニ時勢ニ關スル書類保存アルモノハ、編纂又ハ其ノ儀ニ書類差出相成度旨御沙汰ノ次第有之タル際本会ヲ組織セラレ、会員間互ニ音問交通シ史料ノ交換、事實ノ討詢ヲ為セルカ故、其ノ擧ヲ賛成シ同会維持ノ為メ年額金二十四円ツツ無期ニ補助スルコトニ契約セリ

支払時期 每年一回ノ契約ニシテ、給付ヲ受クル者ノ申出ニ依リ支払フコト以テ時期一定セス

受贈者トノ関係 旧藩政ノ間藩主タリシノ故ヲ以テナリ

一 愛知社

契約成立ノ時期 明治十四年五月不詳

其ノ形式及内容 尾張出身ノ在京学生ノ監督寄宿舍ニシテ、其ノ維持ノ為メ年額金一百四十円宛ヲ支払スルノ契約ナリ

支払時期 每年五月

受贈者トノ関係 旧主從

一 水難救済会

契約成立ノ時期 明治二十四年五月不詳

其ノ形式及内容 難船ニ遭遇セル者ヲ救恤スル金團ナルヲ以テ、其ノ量ヲ皆シ無期三年額十円ヲ補助ノ為メ支
払フコトヲ契約セリ

支払時期 每年六月

受贈者トノ関係 慈善的事業ナルニ依ルニ外ナラズ

明倫中学校

契約成立ノ時期 明治三十二年七月二十九日

其ノ形式内容及支払ノ時期 中学校ハ財團法人ニシテ、同校存立中毎年四月又ハ五月迄ニ其ノ經營費ヲ給付ス
ヘク契約シ、之ニ基キ毎年同校ノ予算ニ編入セルモノナリ

受贈者トノ関係 旧領地ノ子弟学事獎勵ノ為メナリ

寺方扶持米

名古屋十九ヶ寺
東京十二ヶ寺

契約成立ノ時期 明治六年（廢藩置縣ノ際）

其ノ形式及内容 合力米（補助米ノ意味）ト称シテ維新前ヨリ祿米ヲ給与シ、明治六年其ノ高ヲ引上ケ石ヲ代
金ニ換算シ、左記明細書ノ金額ヲ無期ニ毎年給付スルコトヲ契約セリ

支払時期 每年五月十一月ノ二期

受贈者トノ関係 三百年來ノ緣故ヲ有スルモノナルニ依ル

		明 細 書				
		寺 院	扶 持 米	寺 院	扶 持 米	寺 院
定光寺	一八〇、〇〇〇	大森寺	二三、〇〇〇	蓮久寺	三、〇〇〇	
万松寺	四〇、〇〇〇	梅香院	一二、〇〇〇	自經院	三六、〇〇〇	
性高院	一〇、〇〇〇	尋盛寺	三、〇〇〇	東月院	三、〇〇〇	
政秀寺	七、〇〇〇	大光院	三、〇〇〇	東立寺	三、〇〇〇	
西別院	五、〇〇〇	安用寺	三、〇〇〇	天德寺	二五、〇〇〇	
聖徳寺	三、〇〇〇	禪養寺	三、〇〇〇	法善寺	七、〇〇〇	
善徳寺	三、〇〇〇	徳林寺	三、〇〇〇	大宗寺	三、〇〇〇	
大光寺	三、〇〇〇	松蓮社	四五、〇〇〇	専念寺	三、〇〇〇	
建中寺	二七〇、〇〇〇	伝通院	三三、〇〇〇	祐天寺	三、〇〇〇	
相應寺	四五、〇〇〇					
高岳院	二八、〇〇〇					

恩給及扶助料

政府ノ官吏恩給法及扶助法ニ則リ家令家扶助從及女中等十五年以上勤続ノ者ニ対シ、其ノ給付ヲ受クル者ノ生

存中毎年五月十一月二期二支払フモノニシテ、給付ヲ受クル者ノ退職又ハ死亡ノ際其ノ契約証書ヲ交付セリ
一 北海道旧土人教育会、史談会、水難救済会、明倫中学校及恩給扶助料ハ被相続人ニ於テ契約ヲ為シ、愛知社
広路招魂社、寺方扶持米ハ先々代ニ於テ契約セシモノナリ

一 北海道旧土人教育会、広路招魂社、史談会、愛知社、水難救済会、寺方扶持米ノ無期トアル契約ノ意思ハ、

其ノ存在中ノ意思ナリ

一 以上ノ給付ヲ受クルモノノ生存中又ハ存在中ハ、契約者死亡スルモ相続者ニ於テ該契約ニ依リ給付ヲ為ス義務アルモノニシテ、現ニ先々代徳川慶勝ノ契約ニ係ルモノニ対シ、被相続人ハ該契約ヲ繼承シテ給付ヲ為シ來レリ

主税局回答 明治四年三月 往第二〇四一號

密年十二月二十八日付直第三三三九号御照会ニ係ル相続税法定期金債務額計算方ノ件ハ、後段御見込ノ通ニテ可然ト存候 尚本年三月一日直第三三三九号ノ一ヲ以テ御申出相成候、無期寄贈金、恩給及扶助料ハ債権トシテ相続人ニ移転スルモノナルニ於テハ、相続財産ノ価額ヨリ控除スヘキモノト被存候、此段及回答候也

(決議要領) 定期金ノ債権債務ハ支払時期ノ到来セシモノタルト否トヲ問ハス、全部相続人ニ移転スルモノトス、故ニ定期金債務額ノ計算方ハ、定期金債権ノ価額評定三閑スル法第四条第一項第四号乃至第六号ノ規程ヲ準用シ可然 而シテ名古屋局長ノ申出ニ係ル無期寄贈金、恩給及扶助料ハ何レモ無償ノモノナリト雖モ、契約当事者ノ意恩ハ給付ヲ受クルモノノ生存中又ハ存在中ハ、其ノ効力アルモノト為セシコトハ之ヲ認メ得ヘキヲ以テ、右等ノ定期金債務額ハ相続財産ノ価格ヨリ控除スヘキモノトス

(昭53 東京 92-1)

20、明治42年5月 遺留分の規定に反する相続財産課税方

被相続人力遺留分ノ規定ニ反シテ相続財産ヲ留保シタル場合ニ於ケル相続税課税方ノ件

明治四年五月 省議決定

本件隠居者若クハ入夫婚姻ヲ為ス女戸主ハ、遺留分ノ規定ニ反シテ相続財産ノ全部若クハ多額ノ財産ヲ留保シタル場合ニ於テ、相続税課税方ニ關シ左ノ三説アリ

甲説 隠居者及ヒ入夫婚姻ヲ為ス女戸主ハ、遺留分ニ關スル規定ニ違反シテ相続財産ヲ留保スルコトヲ得サルハ、民法第九百八十八条ニ依リ明カナリト雖、其ノ留保ハ果シテ遺留分ノ規定ニ違反スルモノナルヤ否ヤハ争アル場合ニ於テ、初メテ裁判所ノ決定スル所ナルヲ以テ、其ノ決定アラサル以上ハ留保財産ノ全部ニ課税セサルヲ穩当トスト

乙説 遺留分ノ規定ニ違反スル留保ハ、裁判所ノ決定ニ依リ初メテ違法トナルモノニアラス、裁判所ハ單ニ其ノ事實ヲ宣明スルニ過キサルノミ、而シテ隠居者及入夫婚姻ヲ為ス女戸主ハ遺留分ニ關スル規定ニ違反セサル以上ハ、其ノ財産ノ一部ヲ留保スルノ權利ヲ有スルモノナルヲ以テ、規定ノ制限迄ノ留保ハ之ヲ認メ、其ノ増差額ノミ相続財産ニ計算課税スルヲ以テ穩當トスト

丙説 遺留分ノ規定ニ違反スル留保ハ公ナル秩序ヲ害スルモノナルヲ以テ、民法上無効ナリト謂ハサルヘカラス、無効ノ行為ハ特別ノ規定アラサル限ハ、其ノ行為ノ全部無効ニ帰スヘキコト勿論ナルヲ以テ、遺留分ノ規定ニ反シテ為シタル留保ノ一部ヲ有効視スルノ理由ナシ、而シテ無効ノ行為ハ初ヨリ無効ナルモノニシテ、裁判所ハ單ニ其ノ無効ナルコトヲ宣明スルニ過キス、故ニ本件遺留分ノ規定ニ違反シテ為シタル留保財産ノ全部ニ對シテ課税

スルヲ相当トズト

右三観中申説三決定セリ

(平 16 仙台 57 - 1)

21、明治42年7月 局長會議協議事項実行方に関する件

局長會議協議事項実行方三閲スル件 明治四二年七月七日 往第九〇三九号主税局長通牒

鑑日御会同ノ際御協議相成候事項中、別紙記載ノ各項ハ夫々御実行相成度、依命此段及通牒候也

追而、從来ノ訓令通達等ニシテ本通牒ノ主旨ニ抵触スルモノハ自然消滅シタル義ト御了知相成度、為念申添候

(別紙)

相続税

一 局ト局トノ境界点ニ在ル税務署ノ土地建物時価標準率ハ相互ノ税務署ラシテ一応協商セシメ、爾後ハ改定ノ都度
協商ヲ遂ケシメ課税ノ権衡ヲ保ツコト

一 税法第四条第一項第四号但書並三第五号ノ「一年ノ定期金」ニ關シ、年々ノ定期金等シカラナル場合ニ於ケル其
ノ年額認定方ハ、無期ノモノハ相続開始當時ニ依リ、有期ノモノハ相続開始當時ヨリ二十ヶ年分ヲ合算シ、之レ
ヲ平均シテ定ムルコト

(昭53 東京 92-1)

22、明治42年10月 相続税処分既未済報告

訓乙第三五七号

税務署

相続税事務二就テハ再三訓示致シ置候處、今回提出セシ四十二年度自四月相続税処分既未済報告ニ微スルニ、別表ノ
通リ概シテ決定未済個数多キ實況ニ有之、本税ノ如キハ調査最モ迅速ラ要スヘキ旨ナルニ、甚シキハ三ヶ月間一件ノ
決定ナキカ如キ緩慢ナルモノアリ、一般ニ於テ處理ノ敏捷ラ欠クモノト被認候ニ付、本税決定ニ閲シテハ常ニ處理遅
延セサル様留意フ要ス、殊ニ株式等ヲ推定相続人ニ譲与シ、若クハ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈与シタルモノニシテ、税
法第十三條ニ該当スルモノニ對シテハ一段ノ注意ヲ以テ調査ノ周到ヲ期スヘシ。

明治四十二年十月九日

東京税務監理局長圖

明治四十二年度
自四月
至六月相続税处分既未済内訛表

— 134 —

九	八八九	七三五	五
五三六	八〇〇	一〇〇	四
五四九	一〇〇	一〇〇	九
三三五	一〇〇	一〇〇	九
二二五	一〇〇	一〇〇	九
一一五	一〇〇	一〇〇	九
一〇〇	一〇〇	一〇〇	九
九〇〇	一〇〇	一〇〇	九
八〇〇	一〇〇	一〇〇	九

備考 △印ハ税法第十条ノ免除額及個数ナリ

(平12 東京 98)

23、明治42年12月 税務署属の審査委員特令に付心得

訓甲第八六号

税務署

税務署属ニシテ税務署長ニ補セラレ、又ハ直税課長ヲ命セラレタルモノハ別ニ辞令ヲ用キス、直ニ当該税務署所轄内相続税審査委員ヲ命セラレタルモノト心得ベシ

明治四十一年十一月一日

東京税務監督局長

(平12 東京 98)

24、明治43年3月 相続税法の改正

朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル相続税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣兼
大藏大臣 候爵桂 太郎

明治四十三年三月二十四日
法律第四号(官報三月二十五日)

相続税法中左ノ通改正ス

第三条中「慈善」ヲ「慈善其ノ他ノ公益」ニ改ム

第八条 相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級三区分シ、其ノ各区分ニ對シ相続人ノ種類ニ從ヒ漏次三各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

課 税 価 格			
相続人方直系卑属ナルトキ	税	相続人方其ノ他ノ者ナルトキ	率
千円以下ノ金額	千分ノ十五	千分ノ十七	千分ノ二十五
千円ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ三十五
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ四十
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ三十五	千分ノ四十五
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十	千分ノ五十
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ四十五	千分ノ五十五
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ六十
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ五十五	千分ノ六十五
十万円ヲ超ユル金額(其ノ五万円毎二(百万円三至リテ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ

課 税 価 格		税	相 続
五千円以下ノ金額	五千円ヲ超ユル金額	相続人方被相続人ノ家 族タル直系卑属ナルトキ	相続人方被相続人ノ指 定シタル者 民法第九百八 十二条三依リ選定セラ レタル者 被相続人ノ家 族タル直系卑属ナルトキ
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ十二	千分ノ十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ十四	千分ノ二十
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ十七	千分ノ二十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十一	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十二	千分ノ四十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十三	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十四	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十五	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十六	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十七	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十八	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ二十九	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十一	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十二	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十三	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十四	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十五	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十六	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十七	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十八	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ三十九	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十一	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十二	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十三	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十四	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十五	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十六	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十七	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十八	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ四十九	千分ノ三十五
千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五十	千分ノ三十五

外國ノ法律ニ依リ開始シタル相統ニ關シテハ遺產相統ニ關スル稅率ヲ準用ス、但シ相統人一人以上アル場合ニ於テ、其ノ適用スヘキ稅率相異ントキハ其ノ最低キ稅率ヲ適用ス

第十條中「三年」ヲ「五年」ニ、「五年」ヲ「七年」ニ改ム

第十七條中「三年」ヲ「五年」ニ改ム

第二十四條及第二十五條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

附

則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本法施行前開始シタル相統ニ關シテハ仍旧法ヲ適用ス

〔法令全書〕

25、明治43年3月 相続稅事務取扱心得の改正

訓甲第三号

稅務署（小笠原署ヲ含ム）

相続稅事務取扱心得 別冊ノ通改正ス

明治四十三年三月二十五日

東京稅務監督局長

相続稅事務取扱心得 明治四十三年三月二十五日 訓甲第三号

第一章 調査

第一条 戸籍吏ノ報告又ハ其他ノ事由ニ依リ相統開始シタルコトヲ知得シタルトキハ、直ニ課稅資料ノ調査ヲ為スヘシ

第二条 分家ニ付テハ戸籍役場又ハ区裁判所ニ對シ適宣厥会シ回報ヲ求ム（シ）

第三条 通常ノ相統、稅法第二十三條ノ相統又ハ相統開始前一年内ノ贈与トシテ加算額トナルヘキ相統財產等ハ、左記各号ヲ調査スル等常時調査ヲ為シ遺漏ナキヲ期ス（シ）

- 一 官報ノ登記、公告、禁報欄中産業ノ部及会社營業報告書、記載事項
- イ 会社組合ニ於ケル株式又ハ出資ノ売買譲渡
- ロ 会社組合更役若クハ株主ノ死亡及出資者ノ死亡
- ハ 専売特許權ノ相統又ハ譲渡

二 土地所有權ニ關スル登記所ノ通知

三 所得稅、營業稅ノ調査

四 新聞雜誌等ノ登載記事

前項調査ニ依リ相当資料ヲ發見シタルトキハ、第一号様式其他關係帳簿ニ採録相當処理スヘシ

第四条 所轄外ニ存在スル相統財產ニ付テハ、其所轄稅務署ニ調査ヲ嘱託ス（シ）

調査資料ニシテ他稅務署ノ相統稅事務ニ關係アリト認メラルモノハ第二号様式ニ依リ事項ヲ摘録シ、尚蘇見ノ大要ヲ付記シテ當該稅務署ニ通報スヘシ

第五条 課稅資料調査ノ結果納稅資格者ト認ムルモノハ第三号様式ノ帳簿ニ記載シ、調査シタル資料ハ第四号様式ノ

帳簿ニ記載スヘシ

一 相 統 財 産

帳簿ニ記載スヘシ

第六条 土地建物等其価格ノ変動少キモノニ付テハ、毎年ノ初二於テ所得高業税調査資料及売買登記等ヲ参考シテ標準価格ヲ調査シ、標準価格表ヲ調製シ置クヘシ

前項ノ調査価格ハ隣接税務署ト不均衡ヲ來ササル様交渉ヲ遂ケ定ムヘシ

第七条 相続財産ハ標準価格表ニ依ルノ外、市区役所、町村役場、登記所若クハ相当技能ヲ有スル人ニ就ク等、専ラ真相ヲ得ルニ勉メ、尚左記各項ノ場合ニ於テハ其相当価格ヲ加算スヘシ

一 土 地

イ 収穫時期ニ近キ田畠ノ作毛

ロ 普通以上ノ価格ヲ有スル庭園

ハ 山林ノ立竹木

二 建物ノ雜作、門墻等ニシテ相当ノ価格ヲ有スルモノ

三 地上権、永小作権、地役権、賃借権等ノ価格ハ登記ノ有無ニ拘ラズ其価額

第八条 公債、社債、株式ノ価格ハ相続開始當時ニ於ケル市場直取引価格ニ依ルヘシ

前項ノ価格不明ナルモノニ付テハ、之ト近似セル社債及株式ノ価格ヲ調査シ類推スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ、最近ノ財産目録、貸借対照表、損益計算書、營業ノ状況及信用ノ程度等ヲ比較勘案スヘシ

第九条 法人又ハ組合ニ對スル出資ノ価額ハ、其法人又ハ組合ノ總財産ヲ類似ノ株式会社ニ對比シテ包括的ニ評定シ、總出資額ニ按分シテ定ムヘシ

第十一条 第八条第三項ニ依ル株式ノ価格及第九条總出資ノ価額ヲ評定スルニハ、左ノ各号ニ依ルヘシ

一 事業ノ状態、声望等相近似セル數個ノ株式会社ノ取引市場ニ於ケル株式価格ヲ調査シ、之ヲ以テ其時ニ於ケル収益金ヲ除シテ収益歩合ヲ算出スヘシ

但、特別ノ理由アリテ最近ノ収益歩合ハ適切ナラスト認メタルトキハ、相当期ニ於ケル収益歩合ヲ算出スヘシ
二 評定スヘキ法人若クハ組合ノ収益金額ヲ算出シ、前号収益歩合ニテマダ除シ、其元本ト認ムヘキ金額ヲ得テ之ヲ其法人若クハ組合ノ評定總価額トスヘシ

三 前各号ニ於ケル収益トハ、其期ニ於ケル益金中資本主ニ屬スヘキ金額、即チ配当金及積立金若クハ繰越金ノ性質ヲ有スルモノノ合計ヨリ、前期繰越金ノ性質ヲ有スルモノヲ控除シタルモノトス

第十二条 税法第四条第二項四号但書並五号ノ一年ノ定期金ニシテ、年々ノ金額等シカラサル場合ニ於ケル其年額ノ定メ方ハ左ノ各号ニ依ルヘシ

一 有期定期金ハ相続開始當時ヨリ一千ヶ年分ヲ合算シ、之ヲ平均シタル額ニ依ル

二 無期定期金ハ相続開始當時ノ額ニ依ル
第十三条 相続財産中ヨリ除外スヘキ家什器ハ、其被相続人ノ家柄、地位、資力、嗜好ノ程度等ヲ査覈シ之ヲ決定スヘシ

第十四条 債権債務ノ利息ニシテ相続開始當時不履行ニ係ルモノハ之ヲ加算スヘシ

但、相続ヲ拋棄シタルモノハ調査ノ上其課税台帳ニ記入シ置クヘシ

第十五条 隠居者又ハ入夫婚姻ヲ為シタル女戸主カ相続財産ヲ留保シタル場合ニ於テ、遺留分ノ規定ニ反シタルヤノ

離アルトキト離トモ、之二付キ裁判所ノ決定ナキモノニ付テハ其留保財産ハ全部相続財産ニ計算セサルモノトス

第十六条 永代借地及其上ニ築造セラル建物ノ価額ハ、相続税ノ課税価格ニ算入セサルモノトス

二 控除金額

第十七条 左三掲タル贈与又ハ遺贈ハ相続財産価格ニ加算セサルモノトス

一 財産ノ一部ヲ分与シタリト認ムル程ノモノニアラサル贈与又ハ遺贈

二 税法第二十三条第一項ニ依リ相続税ヲ課セラレタル贈与

第十八条 死亡ニ因ル家督相続又ハ遺產相続、場合ニ於テ、相続財產ヨリ控除スヘキ未納國税ハ左記各号ニ掲タルモノトス

ノトス

一 納期ノ開始セル地租、營業稅、鉱業稅及壳聚稅

二 延納ヲ許可セラレタル地租、相続稅

三 已ニ決定セシ其年分ノ所得稅

四 査定済ノ酒造稅、醸油稅

五 徵收猶予中ノ消費稅

六 其年分ノ自家用醸油製造稅

七 未納ノ登錄稅

八 滯納ノ國稅

第十九条 隠居ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テ、相続財產ヨリ控除スヘキ未納國稅ハ左記各号ニ掲タルモノトス

一 相続シタル財產又ハ營業ニ係ル租稅ニ付テハ、前項第一号第一号及第四号以下ニ準スルモノ

二 既ニ決定セシ其年分ノ所得稅ニシテ國稅徵收法第四条ニミニ依リ相続人ヨリ徵收スルモノ

第三十条 死亡隠居以外ノ相続ニ於テ、相続財產ヨリ控除スヘキ未納國稅ハ前条ニ準スヘキモノトス

第三十一条 前三条ニ記載セサル國稅及國稅以外ノ公課ニシテ相続財產ヨリ控除スヘキモノハ、其性質ヲ稽查シテ前

ニ准シ之ヲ判別スヘシ

第三十二条 葬式費用ハ被相続人並相続人ノ地位及財產等ノ状況ヲ稽査達観シテ其適否ヲ判別スヘシ

第三十三条 左記各号ニ当ルモノハ相続財產ヨリ控除スヘキ葬式費用トス

一 葬送ノ祭式及其以前ノ祭式ニ關シタル費用

二 葬送ニ際シ又ハ其以前ニ於テ埋葬、火葬、納棺及遺骸、遺灰ノ回送其他ノ処置ニ關シ要シタル費用

三 葬送ニ際シ其墓所ノ施設ニ關シタル諸費

四 祭式ニ關シ相当ノ程度ニ於テ物品金斗等ヲ寄進施与シタルモノ

五 葬式ノ前後ニ生シタルモノニシテ、通常葬式ニ伴フ失費ト認メラルモノ

第三十四条 左記各号ニ当ルモノハ相続財產ヨリ控除スヘキ葬式費用ト認メサルモノトス

一 単ニ生前ノ知己ニ対シ遺物二代へ贈与セルカ如キモノ

二 葬式執行後ニ於ケル香典返礼費、初七日祭以後ノ法会發費、墓所施設諸費及後日遺体遺灰ノ処置ヲ為シタル費

用

三 遺骸ニ対シ医学上、裁判上等特別ノ目的ヲ以テ処置スルカ為メ要シタル費用

第三十五条 仮葬式ト本葬式トヲ行フモノニ在テハ、最初ノ葬式費用ヲ以テ相続財產ヨリ控除スヘキモノトシ、其他

ハ税法第十一條記載ノ期間内ニ行ハレタル葬式ニ限り、其費用ヲ相続財產ヨリ控除スルヲ得ルモノトス

第一六条 相続財産中ヨリ控除スヘキ債務ハ、単ニ形式上ノ延滞ノミヲ信頼セス、適実ノ方法ニヨリ其確否ヲ調査シ、其成立ノ確実ナルモノニ限ルモノトス

第十七条 税法第十条ニ於テ前ノ相続ト称スルハ、被相続人カ其前ニ於テ相続人タリシ相続ヲ云フ

第十八条 法第十条ノ免除税額トハ、前ノ相続ニ因リ課セラレタル税金額ノ全部又ハ其半額ニ相当スル金額ヲ云フ

前ノ相続力他人ト共同相続ナリシトキハ、該当相続人ノ課税セラレタル金額ニ依リ税法第十条ノ免除税額ヲ定ムルモノトス

第十九条 相続者ノ隠居若クハ入夫婚姻ニ依リ相続ヲ開始シタル後更ニ遺產相続ヲ開始シタル場合ニ於テ、当該相続力最先ノ相続開始ヨリ税法第十条第二項ノ期間内ナルトキハ、税法第十条第一項ノ免除額トシテ控除スヘキ額

ハ、隠居若クハ入夫婚姻ニ因ル家督相続ノ際税法第十条第一項ニヨリ免除シタル税金ヲ超過ゼル前ノ税金ノ残余額トス

第二十条 隠居又ハ入夫婚姻ノ場合ニ於テ遺法ノ留保方式ヲ踏マサリシ財産、及其他ノ場合ニ於ケル相続済ノ財産ハ、爾後ノ相続税調査ニ當リ官公簿上尚前戸主ノ名義ニ存シアルモ、現戸主ノ財産トシテ計算スヘキモノトス

第三十一条 有期無期及終身定期金ニシテ、其給付者ノ財産価格中ヨリ債務トシテ控除スル場合ハ、支払時期ノ到来ト否トニ関セス税法第四条第一項第四号乃至第六号ノ規程ヲ適用スヘシ

第一章 決定及報告

第三十二条 施行規則第二条ノ書類ハ成ルヘク第五号様式ニ依ラシムヘシ

第三十三条 相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ヨリ提出シタル施行規則第二条ノ書類ハ、之ヲ税務署調査ノ結果ニ照シ相当ト認ムルトキハ直三課税価格ヲ決定ス、若シ之ヲ不相当ト認ムルトキハ一応其更正ヲ論シ、猶之ニ応前項ノ報告期間ハ税務署所在地以外ニ住居スル者ニ対シテハ、其ノ距離ニ応シ通信ニ要スル日数ヲ斟酌シ適実ニ之ヲ伸張スルコトヲ得

第三十五条 課税価格ハ相続開始ヨリ五ヶ月以内ニ決定スヘシ、但特種ノ事情アル場合ハ此限ニアラズ

第三十四条 法定期限迄ニ施行規則第一条ノ書類ヲ提出セサル者アルトキハ、十日以内ノ期間ヲ指定シテ第六号様式ノ催告書ヲ書留郵便其他確実ナル方法ニ依リ送達シ、猶提出セサルトキハ税務署ノ調査額ニ依リ課税価格ヲ決定ス

ヘシ、但シ特殊ノ事情ニ由リ急速ニ課税価格ノ決定ヲ必要トスル場合ハ催告ヲ為サズ直ニ之ヲ決定スルモノ妨ナシ

前項ノ報告期間ハ税務署所在地以外ニ住居スル者ニ対シテハ、其ノ距離ニ応シ通信ニ要スル日数ヲ斟酌シ適実ニ之ヲ伸張スルコトヲ得

セサルトキハ税務署ノ調査額ニ依リ課税価格ヲ決定スヘシ

第三十六条 前三条ニ依リ課税価格ヲ決定スル場合ニ於テ、申告ヲ是認シタルモノヲ除クノ外ハ總テ決議書ヲ作成シ、尚相続財産目録及相続財産ノ価格中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ作成シ添付シ置クヘシ

申告ヲ是認シタルモノハ申告書ノ余白又ハ欄外ニ決定年月日ヲ記入シ決議スヘシ

決定シタル課税価格ハ第七号様式ニ依リ直ニ之ヲ相続人、遺言執行者又ハ相続財産管理人ニ通知スヘシ

第三十七条 課税価格ヲ決定シタルトキハ第八号様式ノ台帳ニ登録シ直三税額調定ノ手続ヲ為スヘシ、但シ税法第九条第一項ノ場合ニシテ相続財産ノ散逸又ハ脱漏ノ虞ナキトキハ、相続人ノ確定ヲ待テ調定スルモノトス

第三十八条 調査ノ結果相続財産課税価格ニ達セサルモノハ、關係書類ノ欄外ニ其旨ヲ記載決議シ回議ニ換フヘシ

第三十九条 税法第十条ニ該当スルモノアルトキハ其要件タル事実ヲ詳記シ決議書ヲ作成シ、免除税額ハ第九号様式ニ依リ納稅義務者ニ通知スヘシ

第四十条 税法第七条該当ノモノハ其事実ヲ調査シ決議書ヲ作成シ置クヘシ

第二章 再審査

第四十一条 審査委員ノ任命ヲ要スル場合ハ、適任者ノ履歴、職業、住所、氏名、生年月日及納付国税ノ種類別税額等ヲ具シ内申スヘシ

第四十二条 審査委員ノ任命アリタルトキハ、便宜ノ方法ニ依リ所轄内一般ニ周知セシムヘシ、但審査委員ノ任期ハ各自其任命ノ日ヨリ起算シ満三ヶ年トス

第四十三条 税法第十四条ニ依リ再審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、前決定ヲ査定シ其當否ニ關スル意見ヲ付シ審査委員会ニ諮問スヘシ

第四十四条 再審査ノ場合ニ於テ審査委員会ノ意見ヲ適宜ナリト認ムルトキハ之ニ依リ直ニ課税価格ヲ決定シ、若シ之ヲ適宜ナラスト認ムルトキハ税務署長ノ相当ト認ムル価格ニ依リ之ヲ決定スヘシ

前項未段ノ場合ニ於テハ決定ノ七日前詳細ノ事実ヲ具シ、其ノ旨ヲ申報スヘシ

第四十五条 審査委員会ニ關スル事項ハ、日誌ヲ作成シ其ノ事蹟ヲ明瞭ナラシムヘシ

第四十六条 審査委員会ヲ開カムトスル場合ハ、其ノ七日以前ニ開会予定日数、再審査請求件数、異議ノ種類等ヲ具シ申報スヘシ、其ノ閉会ノ場合ニハ第十号様式ニ依リ申報スヘシ

第四十七条 審査委員ニシテ左ノ事項ノ一二該スルトキハ直ニ之ヲ報告スヘシ

一 死亡

二 失踪

三 直接国税納額百円未満トナリタルトキ

四 能力ノ欠缺

五 其他ノ事故ニ依リ委員タルニ適セサルニ到リタルト認ムルトキ

第四章 延納及担保

第四十八条 税法第十七条ニ依リ税金ノ年賦延納ヲ出願シタル者アルトキハ、左ノ各号ニ依リ処分スヘシ

- 一 許可ハ延納期間、各年賦金額及各年賦金額ノ納付期日ヲ記載シタル許可書ヲ交付シテマラスモノノトス
- 二 延納期間ハ特種ノ事情アルモノノ外ハ出願年数ヲ許可スルモノノトス

三 延納期間ハ許可ノ日ヨリ起算スルモノトス

四 各年賦金額ノ納付期日ハ各年一回トシ、成ルヘク同一月日ニ之ヲ定ムルモノトス

五 各年賦金額ハ出願者ノ請求ニヨリ末年以前ノ年割金額ヲ平分額以上ニ定ムルコトヲ得ルモノトス

第四十九条 税金ノ年賦延納ヲ許可シタルトキハ、第十一号様式ノ台帳ニ登録整理スヘシ

第五十条 納税担保力有備証券、土地建物ナルトキハ、第十二号様式ノ担保提供書及登記承諾書、其ノ他登記ニ必要ナル書類ヲ提出セシメ、其ノ保証人ナルトキハ第十三号様式納税保証書ニ印鑑證明書ヲ添へ提出セシムヘシ

担保ノ登記嘱託書ハ第十四号様式ニ依ルヘシ

第五十一条 担保提供書、供託受領書、納税保証書ハ相当ノ目録ヲ付シテ署長之ヲ保管シ、納税義務消滅シタルトキハ左ノ手続ヲ為スヘシ

一 有価証券ナルトキハ供託原因消滅証明書ヲ作成シ提供書ト共ニ還付スヘシ

二 土地建物ナルトキハ担保解除書ヲ作成シ、提供書ト共ニ所轄登記所ニ嘱託シ、登記ノ抹消ヲ得テ還付スヘシ

三 保証人ナルトキハ直ニ納税保証書ヲ還付スヘシ

前項ノ供託原因消滅証明書、担保解除書、登記抹消嘱託書ハ第十五号乃至第十七号様式ニ依ルヘシ

第一項ニ依リ担保ニ關スル証書ヲ還付スルトキハ、其ノ領收書ヲ微スヘシ

担保交換ノ場合ニアリテハ本条及前条ノ規定ヲ適用ス

第五十二条 施行規則第十六条ニ依リ確実ト認ムヘキ有価証券トハ、国債証券、府県市債券及確実ナル会社ノ株式債券ニ限ル

第五十三条 有価証券ノ担保価格ハ法令三別段ノ規定アルモノノ外ハ、市場価格百分ノ八十トス

第五十四条 土地建物ノ担保価格ハ時価ヲ斟酌シテ適実ニ之ヲ認定スヘシ

所轄外ニ存在スル土地建物ニ付テハ、所在地税務署ニ嘱託調査シテ適実ノ価格ヲ認定スヘシ

第五十五条 納税保証人ハ成ルヘク所轄内ニ住居所ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ立テシムヘシ

保証人力所轄外ノ者ナルトキハ所轄税務署ニ嘱託シテ其ノ適否ヲ調査スヘシ

第五十六条 各保証人ノ資力ハ、其ノ財産価額カ債務額ヲ控除シテ猶保証額ノ三倍以上ナル場合ニ限り之ヲ認ムヘシ

保証人ノ財産価額ハ有価証券、土地建物ニ在リテハ第五十三条及第五十四条ニ依リ、其ノ他ノ財産ニ在リテハ時価百分ノ八十以内ノ標準ニ依リ之ヲ認定スヘシ

保証人ノ資力調査ニ必要ナルトキハ資産調査ヲ提出セシムヘシ

第五十七条 保証人数ナルトキハ各保証人ヲシテ連帯セシムヘシ

第五十八条 納税担保タル有価証券カ其効力ヲ失ヒタルトキ、又ハ担保物ノ滅失シタルトキハ更ニ担保ヲ提供セシム

第五十九条 前条ノ場合及施行規則ニ依リ増担保ノ提供又ハ保証人ノ交換ヲ要スル場合ハ、十日以内ノ期間ヲ指定シチ提供又ハ交換ヲ為サシムヘシ

第六十条 納税担保減少ヲ請求スル者アルトキハ、年賦延納金一箇年分以上ヲ納付シタル者ニ限リ、其ノ既納金ノ割合ニ応シ之ヲ許可スルコトヲ得

第六十一条 納税担保ニ關スル事項ハ第十八条様式ノ台帳ニ登録スヘシ

第五章 雜則

第六十二条 相続財産ヲ以テ相続税ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於テ、税法第二十条ニ依リ受贈者ニ對シ不足税ヲ徵収セントストキハ、第十九号様式ノ帳簿ニ其ノ要項ヲ記載シ、決議ノ上第二十号様式ニ依リ受贈者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ受贈者数人ナルトキハ、受贈財産ノ価格ニ按分シテ納付額ヲ定ムヘシ

第六十三条 税法第二十二条ノ催告費用及税金ノ十分ノ一二相当スル金額ヲ徵収セムトストキハ、第二十一号様式ノ台帳ニ其ノ要項ヲ記載シ決議スヘシ

第六十四条 税法第二十二条ノ違犯者トシテ告発シタルトキハ、其ノ事件ノ要領ヲ申報スヘシ

第六十五条 税法第二十四条ニ依リ处罚セラレ又ハ自首シタル者ニ付テハ、直三課税価格ノ決定又ハ前決定更正ノ手続ヲ為スヘシ

第六十六条 訴願又ハ行政訴訟ノ結果ニ依リ課税価格ノ決定ヲ更正スル場合ニ於テハ、決議書ヲ作成シ其ノ更正スヘキ事由ヲ明ニシ、之ニ關係する添付シ置クヘシ

第六十七条 課税価格決定後ニ於ケル誤謬ハ、左ノ各号ニ限リ之ヲ訂正スヘシ

一 決定當時ノ資料ニ依リ發見シタルトキ

二 納税者ノ申立アリタルトキ

三 会計検査院ノ審理ニ依リ発見シタルトキ

前項ノ誤謬訂正ヲ為ストキハ、其決議書ヲ作成シ更訂金額ヲ納税者ニ通知スルモノトス

第六十八条 相続税額表、相続税年賦延納額現在表ハ、明治三十九年大蔵省訓令第四十四号様式及第一二二号記載例ニ依リ調製シ、毎年四月十五日限り提出スヘシ

第六十九条 相続開始後及課税区分調ハ第一二三号様式ニ依リ調製シ、毎年四月十五日限り提出スヘシ

第七十条 相続税処分既未済成蹟表ハ第二十四号様式ニ依リ、毎年四月二始リ三ヶ月分ヲ翌月十五日限り報告スヘシ

第七十一条 明治三十九年三月会計検査院達第一号租税徵收額證明規程第十二条ノ二相続税三閑スル証憑書類ハ、翌年度五月末日迄三整理シ、第一五五号様式ノ表紙ヲ付シ置キ指定アリタルトキハ直ニ提出スヘシ

〔 様式は省略 〕

(昭44 関信 8-1)

26、明治44年9月 相続財産より墓碑建設費控除に関する件

相続財産ヨリ墓碑建設費控除三閑スル件

鹿児島県照会

明治四四年九月九日

相続財産ヨリ控除スヘキ被相続人ノ葬式費用ハ税法上制限ナキヲ以テ、身分ニ応シ種類金額等一定セスト雖モ、其ノ種類ヲ大別スレハ葬具費、埋葬費、布施料等直接ニ葬式ノ為メニスル費用ニシテ、埋葬後ニ於ケル法会、墓碑等ニ要

スル費用ノ如キハ、死者ノ為メニスルモノナリト雖セ、之等ノ類ハ葬式費用ニ属セサルヲ以テ控除スルノ限ニアラスト解セラレ候、然ルニ其ノ墓碑ニ付テハ地方ノ習慣、資産ノ程度、或ハ死者ノ遺言等ニ依リ、建設費及其ノ時期ニ至テ各異ナリ、今其ノ建設ノ時期ヲ例示スレハ

第一 被相続人ノ生存中ニ墓碑ヲ買入レ（其ノ代金未払ノモノ）、埋葬当日或ハ其ノ後ニ建設スルモノ

第二 被相続人埋葬当日墓碑ヲ買入レ建設スルモノ

第三 被相続人埋葬後墓碑ヲ買入レ建設スルモノ

以上ノ三種ニシテ、第一二対シテハ墓碑ハ財産ノ価格ニ算入シ、其ノ未払代金ハ債務トシテ控除シ、第一二二八時機ノ如何ニ関セズ葬式費用トシテ控除スヘキ限ニアラスト思考致候、從來ハ特ニ墓碑代金トシテ控除申出タルモノナシト雖モ、今回數百円ニ上ル多額ノ控除ヲ申出タルモノ有之、聊カ疑義共生シ候ニ付念貴見承知致度右ハ至急ラ要スル義ニ付電報ヲ以テ御回示相成度、此段及照会候也

主税局回答 明治四四年九月一四日 電信

本月九日付直第八一九号相続税三閑スル第一、第三ハ貴見ノ通、第一ハ事実葬式ニ伴フモノハ控除然ルヘシ

27、明治44年10月 相続税調査整理方の件

調査整理方ヲ速力ナラシムルノ件

明治四十四年十月三一日 往第一一五二号主税局長通牒

(平16 仙台 57-1)

相続税調査整理方ニ付テハ、曾テ及通牒置候次第モ有之候處、本年度上半期間ニ於ケル調査ノ実績ニ依レバ、之レカ
处分未済ニ属スルモノ夥多ニシテ、就中相続開始後三ヶ月ヲ経過セルモノ多々有之候、右ハ決定遲延ニ涉ルトキハ相
続財産ノ散逸又ハ脱漏ヲ米スノ虞有之候ニ付、速ニ其ノ整理ヲアセシメラレ候様致度、此段及通牒候也

(平7 名古屋 110)

28、明治44年12月 相続開始報告遲延に付矯正方

直第一九号

税務署

相続開始三付戸籍吏ヨリノ報告遲延スルモノ多シ、之レカ矯正方ニ關シ都留税務署長ヨリ別紙ノ通り申報有之候間、
為参考

右通牒ハ

(別紙)

第六三三八号

明治四十四年十一月十九日

東京税務監督局長殿

戸籍吏ヨリ提出スヘキ相続税法第十二条ノ報告ハ遲延甚敷、数次注意ヲ為スモ尚之ヲ怠ルノ傾向アリ、隨テ相続税ノ
調査決定ニ多大ノ影響ヲ及ス付、之カ弊風矯正ノ為メ別紙ノ通り谷村区裁判所ニ協議ヲアシ候、同裁判所ハ毎月當

署へ通告ヲ為シタル件数ヲ別紙様式ニヨリ報告セシメ、別途戸籍吏ノ送付セル戸籍届書類ニ対査シ、示後ノ監督ヲ励
行シ遺憾ナカラシムル計画ニ有之候
右及申報候也

写

第六一五〇号

明治四十四年十一月八日

都留税務署

戸籍吏力相続開始三閱スル届出ヲ受理シタルトキハ収税官厅ニ報告スヘキコトハ、相続税法第十二条ノ規定スル所ニ
有之候處、管内一、二ノ戸籍吏ヲ除クノ外ハ何レモ遲延三流レ、就中左記町村ハ其最毛甚敷モノニ有之、之レカ矯正
ニ就テハ屢々照会ノ次第モ有之候ハ共未タ之ヲ改ムルニ至ラズ、徵稅上遺憾ニ堪ヘス候条、可然御訓達相成度
右及協議候也

左記

南都留郡 秋山、盛里、西桂、船津、小立、勝山、長浜、西湖組合、河口
北都留郡 笹ヶ、初狩、賀岡、七保、大原、大月、大鶴、山田、梁川、以上各村

写

谷村区裁判所

管内 村戸籍吏

戸籍吏ニ於テ明治三十七年十一月法律第十号相続税法第十二条規定ノ届書ヲ受理シタル場合ハ、之ヲ所轄収税官厅ニ

報告スヘキ書ナルニ、往々之ヲヨリ報告セサル向有之ヤニ相聞ヘ候案、将来右届書ヲ受理シタル時ハ同法条第一号乃至第五号ノ事項ヲ各區別シ、洩レナク速ニ所轄収稅官厅ニ報告スヘシ、但毎月定期送付ノ身分三閱スル届書類ト同時ニ左記雛形ノ表ヲ作成シ、明治四十五年二月ヨリ當職ヘ報告スヘシ

右訓令又

明治四十四年十一月十五日

谷村区裁判所 判事 都筑一夫

写

明治四十一年 月 収稅官厅 / 相続届通知書

番 進 行 号	事	由	通 告シタル件 數
一	死亡又ハ失踪		
二	戸主ノ隠居又ハ国籍喪失		
三	戸主ノ婚姻又ハ養子縁組ニヨリ其家ヲ去リタルコト		
四	入夫婚姻ニヨリ女戸主カ戸主權ヲ喪失シタルコト		
五	戸主タル入夫ノ離婚		

右及報告候也

明治四十一年月日

何郡 何戸籍更 何 某印

谷村区裁判所

判事 都筑一夫 殿

(注意) 死亡失踪ハ戸主タリト家族タリントラ間ハス収稅官厅ニ通知スヘシ

(平12 東京 93)

29、明治45年6月 稅務代弁者に申告依頼方注意の件

直第四五九号 「45・6・29 東京税務監督局印」

税務署長

納稅上ノ代弁業者併ニ相続稅事務ニ關スル件、神田橋税務署長ヨリ左記ノ通申報アリダリ

右為參考通知ス

(左記)

明治四十五年六月一十六日

秘第三号

東京税務監督局長殿

神田橋税務署長

納稅上ノ代弁業者ニ關スル件ニ付テハ特ニ御訓示ノ次第アリ、又当署管内ニハ當該者モ有之候ニ付予テ注意申シテ、其ノ行動ノ一班ハ既ニ上申シタル事モ有之候處、右ニ付テハ署員中元同僚ノ因縁ニ依リ今ニ互ニ消息ヲ通スルモノア

ルニ至ツテハ容易ナラサルコト被存候ニ付、頃日ハ特三署賣ニ対シ之レ等ト關係ノ有無ヲ調査シ、尚又各賣ニ対シ充分戒飭ヲ加ヘ置候、今日ニアリテハ未タ不都合ノ廉アルモノ發見不致候、亦相続税ニ付テハ其ノ開始ヲ知ルト共ニ納稅資格者ニハ先ツ申告上ノ注意ヲ為シ來レルヲ以テ、其ノ際ニ於テ別紙注意書ヲ添付シ納稅者ニ於テ不正ノ奸策ニ乘セラレサル様子メ警告スルコトニ教候、別紙添付此段及上申候也

(別紙)

一、相続税申告ニ關スル手続ハ當署又ハ當署出張者ヨリ直接ニ説明シ、又書類作成上ノ利害ヲ与フヘキ方法トナリ居リ候間、殊ニ不得已場合ノ外ハ代人ヲ置カサル様御注意之レアリタシ

一、若シ代理者ヲ置ク必要アル場合ハ、可成親族知人等予テ信任セラルゝ人ヲ選マレタシ、謹リニ他人ノ勸誘ニ任セテ他人ヲ選マサル様、特ニ御注意相成度シ

一、近頃納稅上ニ付納稅人ト稅務署トノ間ニ立チテ便利ヲ計ルヘシト称シ、代理ヲ勧誘シ金錢ヲ強請スル不正者アル趣ナレハ殊ニ此ノ注意ニ及ブ次第ナリ、予メ警戒ヲ加ヘラルヘシ

(平19 東京 1121-2)